

平成 22 年度
包括外部監査の結果報告書

テーマ : 清掃事業に関する事務の執行等について

盛岡市包括外部監査人

公認会計士

花館 達

目次

第 1.	包括外部監査の概要	1
Ⅰ.	監査の種類	1
Ⅱ.	選定した特定の事件（テーマ）	1
Ⅲ.	監査の対象年度	1
Ⅳ.	監査の対象機関	1
Ⅴ.	特定の事件（テーマ）を選定した理由	2
Ⅵ.	監査の方法（監査の要点及び主な監査手続）	2
Ⅶ.	監査の実施期間	4
Ⅷ.	監査の実施概要	4
Ⅸ.	包括外部監査人及び補助者	5
X.	利害関係	6
第 2.	盛岡市の清掃事業の概要	7
Ⅰ.	監査対象とした盛岡市環境部及び玉山総合事務所の機構及び要員	7
Ⅱ.	予算・決算の状況（一般会計及び清掃費）	8
Ⅲ.	盛岡市の清掃事業の範囲	10
Ⅳ.	盛岡市清掃事業に係る条例等	11
Ⅴ.	ごみ関係の統計	16
1.	ごみ排出量の年度別推移	16
2.	リサイクル率の年度別推移	16
3.	焼却処理量と埋立処理量	17
Ⅵ.	清掃関連処理施設の概要	18
第 3.	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	19
Ⅰ.	盛岡市分別収集計画及びこれに基づくごみの分類・収集（ルール等）	19
1.	概要	19
2.	監査手続及び監査結果	23

	3. 監査結果に添える意見	23
II.	盛岡市ごみ減量推進基金	27
	1. 概要	27
	2. 監査手続及び監査結果	28
III.	一部事務組合への負担金等の支出について	31
	1. 概要	31
	2. 監査手続及び監査結果	32
	3. 監査結果に添える意見	33
IV.	事業系一般廃棄物の処分手数料	35
	1. 概要	35
	2. 監査手続及び監査結果	40
	3. 監査結果に添える意見	41
V.	家庭系ごみの有料化についての検討	42
	1. 概要	42
	2. 監査手続及び監査結果	48
	3. 監査結果に添える意見	49
VI.	資源ごみの回収事業	50
	1. 概要	50
	2. 監査手続及び監査結果	52
	3. 監査結果に添える意見	56
VII.	盛岡市清掃事業における外注業務	58
	1. 概要	58
	2. 外注契約の概要	60
	3. 監査手続及び監査結果	62
	4. 監査結果に添える意見	64
VIII.	保有車両	67
	1. 概要	67
	2. 監査手続及び監査結果	67
IX.	盛岡市クリーンセンター（ごみ焼却施設）	71
IX-1.	施設管理運営について	71
	1. 概要	71
	2. 監査手続及び監査結果	74
	3. 監査結果に添える意見	79
IX-2.	ごみ焼却業務関連契約について	79
	1. 概要	79

2.	監査手続及び監査結果	81
3.	監査結果に添える意見	82
X.	盛岡市余熱利用健康増進センター「ゆぴあす」	84
X-1	施設の概要及び指定管理者の選定について	84
1.	施設の概要	84
2.	指定管理者の選定	84
3.	監査手続及び監査結果	88
X-2	利用料金の取扱いについて	89
1.	概要	89
2.	監査手続及び監査結果	90
3.	監査結果に添える意見	90
X-3	ゆぴあすにおけるモニタリング業務について	91
1.	概要	91
2.	監査手続及び監査結果	95
X I.	盛岡市リサイクルセンター（資源ごみ分別施設、粗大ごみ処理施設、廃棄物処分場）	100
1.	概要	100
2.	監査手続及び監査結果	103
3.	監査結果に添える意見	106
X II.	盛岡市玉山廃棄物処分場	108
1.	概要	108
2.	監査手続及び監査結果	109
3.	監査結果に添える意見	110
X III.	収集センター（三ツ割収集センター、門収集センター）	111
1.	概要	111
2.	監査手続及び監査結果	113
3.	監査結果に添える意見	115
X IV.	おわりに	118

第 1 . 包括外部監査の概要

I . 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び盛岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定による包括外部監査

II . 選定した特定の事件（テーマ）

清掃事業に関する事務の執行等について

III . 監査の対象年度

平成21年度（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22 年 3 月31 日）

但し、必要があると判断した場合には、平成20年度以前に遡り、また、一部平成22年度についても対象とした。

IV . 監査の対象機関

盛岡市環境部（ただし、清掃事業が事務分掌に含まれない環境企画課を除く。）及び玉山総合事務所。

なお、一部事務組合の事務執行は、監査対象外である。

（一部事務組合とは、複数の普通地方公共団体等が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織で、地方自治法 284 条 2 項により設けられる。）

V. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

1. 盛岡市の清掃事業に関する決算額は近年減少傾向にはあるものの、平成 22 年度の当初予算額は約 37 億 55 百万円に上っており、盛岡市財政上の負担が大きいため、予算執行状況を中心とした清掃総務、塵芥処理、ごみ処理施設管理、余熱利用の各事業の事務執行全般について、合規性、経済性、効率性を確かめることが監査対象事件として選定する意義があると判断した。（なお、平成 22 年 9 月開催の盛岡市議会で承認された清掃事業の平成 21 年度決算額は、36 億 87 百万円であった。）
2. ごみ収集業務及び焼却処理業務等における民間委託の業務内容や委託比率等を把握し、財政負担の軽減策が適切に施されているかを確かめることが監査対象事件として選定する意義があると判断した。
3. ダイオキシン対策等住民の健康保持やごみ量の軽減策等の環境保全に対する施策が合理的に実施されているかを確かめることが監査対象事件として選定する意義があると判断した。
4. 旧三ツ割清掃工場、旧門清掃工場の解体計画の進行状況や跡地の再利用計画について、市有財産の有効利用と財政負担の軽減化の観点から、どのような展望で計画が策定され、また、進行中であるのか検証することが監査対象事件として選定する意義があると判断した。
5. 合併後も継続している他の地方自治体（一部事務組合）との共同事業の妥当性について検証することが監査対象事件として選定すべき意義があると判断した。

VI. 監査の方法（監査の要点及び主な監査手続）

1. 監査の視点

「盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（平成 6 年 9 月 30 日条例第 40 号）の第 1 条は、「この条例は、廃棄物の発生の抑制，再生利用の促進等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、及び生活環境を清潔にすること

により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。」と、また、市長の基本的責務として、同条例第3条は、「市長は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し、市民の自主的な活動を支援し、市民及び事業者の意識の啓発を図る等必要な措置を講じなければならない。」と、それぞれ規定する。

この包括外部監査は、盛岡市清掃事業において、以上の規定が遵守されているかという点を基本的な視点として実施した。

廃棄物対策及びごみ対策に係る事務の執行等に関する主な監査要点は次のとおりである。

- (1) 廃棄物対策及びごみ対策に係る事務の執行等が、関連する法令及び条例・規則等に従い処理されているかどうかについて
- (2) 廃棄物対策及びごみ対策に係る事務の執行等が、経済性・効率性及び有効性を考慮して実施されているかどうかについて
- (3) ごみ及び資源の排出量等に関する現状分析やその対策が効果的・効率的になされているかどうかについて
- (4) 事務の執行が合理的と考えられる方法によって適切に行われているかどうかについて

2. 主な監査手続

- (1) 廃棄物対策及びごみ対策に係る事務の関連書類一式の閲覧等を実施し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- (2) 経済性・効率性等の検証のために、廃棄物対策及びごみ対策に係る事務において、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び調査・分析等を行った。
- (3) 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

このような監査の実施過程で、業務の経済性・効率性等に関する各種の指導等についても、併せ

て実施した。

VII. 監査の実施期間

自 平成 22 年 5 月 7 日 至 平成 23 年 1 月 31 日

(実地調査期間 自 平成 22 年 7 月 21 日 至 平成 23 年 1 月 13 日)

VIII. 監査の実施概要

監査対象事項	監査場所	作業日数
監査対象事件の選定	盛岡市本庁舎	1
	監査人・補助者事務所	1
監査計画の立案	盛岡市本庁舎	3
監査対象事件の諸資料の内容確認、ミーティング	盛岡市本庁舎	17
全体ヒアリング（準備作業及び取り纏めを含む）	盛岡市本庁舎	5
	監査人・補助者事務所	1
現場視察及び視察結果取り纏め作業	各業務現場	4
	盛岡市本庁舎	4
全般的な事項に関する事項	盛岡市本庁舎	6
	盛岡市環境部	6
盛岡市クリーンセンターに関する事項	盛岡市クリーンセンター	8
	盛岡市本庁舎	2
	盛岡市環境部	2
余熱利用健康増進センター 「ゆびあす」に関する事項	盛岡市クリーンセンター	9
	盛岡市本庁舎	1
盛岡市リサイクルセンターに関する事項	盛岡市リサイクルセンター	1
三ツ割収集センターに関する事項	盛岡市環境部	1

門収集センターに関する事項	盛岡市環境部	1
三ツ割収集センター、門収集センターに関する事項	両センター	1
諸資料の再確認、報告書の検討、打合せ及び検討	盛岡市本庁舎	2
	監査人・補助者事務所	48
その他（提出書類の作成等）	監査人・補助者事務所	1
合計	盛岡市本庁舎	41
	盛岡市環境部	10
	現場視察（6箇所）	4
	盛岡市クリーンセンター	17
	盛岡市リサイクルセンター	1
	三ツ割・門収集センター	1
	監査人・補助者事務所	51
	総執務日数	125

（注） 1． 上記執務日数は、1日の作業時間が6時間以上である執務日を集計している。

2． 現場視察の対象は、盛岡市クリーンセンター、盛岡市余熱利用健康増進センター「ゆぴあす」、盛岡市リサイクルセンター、盛岡市玉山廃棄物処分場、三ツ割収集センター及び門収集センターである。

IX. 包括外部監査人及び補助者

1. 包括外部監査人

公認会計士 花館 達

2. 補助者

公認会計士 高橋 雄一郎

公認会計士 林 謙志

公認会計士 多田 秋雄

公認会計士 富沢 尚子

X. 利害関係

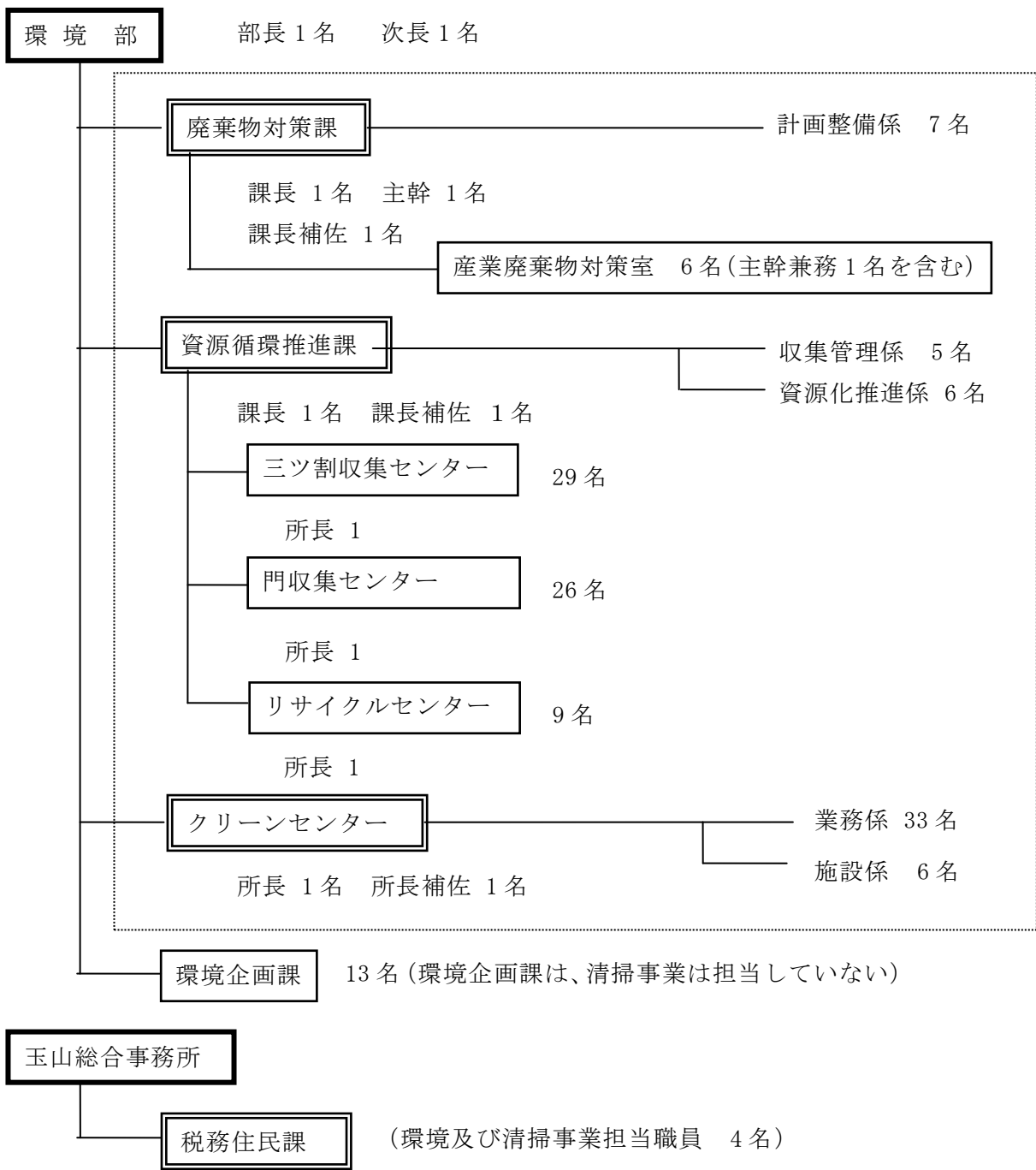
包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 報告書中の表の合計値は、表示単位未満の数値を切捨てて表示しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

第 2．盛岡市の清掃事業の概要

以下に掲げる第 2 の記載内容は、「清掃事業概要」（平成 21 年度、22 年度 盛岡市環境部 以下、「清掃事業概要」という。）のデータにもとづいて作成したものである。

I．監査対象とした盛岡市環境部及び玉山総合事務所の機構及び要員（平成 22 年 4 月 1 日現在）



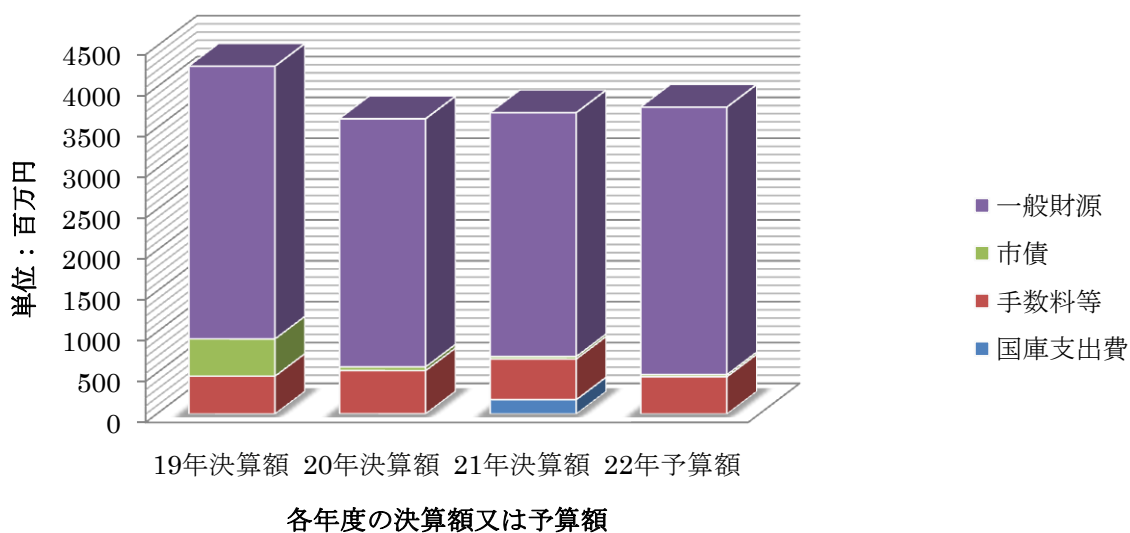
Ⅱ．予算・決算の状況（一般会計及び清掃費）

平成 19 年度以降の清掃費決算額の推移（平成 22 年度については予算額）、清掃費の財源内容の推移及び清掃費の決算額又は予算額が一般会計に占める割合の推移は次のとおりである。

＜一般会計における清掃費割合及び清掃費の財源の推移＞

（単位：千円）

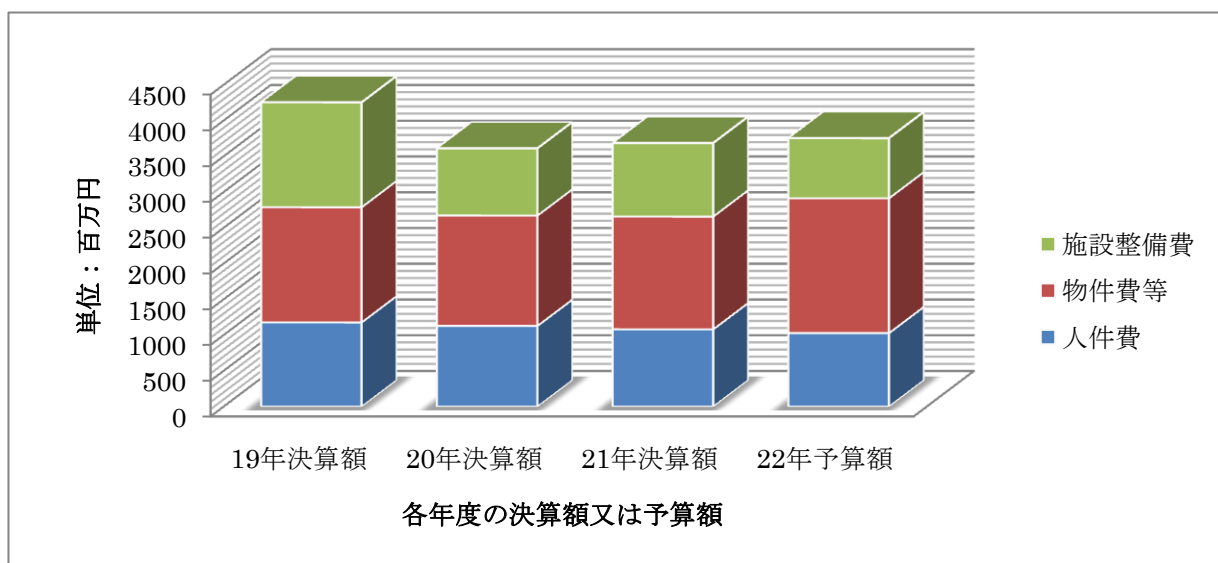
区分 \ 年度		19 年度 決算額	20 年度 決算額	21 年度 決算額	22 年度 当初予算額
一般会計		97,041,063	95,353,136	108,080,339	101,485,000
清掃費		4,256,269	3,612,797	3,687,043	3,755,204
清掃費の財源	国庫支出費	1,437	3,043	176,067	-
	手数料等	462,790	529,156	497,721	455,973
	市債	456,200	45,900	31,400	27,600
	一般財源	3,335,842	3,034,698	2,981,855	3,271,631
清掃費割合(%)		4.3	3.8	3.4	3.7



<清掃費の歳出（性質別）の推移>

（単位：千円）

年度 区分	19 年度 決算額	20 年度 決算額	21 年度 決算額	22 年度 当初予算額
人件費	1,178,941	1,129,965	1,081,932	1,028,689
物件費等	1,610,870	1,542,889	1,576,818	1,886,003
施設整備費	1,466,458	939,943	1,028,293	840,512
歳出合計	4,256,269	3,612,797	3,687,043	3,755,204



Ⅲ．盛岡市の清掃事業の範囲

市は、平成４年４月には隣接する旧都南村と、また、平成１８年１月には旧玉山村と合併したことに伴い、それら合併前の旧村が従前より清掃業務及びし尿処理業務を行っていた一部事務組合（地方自治法第２８４条第２項）の構成市となり、現在も合併前の旧村の地区（都南地域及び玉山区）の清掃業務及びし尿処理業務は、一部事務組合が行っている。また、市は、それら旧村との合併前の盛岡地域のし尿処理業務を行う一部事務組合の構成市となっている。

また、平成２０年４月からの中核市の指定に伴い、環境部廃棄物対策課内に産業廃棄物対策室を設置し、廃棄物処理法、自動車リサイクル法に基づく許可事務等、ＰＣＢ特別措置法に基づく報告・届出等の事務処理を行っている。

盛岡市内の清掃事業の実施主体を取りまとめると次のとおりである。

地区	清掃業務	実施主体
盛岡地域（合併前の盛岡市内）	ごみ	盛岡市環境部
	し尿	盛岡地区衛生処理組合
都南地域	ごみ	盛岡・紫波地区環境施設組合
	し尿	紫波、稗貫衛生処理組合
玉山区	ごみ	盛岡市玉山総合事務所（収集業務及び最終処分業務）
		岩手・玉山環境組合（中間処理業務）
	し尿	盛岡北部行政事務組合

IV. 盛岡市清掃事業に係る条例等

盛岡市が定める清掃事業に関する条例、規則、細則、要綱、規程、及びそれら例規等の目的、趣旨等は、次のとおりである。

○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（最終改正 平成19年12月25日条例第85号）

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（最終改正 平成20年11月28日規則第96号）

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第40号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

○盛岡市浄化槽法施行細則（最終改正 平成20年3月26日規則第7号）

（趣旨）

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

○盛岡市ごみ減量資源再利用推進会議設置要綱（最終市長決裁 平成20年4月1日）

（設置）

第1 ごみの資源化、再生利用等のごみ減量施策の推進について広く意見を聴し、清掃行政に反映させるため、盛岡市ごみ減量資源再利用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議は、ごみの資源化、再生利用等のごみ減量施策の推進について、意見、提案等を行うものとする。

○ごみ減量推進委員会規程（最終改正 平成20年3月31日訓令第4号）

(設置)

第1条 盛岡市市長部局の行政組織及び運営等に関する規則（昭和33年規則第7号）第52条の規定に基づき、ごみ減量推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、ごみの資源化、再生利用等のごみ減量施策の推進に関する主要な事項について調査審議する。

○盛岡市きれいなまち推進員規則（最終改正 平成18年1月6日規則第5号）

(設置)

第1条 清掃行政等の円滑な推進を図るため、きれいなまち推進員を置く。

(職務)

第2条 きれいなまち推進員は、別に定める担当区域内において、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 家庭系廃棄物の集積場所の指定に係る連絡調整及び管理の指導に関すること。
- (2) 廃棄物の処理方法の指導に関すること。
- (3) 生活環境の清潔の保持に係る活動の周知及び指導に関すること。
- (4) ごみ減量活動の推進に関すること。
- (5) 印刷物の配布等清掃行政に関する周知に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めた事項

○盛岡市廃棄物不法投棄監視員規則（最終改正 平成18年1月6日規則第6号）

(設置)

第1条 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）の不法投棄の防止等を図るため、廃棄物不法投棄監視員を置く。

(職務)

第2条 廃棄物不法投棄監視員（以下「監視員」という。）は、別に定める担当地域内において、次に掲げる職務を行うものとする。

- （1）廃棄物の不法投棄の監視に関すること。
- （2）廃棄物の不法投棄に関する情報の収集に関すること。
- （3）その他市長が必要と認めて指示する事項

○盛岡市資源集団回収器具貸付要綱（最終改正 平成11年3月31日告示第140号）

（目的）

第1 この告示は、町内会、子ども会、その他の市民団体（以下「町内会等」という。）に対して資源の集団回収に必要な器具（以下「集団回収器具」という。）を貸し付けることにより、市民の積極的かつ継続的な資源の再利用運動を促進し、もってごみの減量を推進することを目的とする。

○盛岡市資源集団回収事業報奨金交付要綱（最終改正 平成20年3月31日告示第129号）

（目的）

第1 この告示は、資源の集団回収（以下「集団回収」という。）を行う町内会、子ども会その他の市民団体（市長が認めたものに限る。以下「町内会等」という。）に対して報奨金を交付することにより、資源の再利用等を促進する市民運動を育成するとともに、ごみの減量を推進することを目的とする。

（定義）

第2 この告示において「資源」とは、ごみとして廃棄される瓶類、紙類、繊維類、金属類その他の物品のうち、再利用又は再生利用をすることが可能な物品で市長が指定するものをいう。

○資源集団回収活動優良団体等表彰要領（平成14年9月4日市長決裁）

（目的）

第1 この要領は、集団回収（盛岡市資源集団回収事業報奨金交付要綱（平成6年告示第97号。以下「報奨金要綱」という。）第1に規定する集団回収をいう。以下同じ。）の実績が優秀であると認められる町内会、子ども会、老人クラブその他の住民組織を表彰することにより、資源（報奨金要綱第2に規定する資源をいう。以下同じ。）の再利用等に関する市民意識の高揚を図り、もってごみの減量に資することを目的とする。

○盛岡市ごみ集積場所等整備事業補助金交付要綱（最終改正 平成21年 4月27日告示第196号）

（目的）

第1 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、町内会、自治会等の地域的共同活動を行っている団体が、ごみ集積場所等整備事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

○盛岡市ごみ減量資源再利用促進等事業補助金交付要綱（最終改正 平成20年 2月15日告示第49号）

（目的）

第1 ごみの減量及び資源の再利用の促進を図るため、町内会等がごみ減量資源再利用促進等事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

○平成22年度盛岡市電動生ごみ処理機購入費用補助金交付要綱（平成22年 4月28日盛岡市告示第254号）

（目的）

第1 玉山区の一般家庭から排出される厨芥類（以下「生ごみ」という。）の減量を図るため、玉山区内に住所を有する者で市長が適当と認めたものが電動生ごみ処理機を購入する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

○盛岡市ごみ減量推進基金条例（最終改正 平成14年 3月29日条例第9号）

（設置）

第1条 ごみの減量に対する市民意識の高揚を図るとともに、ごみの資源化、再生利用等のごみ減量施策の推進に資するため、ごみ減量推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

○ごみ集積場所設置等取扱要領（平成8年 3月25日 市長決裁）

（趣旨）

第1 この要領は、盛岡市又は盛岡・紫波地区環境施設組合が定期的に収集することとしている家庭系廃棄物の集積場所（以下「ごみ集積場所」という。）の設置、廃止等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

○盛岡市ごみ減量・リサイクル協力店認定制度実施要綱（平成9年9月12日市長決裁）

（目的）

第1 この要綱は、ごみの減量及びリサイクルに積極的に取り組んでいる小売店を盛岡市ごみ減量・リサイクル協力店（以下「協力店」という。）として認定することにより、小売店の取組を推進し、もってごみの減量及びリサイクルに寄与することを目的とする。

○レジ袋使用量削減協力店認定制度実施要綱（平成19年7月6日市長決裁）

（目的）

第1 この要綱は、買い物客のマイバッグ（購入した商品を持ち帰るために買い物客が自ら持参する袋等をいう。以下同じ。）の持参を推進し、レジ袋の使用量削減運動に積極的に取り組んでいる小売店をレジ袋使用量削減協力店（以下「協力店」という。）として認定することにより、小売店の取組を推進し、もってごみの減量及び市民の環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

○盛岡市せん定枝等粉砕機貸付要綱（平成19年3月15日盛岡市告示第74号）

（目的）

第1 この告示は、個人及び町内会その他の市民団体（以下「個人等」という。）に対して、家庭、公園等の樹木をせん定する場合に発生する枝等を粉砕する機器（以下「せん定枝等粉砕機」という。）を貸し付けることにより、市民の積極的かつ継続的な資源の自家処理を促進し、もってごみの減量を推進することを目的とする。

○使用済蛍光管等収集事業実施要綱（平成20年8月28日市長決裁）

（目的）

第1 この要綱は、盛岡地域（平成4年3月31日における盛岡市の区域をいう。）から排出される使用済蛍光管等を小売店等において拠点回収する際の収集に関し必要な事項を定めるものとする。

V. ごみ関係の統計

1. ごみ排出量の年度別推移

< 総量（単位：t） >

区分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		前年度比		前年度比		前年度比
可燃ごみ	100,926	△2.5%	95,572	△5.3%	93,220	△2.5%
不燃ごみ	9,204	△9.2%	8,563	△7.0%	8,340	△2.6%
資源ごみ	11,997	+2.0%	11,049	△7.9%	11,009	△0.4%
合計（総量）	122,127	△2.6%	115,184	△5.7%	112,569	△2.3%

< 1人1日当たり（単位：g） >

区分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		前年度比		前年度比		前年度比
可燃ごみ	920	△2.6%	877	△4.7%	857	△2.3%
不燃ごみ	84	△9.3%	79	△6.4%	77	△2.5%
資源ごみ	109	+1.9%	101	△7.3%	101	△0.2%
合計(1人当たり)	1,114	△2.7%	1,057	△5.1%	1,035	△2.1%

2. リサイクル率の年度別推移

（単位：t）

区分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		前年度比		前年度比		前年度比
市・組合の資源化量	13,642	+3.5%	12,870	△5.7%	12,239	△4.9%
資源集団回収量	8,115	△0.1%	8,134	+0.2%	7,689	△5.5%
ごみ排出量	122,127	△2.6%	115,184	△5.7%	112,569	△2.3%
リサイクル率	16.7%	+0.8%	17.0%	+0.3%	16.6%	△0.5%

3. 焼却処理量と埋立処理量

(単位：t)

区分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		前年度比		前年度比		前年度比
焼却処理量	105,749	△2.9%	100,126	△5.3%	97,594	△2.5%
埋立処理量	15,641	△6.6%	14,613	△6.6%	14,586	△0.2%

VI. 清掃関連処理施設の概要

盛岡市の平成 21 年 4 月 1 日現在の清掃関連処理施設の概要は、次のとおりである。

施設名	施設内容	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡) 又は 埋立容積 (㎥) ※	竣工年月 (S:昭和 H:平成)	建設費 (千円)
三ツ割 収集センター	ごみ収集等管理施設	13,467	1,997	S51/9	1,555,202
門 収 集 センター	ごみ収集等管理施設	11,849	1,009	S44/8	170,234
盛岡市クリー ンセンター	ごみ焼却施設	111,566	10,288	H10/3	19,364,000
余熱利用健康 増進センター 「ゆびあす」	プール、浴場、休憩室、 アリーナ、軽運動室、 会議室	12,009	5,015	H13/12 (H14/3 供 用開始)	2,128,500
盛岡市リサイ クルセンター	資源ごみ分別施設	343,753	1,522	H4/3	410,746
	粗大ごみ処理施設		540	S54/3	254,300
	埋立処分場		※1,017,050	S52/11	780,264
	浸出水処理施設		197	S53/8	
玉山廃棄物 処分場	埋立処分場	5,160	※37,100	H5/3	479,362
	浸出水処理施設		190		

(注) 門収集センター及び三ツ割収集センターは、当初ごみ焼却施設として建設されたが、平成 10 年 4 月の盛岡市クリーンセンター供用開始に伴い廃止になり、廃止後現在に至るまで、ごみ収集等管理施設地として活用されている。

第 3． 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

I． 盛岡市分別収集計画及びこれに基づくごみの分類・収集（ルール等）

1． 概要

（1） 盛岡市分別収集計画の作成の背景等

市長は「盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第 6 条の 2 第 1 項の定めにより、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号。）第 8 条第 1 項において容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めなければならない旨規定され、同法第 14 条第 2 項において、市民が家庭系廃棄物を排出するときは、その分別及び排出の方法について、一般廃棄物処理計画及び市長が定める方法に従うとともに、家庭系廃棄物の収集場所の清潔を保持しなければならない旨が規定されている。

ごみ処理は従来生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的として適正処理を行ってきたが、近年、地球環境規模での環境問題の一つとして関心が高まってきており、今後は、地球環境の保全や限られた資源の有効活用の観点に立ったごみの減量・資源化への積極的な取組が求められている。

「盛岡市分別収集計画」（平成 19 年 6 月盛岡市 以下、「分別収集計画」という。）は、このような認識の下に、一般廃棄物の中で大きな割合を占め、技術的にその再生資源としての利用が可能な容器包装について、分別収集を計画的に推進するため策定されたものである。

なお、この計画は「盛岡市一般廃棄物処理基本計画」（平成 19 年 3 月改定 概要は 46 ページ「家庭系ごみの有料化についての検討」「1． 概要（3） 盛岡市一般廃棄物処理基本計画について」を参照。）及びこれに基づく盛岡市ごみ減量化行動計画（平成 19 年 3 月改定）における容器包装の減量化に係る指針を補完するものとしての性格を有するものである。

現在の計画は平成 19 年 6 月に決定され平成 20 年 4 月を始期とする 5 年間（平成 20 年度から平成 24 年度まで）を計画期間とし、3 年ごとに改定するものであり、容器包装廃棄物のうち次の品目を対象とする。

<計画の対象となる容器包装廃棄物>

- スチール製容器包装（主として鋼製の容器包装）
- アルミ製容器包装（主としてアルミニウム製の容器包装）
- 無色のガラス製容器（主としてガラス製の容器で、無色のもの）
- 茶色のガラス製容器（主としてガラス製の容器で、茶色のもの）
- その他の色のガラス製容器（主としてガラス製の容器で、無色及び茶色以外の色のもの）
- 飲料用紙製容器（主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く））
- 段ボール（主として段ボール製の容器包装）
- その他の紙製容器包装（主として紙製の容器包装（飲料用紙製容器及び段ボールを除く））
- ペットボトル（主としてポリエチレンテレフタレート製の容器包装であって飲料又はしょうゆを充てんするための容器）
- 白色トレイ（白色の発泡スチロール製食品トレイ）
- その他のプラスチック製容器包装（主としてプラスチック製の容器包装（ペットボトル及び白色トレイを除く））

（２）ごみの排出の抑制を促進するための方策

①ごみ減量資源再利用推進会議の開催

ごみの減量や再生利用等の推進について広く市民各層の意見を聴き、ごみ減量施策に反映させるため、会議を開催する。

②ごみ減量等市民運動支援事業

ごみ減量・資源再利用市民運動の一層の拡大と活性化を図るため、市民が行う資源集団回収活動等を支援する。

<具体的な活動支援の内容>

a. 資源集団回収器具の貸付け

資源の集団回収を行う町内会、子ども会その他の市民団体に対し、資源集

回収用のリヤカーの貸付けを行う。

b. 資源集団回収事業報奨金の交付

資源集団回収を行う町内会、子ども会その他の市民団体に対し、その実績に応じ、報奨金を交付する。

c. 資源集団回収活動優良団体の表彰

資源集団回収の実績が優良な町内会、子ども会、その他の市民団体を表彰する。

d. 資源回収活動推進事業費の補助

資源集団回収により回収された資源物の、資源回収業者による安定的な引き取り体制を維持するため、協同組合盛岡リサイクルセンターが行う資源集団回収推進事業費の一部を補助する。

e. ごみ減量資源再利用市民運動促進事業費の補助

盛岡市町内会連合会が行うごみ減量資源再利用市民運動促進事業に対し、事業費の一部を補助する。

f. ごみ減量資源再利用促進等事業費の補助

ごみの減量及び資源の再利用の促進を図るため、町内会等が行う事業に要する経費の一部を補助する。

g. 地域循環型生ごみ処理推進事業

地域で持ち寄った生ごみを公共施設用地などに設置する大型生ごみ処理機で堆肥化し、できた堆肥は、地元の花壇や家庭菜園などで活用する。

③ごみ減量等啓発事業

ごみの減量や再生利用等を推進するため、市民及び事業者の意識啓発を図る。

<具体的な啓発事業の内容>

a. 市民のつどいの開催

ごみ減量・リサイクル推進の啓発のため、「市民のつどい」を開催する。

b. ごみ減量・リサイクル協力店の認定

ごみ減量化・リサイクルの促進を図るため、ごみ減量やリサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店を「ごみ減量・リサイクル協力店」として認定し、市民に推奨する。

c. 「めぐるちゃん便り」の発行

公募した「ごみ減量リサイクルシンボルキャラクター・めぐるちゃん」を活用し、ごみ問題を考える情報誌「めぐるちゃん便り」を作成し、全世帯に回覧する。

④事業系ごみ減量等推進事業

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、事業活動に伴って生じる一般廃棄物の減量及び適正処理等の効果を高めるため、事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者には「事業系一般廃棄物減量等計画書」及び「事業系一般廃棄物管理責任者選任（変更）届」の提出を義務付け、事業者に対して指導・助言を行う。

⑤きれいなまち推進事業

<具体的な事業内容>

a. きれいなまち推進員の配置

きれいなまち推進員を置き、ごみ減量活動や分別収集等の円滑な推進を図る。

b. 地区清掃懇談会の開催

きれいなまち推進員や町内会長を対象に地域のごみ処理問題やごみ減量資源再利用等についての懇談会を開催する。

c. ごみ集積場所等整備事業費の補助

一般家庭から出されるごみの集積場所及びストックヤードの設置費の一部を補助する。

⑥清掃思想啓発事業

<具体的な啓発事業の内容>

a. ごみの分け方、出し方の指導

家庭における正しいごみの分別と排出を啓発するため、チラシ「ごみの分け方・出し方」を作成し、全世帯に配布する。

b. 小学校での啓発

小学校第3学年、第4学年の社会科補助教材「ごみとわたしたち」を作成配布し、ごみ問題に対する正しい認識を持てるよう啓発する。

c. 不法投棄防止対策

不法投棄パトロールを実施するとともに、看板の設置や市広報紙などで啓発を行うほか、不法投棄監視員による監視、情報収集を行い、未然防止等を図る。

(3) ごみの分類・収集（ルール等）についての決定方法

ごみの収集計画については資源循環推進課で起案し、市長決裁を経て決定される。現状、収集の方法は、従来からの方法に従い必要に応じて改定している。

2. 監査手続及び監査結果

(1) 分別収集計画に従った運用について

清掃事業概要及び分別収集計画を閲覧、必要な質問や関連資料を入手し、ごみの分別が分別収集計画に従って運用されているかを合規性の観点から確認した。

監査の結果、分別収集計画の容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策が実際に行われ、平成 21 年度清掃事業概要に実績が記載されていた。このことから、分別収集計画に従った運用が行われているものと判断した。問題点等は認められない。

(2) ごみの分類・収集（ルール等）についての決定方法について

平成 22 年度 8 月からごみの分類・収集方法が変更になることを受け、新たなごみの分類・収集（ルール等）についての決定過程の合規性を確かめるため、平成 22 年度盛岡市一般廃棄物処理実施計画及び（新たな分別収集に関する）ごみの分け方及び収集カレンダーについての決裁書類を閲覧した。

監査の結果、これらに関する書類は市長決裁が行われており、決定過程の合規性を確認した。問題点等は認められない。

3. 監査結果に添える意見

清掃事業概要の記載事項に関し、必要な質問や関連資料を入手して分析し、分別収集計画ごみの排出の抑制を促進するための各方策に経済的な合理性があるかを検討した結果、次の事項を意見する。

(1) せん定枝等粉碎機について

清掃事業概要によると、市はせん定枝等粉碎機を2台保有しているが、例年その貸出し件数は少なく、年々減少傾向にもある。

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
貸出件数（件）	43	14	15	24

このため、その理由を質問したところ、「庭木の剪定枝を自家処理（チップや腐葉土として利用）するため粉碎機を貸し出す目的で導入したものであったが、伐採した太い庭木を処理したいというニーズで借りたケースや音がうるさいなどの理由等でリピーターが増えなかったことが、貸出件数の減少の理由としてあげられる。」旨の回答を得た。この回答を受け、当初（平成 17 年度）の機械購入の意思決定資料を閲覧したところ、機種ごとの価格・運搬中心の比較及び粉碎利用されるために最低限必要な性能レベルの検討は行われてはいたが、粉碎機に対する市民の要望度合いの検討が十分に行われておらず、結果として市民の需要に応えるものとはなっていない。

このせん定枝等粉碎機は庭木の剪定枝をチップや腐葉土として活用させることを目的として購入したものであるが、上の表のとおり貸出し件数が年々減少傾向にあることからこのような機械を市が購入する必要があったのか、公共性の観点から疑問である。

今後、このような市民が利用するための機器等の購入に際しては、市民の要望が大きい事項に限り、公共性の観点から購入の必要性を慎重に検討することが望ましいと考える。

（２）資源ごみの収集運搬について

びん、缶及びペットボトル等の資源ごみについては、種類ごとに別の運搬車両で収集している。他市では、同一車両での収集する方法が取られているところもある。

収集方法についての当初決定時に各種方法の試算を行い、最も可能かつ経済的合理性のある方法を検討したか確かめるため、資源の種類ごとに収集する理由について質問したところ、「リサイクルセンター内で収集業者が振り分けるのは場所の広さや手間を考慮すると困難であるから、資源の種類ごとに収集する方法を採用した。」旨の回答を得た。しかし、今後の収集体制の構築のために、同一車両によるびん、缶及びペットボトル等資源ごみの混載等の試行も検討している。

このような現状から、収集ブロックの設定及び収集方法の当初決定時に多様な収集方法の実行可能性や収集コストの試算を行い、最も効率的な方法を選択したのか、という点に

は疑問が残る。当該決定は相当過去に行われており、収集方法の決定時の資料を遡って閲覧することはできなかったため、その決定の過程を確かめることはできなかった。

収集方法の当初の決定時から、相当年月が経ち、技術やごみの量、分別の必要性など環境が大幅に変化している、必要な修正は随時行われていたかも知れないが、今後現在のごみを取り巻く環境の変化を総合的に加味して達成すべき優先順位を明らかにし、多様な方法の実行可能性及び経費の試算を行って最も効率的な方法を選択するための検討が望まれる。

なお、資源集団回収報奨金の経済的な合理性の検討結果については、後掲の「Ⅵ. 資源ごみの回収事業について」「2. 監査手続及び監査結果」に記載のとおりである。

（３）生ごみの排出の抑制を促進するための各方策に係る経済的な合理性について

清掃事業概要には、地域循環型生ごみ処理推進事業について業務用生ごみ処理機を設置し、生ごみを堆肥化して資源として地域で活用する事業を行っている旨、及び平成 21 年度は中野地区で 45 世帯の住民が利用し、生ごみ堆肥を活用した菜園を共同でつくり、生ごみを資源物として地域で循環させている旨の記載がある。

当該事業は現在、非常に狭い地域に限定したものとなっているため、これについて今後の方向性について質問したところ、「モデル地区として中野地区の拠点に生ごみ処理機を設置したものの、近隣住民に生ごみを持ってきてもらうよう直接お願いしなければならない状況が生じ、利用の拡大が事業計画立案当初に予想されたほど進まなかった。近隣地区の利用者の拡大に努めており毎年数回の懇談会などを通じ、モニタリングの検証を行っている。今後は集合住宅への新たな設置も検討している。」旨の回答を得た。

この事業に係る市のコストは生ごみ処理機購入費用のほか、電気代・保守費・点検費であり平成 22 年度予算は 509 千円と少額ではあるが、一部の地区住民に対しての支出であり、今後の事業拡大の道筋も不透明である。その一方で全盛岡市民を対象としていた電動生ごみ処理機購入費補助制度を廃止している。このような諸状況を勘案すると、当該事業に係る支出は公共性・公平性の観点及び経済的な合理性の観点から疑問がある。

モデル地区設定当初、近隣住民に生ごみを持ってきてもらうよう直接お願いしなければならない状況が生じている時点で当該事業の政策効果が弱いと予測できたであろうにもかかわらず、また、生ごみ等の処理により生じる有機性資源の再利用手段も不明な中で事業を推し進めて実施した点に経済合理性に疑問のある支出を発生させていると考えられる。事業の開始後は既に発生した取得費等の経費ではなく、将来の経費と事業の効果に特

に重点をおいたモニタリングが行われるべきであり、事業の見直しの機会を確保しておく必要がある。

今後の事業拡大の道筋が不透明な状況であるならば、モデル地区住民と相談の上、事業の見直しを行うことを検討することが望ましいと考える。

Ⅱ．盛岡市ごみ減量推進基金

1．概要

（１）当基金の設定の根拠

「盛岡市ごみ減量推進基金条例」（最終改正平成 14 年 3 月 29 日条例第 9 号。以下、「同条例」という。）第 1 条では、ごみの減量に対する市民意識の高揚を図るとともに、ごみの資源化、再生利用等のごみ減量施策の推進に資するために設置された基金である旨規定されている。

また、同条例第 2 条では、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める旨規定されている。

（２）当基金の積立額の推移

＜基金の積立額の推移（単位：千円）＞

区分	平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度
一般財源	30,000	166,800	－	－	－
寄付金	300	－	－	113	－
資源物売払	100	525	600	2,478	2,400
運用収入	1,940	－	－	－	－
年度計	32,340	167,325	600	2,592	2,400
年度末現在高	32,340	199,665	200,265	202,857	205,257

（注）運用収入は基金の利息収入である。平成 3 年度は基金に繰り入れたが、平成 4 年度以降は一般会計に繰り入れている。

区分	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
一般財源	－	－	－	－	－
寄付金	－	－	－	－	－
資源物売払	2,400	5,000	5,000	5,000	5,000
年度計	2,400	5,000	5,000	5,000	5,000
年度末現在高	207,657	212,657	217,657	222,657	227,657

区分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
一般財源	-	-	-	-	-
寄付金	300	300	300	1,101	-
資源物売払	-	-	-	-	-
年度計	300	300	300	1,101	-
年度末現在高	227,957	228,257	228,557	229,659	229,659

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
一般財源	-	-	-	-
寄付金	-	-	-	-
資源物売払	-	-	-	-
ペットボトル市町村拠出金	9,290	28,066	18,826	-
再商品化合理化拠出金等	-	-	-	2,135
取崩	-	-	△4,000	△40,246
年度計	9,290	28,066	14,826	△38,110
年度末現在高	238,949	267,016	281,842	243,732

2. 監査手続及び監査結果

(1) 積み立て内容について

同条例の規定内容及び平成 19 年度から平成 21 年度にわたる、ごみ減量推進基金出納帳及びごみ減量推進基金への積立額の推移に係るを閲覧し、質問により積立目標及び取崩しにより経費に充てた金額の内容について説明を受け、当基金の積み立てや運用が法規性の観点から適正であるか、検討した。

なお、監査の目的は盛岡市ごみ減量推進基金の積み立てや運用の法規性であり、実施した監査手続は、市より質問により入手した数値情報の正確性を担保するものではない。

監査結果は次のとおりである。

基金設定当初である平成 3 年度及び平成 4 年度には一般財源からの拠出により積み立てている。そして、以降の年度では関連する一般会計への歳入を対象として必要額を基金として一般会計歳入歳出予算で定めている。

以上から、積み立て過程の法規性は認められる。また、基金設定当初以降の積立財源

も経済的な合理性が認められる。問題点等は認められなかった。

(2) 取崩額の充当内容に係る合规性について

平成 20 年度の取崩額（4,000 千円）の内訳は、使用済み蛍光灯回収ボックス等の購入に 3,000 千円と資源集団回収報奨金に充当した 1,000 千円である。

平成 21 年度の取崩額（40,246 千円）の内訳は、プラスチック選別処理施設整備費への充当 24,051 千円、プラスチック収集委託費等への充当 6,363 千円、全世帯に配布する「ごみ分別辞典」の製本費用への充当 6,078 千円、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）イベントの開催等費用への充当 2,704 千円及び容器包装分別周知に係る事業費用への充当 1,050 千円であり、当初予算不足分の補填を含む。

当基金の取崩額はいずれもごみの減量に対する市民意識の高揚を図るとともに、ごみの資源化、再生利用等のごみ減量施策の推進に資する内容で、同年度の一般財源で予算付けしていない事項に係るものであり、合规性が認められる。問題点等は認められなかった。

(3) 当基金の積立額の目標設定について

ごみ減量の施策に係る環境部担当者への質問により、当基金の積立目標額が 3 億円である旨確認した。この積立目標額は、当基金の当初の積立金設定時（平成 3 年 4 月）において積立額の目標を 3 億円と設定して積み立ててきており、現在でも目標とされている旨の説明を受けた。目標額 3 億円の根拠については当時の資料を遡って確かめることはできなかった。積立当初は、積立金の運用果実（利息収入）をごみ減量の施策の経費に充当することを想定してきたとのことであるが、低金利時代に入り運用果実が少額となってから長期間になるが、積立金額は 27 ページの「1. 概要（2）当基金の積立額の推移」に示したとおり、多額の状況が続いている

3 億円は、盛岡市余熱利用健康増進センター「ゆぴあす」建設時の一般財源の額 325,184 千円（総建設費 2,453,684 千円。うち、起債額 2,128,500 千円）、及び盛岡市リサイクルセンター、資源ごみ分別施設建設時の一般財源の額 274,446 千円（総建設費 410,746 千円。うち、起債額 136,300 千円）に匹敵する金額であり、相当に多額である。

同条例の第 1 条では、ごみの減量に対する市民意識の高揚を図るとともに、ごみの資源化、再生利用等のごみ減量施策の推進に資するため、ごみ減量推進基金を設置としている。この目的に照らせば、現状実施している施策の推進に基金の取崩額を充てるべきであり、同様に積立目標も予定されている施策を基礎に決定するべきである。

平成19年6月作成の分別収集計画及び平成19年度3月に改定された「盛岡市一般廃棄物処理計画」からは、ごみ減量施策の推進に資するための施設整備計画は見取れなかった。

一方で、平成4年6月着工の盛岡市リサイクルセンターの建設は、ごみ減量施策の推進に資する施設とも考えられるが、当時、当基金の取り崩しは行われていなかった。

以上の状況から、当基金の積立目標額を3億円と設定していること、及び当該基金の残高を高額なまま維持しておくことの明確な根拠はないと判断せざるを得ない。あくまでも、将来予定されているごみの減量施策に要する資金を推計してそれを目標に積み立てを行うべきである。前述のとおり、平成20年度に4,000千円、平成21年度に40,246千円の取崩しが行われているが、平成21年度決算での当基金の残高は、243,732千円にもなっている。ごみの減量施策に要する資金を推計し、余分な積立額は取り崩して一般財源として活用する方策の検討を加速すべきである。

また、取崩しが行われずに、多額の積立金が残ったまま当年度まで十数年にわたり繰越されてきた要因として、同条例で具体的な取崩事由についての規定がないこと、また、取崩しに係る指針等もないことに起因していると考えられる。同条例もしくは指針等により、具体的な取崩の内容を明確にすることが、当基金の本来の目的に合致した運用につながり、また、必要積立額の設定にも資すると考えられる。

さらに、将来必要な施設の設備資金の積立については、これを明確に目的とする基金を別に設定することが望ましいと考える。

今後、同条例の改正、もしくは指針の作成等により、具体的な取崩（運用）内容を明らかにするとともに、予め基金の設定目的に合致した積立目標額を検討し、積み立てを行うべきである。

Ⅲ. 一部事務組合への負担金等の支出について

1. 概要

盛岡市内の清掃業務は盛岡市のほか、一部事務組合が下表のとおり担っている。

＜一部事務組合により行われている清掃業務＞

地区	清掃業務	清掃業務を行う一部事務組合	構成団体
盛岡地域	し尿	盛岡地区衛生処理組合	盛岡市、雫石町、滝沢村
都南地域	ごみ	盛岡・紫波地区環境施設組合	盛岡市、矢巾町、紫波町
	し尿	紫波、稗貫衛生処理組合	盛岡市、花巻市、矢巾町、紫波町
玉山区	ごみ	岩手・玉山環境組合	盛岡市、岩手町
	し尿	盛岡北部行政事務組合	盛岡市、八幡平市、岩手町、葛巻町

(注) 岩手・玉山環境組合が行う玉山区のごみ清掃業務は中間処理業務のみであり、収集及び最終処理（埋立）は玉山総合事務所が所管している。

一部事務組合は地方自治法第 284 条に定める地方公共団体であり、同法同条第 2 項は、「普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につき執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。」と規定している。すなわち、複数の普通地方公共団体等が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する特別地方公共団体である。

市は清掃業務を隣接する市町村と合同で行うことが経済的合理性の観点から必要性が高いと判断している上表の各地区の各清掃業務について業務を行う一部事務組合の構成市となっており、市独自の清掃業務は行っていない。

なお、平成 22 年 8 月からごみ減量とリサイクル推進のため、プラスチック製・紙製容器包装の分別収集業務を開始している。そして、その中間処理は盛岡・紫波地区環境施設組合が行っている。

各一部事務組合の予算に対する盛岡市の負担割合及び平成 21 年度決算の負担率の状況は次のとおりである。

＜負担割合及び平成 21 年度決算の負担率の状況＞

区分	負担割合		負担率%
盛岡地区衛生処理組合	均等割 1/10 利用割 9/10		38.52
盛岡・紫波地区環境施設組合	一般経常経費	均等割 2/10 利用割 7/10 面積割 1/10	42.56
	組合債元利金償還金	人口割	44.18
	施設整備費	盛岡地域 3/4	86.05
		都南地域 人口割	
紫波、稗貫衛生処理組合	均等割 2/10 利用割 8/10		28.28
岩手・玉山環境組合	一般経常経費	均等割 3.5/10 人口割 3/10 利用割 3.5/10	46.82
	建設費（元利償還）	均等割 3.5/10 人口割 6.5/10	53.39
盛岡北部行政事務組合	一般管理費（共通経費）	均等割 5/10 人口割 5/10	18.61
	経常経費（衛生費）	均等割 1/10 利用割 9/10	
	組合債元利償還金	均等割 1/10 人口割 6/10 利用割 3/10	

また、平成 19 年度以降の一部事務組合に対する負担金交付額は次のとおりである。

＜各年度の負担金等支出額＞

（単位：千円）

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
盛岡地区衛生処理組合	197,634	216,521	223,471
盛岡・紫波地区環境施設組合	597,259	599,952	658,842
紫波、稗貫衛生処理組合	83,970	62,874	63,850
岩手・玉山環境組合	206,726	201,622	203,683
盛岡北部行政事務組合	83,302	80,310	81,187

2. 監査手続及び監査結果

一部事務組合は監査対象外であり、その実施する業務自体を対象とした監査は実施していな

いが、構成市として各組合に負担金等を支出しているため、平成 21 年度決算資料を入手し、負担金が適正に支出されているか、主として環境部担当者へのヒアリングにより確かめた。

ヒアリングの結果、各一部事務組合での議決した負担金を支出しているとの回答を得た。また、平成 21 年度決算資料から支出額等に問題点はなかった。負担金の支出は、適正に行われているものと判断した。

3. 監査結果に添える意見

市が行っている業務に関連し、一部事務組合で実施することの可能性を検討し、構成市として一部事務組合に働きかけすべき点について次のとおり意見する。

容器包装リサイクル事業から玉山区が対象外になっていることについて

市は平成 22 年 8 月からごみ減量とリサイクルのため、プラスチック製・紙製容器包装の分別収集業務を開始している。そして、その分別収集業務は、盛岡・紫波地区環境施設組合の施設として平成 22 年 7 月に竣工した容器包装リサイクル推進施設で行っている。

しかし、この分別収集の施策の対象は盛岡地域と都南地域のみであり、玉山区だけが対象から除かれている。これは、旧玉山村との合併前から市が盛岡・紫波地区環境施設組合との取り決めにより盛岡地域と都南地域を対象とする旨既定されているため、合併後の玉山区が対象外となっているものである。しかし、この施策が盛岡市全体としてごみ減量とリサイクルの推進を図る点にあることに鑑みれば、盛岡市全域を施策の対象とすべきである。

玉山区のごみの収集と最終処理は玉山総合事務所が所管しているものの、中間処理は岩手・玉山環境組合が行っているため、玉山区を当該施策の対象とした場合には、例えば次のような課題があると考えられる。

- 玉山区は盛岡地域と都南地域の面積にほぼ匹敵する広域な範囲にわたるが、人口が 1 万 3 千人と市の 5 % に満たないため、盛岡地域と都南地域と同じ方法で収集すると効率及び環境負荷といった問題がある。
- 玉山区で収集した容器包装の中間処理を岩手・玉山環境組合で行うのか、盛岡・紫波地区環境施設組合が行うのか、業務主体の決定については岩手町を含む 4 つの地方公共団体での調整を要する。
- 玉山区を施策の対象に加える場合、中間処理することとなる一部事務組合で、業務範囲の変更（拡大）に係る議決手続を要する。

これらの課題を克服して同じ盛岡市である玉山区を施策の対象とすることが、市全体としての重要施策であることを盛岡市民全体に認知してもらえることにつながり、ごみ減量とリサイクルの促進を加速させ、長期的に有効な施策になるものと考えます。全市を挙げてのごみ減量とリサイクル徹底のため、早急に玉山区の実態に合った収集方法等を立案して対象とすべきである。

IV. 事業系一般廃棄物の処分手数料

1. 概要

(1) 業務の背景

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条第1項は、「事業者は、その活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」として定め、市町村等に第一義的に処理義務はなく、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、廃棄物（産業廃棄物及び一般廃棄物）を処理する責任は排出業者にある。そのため、事業者の排出する廃棄物を処理する場合は、当該処理に係る経費を事業者が負担することが原則となっている。

市では排出事業者が負担すべき事業系一般廃棄物の処分手数料について、処分原価等を勘案し定期的に見直しを図っている。平成17年度までは、10Kgまでごとに50円の手数料を徴収してきたが、事業者の負担額を周辺自治体との均衡、不法投棄への影響等を考慮し、平成18年度に、事業系ごみ減量の経済的誘導策としてその額を引き上げる方針を決定した。すなわち、事業者のごみ処分原価の最終的な負担率を50%程度として設定し、他都市の手数料額を参考に、10Kgまでごとに、平成18年度は66円、平成19年度は82円、平成20年度からは100円と、段階的に引き上げている。

市が事業者から処理委託を受けるのは盛岡地域であり、都南地域と玉山区に関しては、一部事務組合がごみ処理を行うことから、これらの地区の廃棄物処理手数料はそれぞれの組合で算定し決定している。

(2) 処分手数料、処分原価及び負担率の推移

平成18年度に、市が事業系一般廃棄物の処分手数料の引き上げの方針を決定した時に意思決定のための資料の一つとした処分手数料、処分原価及び負担率（処分原価に対する事業者の手数料負担率）に係るデータ（昭和57年度から平成16年まで）は、次のとおりである。

処分原価は毎年上昇傾向にあったが、平成7年度に10kg当たりの処分原価が100円台になり、また現在のごみ焼却施設である盛岡市クリーンセンターが稼働した平成10年度には200円台になり、その後も上昇傾向にあったといえる。

一方、処分手数料は10kgまでごとに引き直した場合、平成11年度まで15円としていたが、平成12年度に26円に引き上げた後平成16年度まで毎年値上げし、平成16年度に

50 円としてきた。

その結果、負担率は平成 11 年度の 6.1%を底として上昇に転じ、平成 16 年度には 20% となった。

＜平成 16 年度までの処分手数料、処分原価及び負担率の推移＞

年度	昭和 57	昭和 58	昭和 59	昭和 60	昭和 61	昭和 62	昭和 63	平成元
処分手 数料額	300 円 ／ 200 kg	300 円 ／ 200 kg	300 円 ／ 200 kg	300 円 ／ 200 kg	300 円 ／ 200 kg	300 円 ／ 200 kg	300 円 ／ 200 kg	150 円 ／ 100 kg
処分 原価	68 円／ 10 kg	79 円／ 10 kg	78 円／ 10 kg	79 円／ 10 kg	77 円／ 10 kg	76 円／ 10 kg	76 円／ 10 kg	73 円／ 10 kg
負担率	22.1%	19.0%	19.2%	19.0%	19.5%	19.7%	19.7%	20.5%

年度	平成 2	平成 3	平成 4	平成 5	平成 6	平成 7	平成 8	平成 9
処分手 数料額	150 円 ／ 100 kg	150 円 ／ 100 kg	150 円 ／ 100 kg	150 円 ／ 100 kg	150 円 ／ 100 kg	150 円／ 100 kg	150 円／ 100 kg	150 円／ 100 kg
処分 原価	77 円／ 10 kg	82 円／ 10 kg	88 円／ 10 kg	95 円／ 10 kg	92 円／ 10 kg	140 円／ 10 kg	161 円／ 10 kg	195 円／ 10 kg
負担率	19.5%	18.3%	17.0%	15.8%	16.3%	10.7%	9.3%	7.7%

年度	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16
処分手 数料額	150 円／ 100 kg	150 円／ 100 kg	26 円／ 10 kg	38 円／ 10 kg	50 円／ 10 kg	50 円／ 10 kg	50 円／ 10 kg
処分 原価	203 円／ 10 kg	247 円／ 10 kg	242 円／ 10 kg	256 円／ 10 kg	251 円／ 10 kg	263 円／ 10 kg	250 円／ 10 kg
負担率	7.4%	6.1%	10.7%	14.8%	19.9%	19.0%	20.0%

また、処分手数料が 50 円であった平成 17 年度、及びその値上げを実施した平成 18 年度以降平成 21 年度までのごみ処理量、処分手数料、処分原価及び負担率の推移の状況は、次のとおりである。

処分手数料の引き上げを始めた平成 18 年度以降負担率は上昇し、事業者のごみ処分原価の最終的な負担率を 50%程度とする市の目標に近づいてきている。

＜平成 17 年度以降の処分手数料、処分原価及び負担率の推移＞

年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
家庭系ごみ処理量(t)	59,302	58,849	58,499	55,966	54,719
事業系ごみ処理量(t)	43,264	42,431	40,137	37,597	36,549
ごみ処理量全体(t)	102,566	101,280	98,636	93,563	91,268
処分原価(千円)	2,556,465	2,687,140	2,572,791	2,394,545	2,407,789
処分原価の単価 (円/10Kg)	249.3	265.3	260.8	255.9	263.8
事業系ごみの処分手数料(円/10Kg)	50	66	82	100	100
負担率(%)	20.1	24.9	31.4	39.1	37.9

(3) 処分原価の対象範囲について

「処分原価」の対象範囲は、ごみ処理全体に係る費用(「処理原価」という。)のうち、収集運搬に係る費用を除いた概念として定義され、平成 21 年度の処理原価は次のようになっている。

＜平成 21 年度廃棄物処理原価＞

項目		総原価（円）	処理量（t、体）	1t（体）当たり原価（円）	
ごみ収集運搬		(A) 746,645,461	54,719	13,645	
ごみ処分	焼却	1,949,273,292	80,511	24,199	
	破砕	62,703,013	6,405	9,790	
	埋立	285,516,908	13,199	21,632	
	委託	廃タイヤ	91,737	2	45,869
		廃乾電池	7,429,534	79	94,045
		廃蛍光管	2,841,325	11	258,302
	資源化	99,932,796	6,757	14,790	
ごみ処分合計		(B) 2,407,788,605	91,268	26,832	
収集、運搬及び処分		(A+B) 3,154,434,066	－	40,027	
犬・猫等の死体		6,713,860	885	7,586	
ごみ減量対策		87,103,540	7,583	11,487	
合計		3,248,251,466	－	－	

(注) 副産物収入を控除し、起債利子及び減価償却費を含む。

(4) 平成 18 年度引き上げ方針決定時に入手した他都市の状況

平成 14 年度に全国都市清掃会議が国の委託を受けて全国 3,241 の自治体を対象に実施した「ごみ処理の有料化に係る調査」によると、事業系ごみの有料化については有効回答 1,267 自治体の 70%に当たる 888 自治体が有料化を実施している。

手数料額については、従量制を採用している 536 自治体のうち、1 kg 当たり 10 円 (10 kg に換算すると 100 円) が最も多く 38%、次いで 5 円が 30%、15 円が 13% となっている。容量ベースの 86 自治体では、300 当たり 200 円が 27% で最も多い。

金額決定の根拠 (複数回答可) については、「ごみ処理費用から設定 (例えば、費用の一定割合など)」及び「他市町村の前例、実績を参考に設定」が 45% と、群を抜いている。

< 参考 - 東北六県 県庁所在地の処分原価及び手数料単価 (平成 15 年度) >

区分	青森市	秋田市	仙台市	山形市	福島市
手数料単価	100 円／ 10 kg	78 円／ 10 kg	1,000 円／ 100 kg	200 円／ 20 kg	100 円／ 10 kg
処分原価	115 円／ 10 kg	192 円／ 10 kg	149 円／ 10 kg	154 円／ 10 kg	133 円／ 10 kg
負担率	87.0%	40.6%	67.1%	64.9%	75.2%

(注 1) 青森市と福島市の処分原価には、管理部門経費と施設整備に係る減価償却費が除かれている。

(注 2) 仙台市と山形市の処分原価には、家庭系及び事業系がともに含まれている。

(注 3) 秋田市は平成 18 年 4 月 1 日から手数料単価が 90 円／10 kg となっている。

(注 4) 仙台市と山形市は事業者の負担率を 10 kg 換算で算定している。

< 参考 - 県内各市町村の処分原価及び手数料単価 (平成 15 年度) >

区分	釜石市	一関市	陸前高田市	水沢市	江刺市
手数料単価	120 円／ 10 kg	120 円／ 10 kg	100 円／ 10 kg	120 円 (10 kg 換算)	120 円 (10 kg 換算)
処分原価	188 円／ 10 kg	243 円／ 10 kg	267 円／ 10 kg	303 円／ 10 kg	303 円／ 10 kg
負担率	63.8%	49.4%	37.5%	39.6%	39.6%

区分	大船渡市	久慈市	宮古市	遠野市	花巻市
手数料単価	100 円／ 10 kg	50 円／ 10 kg	50 円／ 10 kg	—円	70 円／ 10 kg
処分原価	601 円／ 10 kg	182 円／ 10 kg	612 円／ 10 kg	388 円／ 10 kg	199 円／ 10 kg
負担率	16.6%	27.5%	8.2%	—	35.2%

区分	二戸市	北上市	都南地区	玉山村	矢巾町
手数料単価	50 円／ 10 kg	90 円／ 10 kg	70 円／ 10 kg	100 円／ 10 kg	70 円／ 10 kg
処分原価	172 円／ 10 kg	可燃 152 円・ 不燃 183 円／ 10 kg	136 円／ 10 kg	算出 していない	136 円／ 10 kg
負担率	29.1%	可燃 59.2% 不燃 49.2%	51.5%	—	51.5%

区分	紫波町	滝沢村
手数料単価	70 円／ 10 kg	30 円 (10 kg 換算)
処分原価	136 円／ 10 kg	111 円／ 10 kg
負担率	51.5%	27.0%

(注 1) 釜石市の手数料単価は、50 kg までは 400 円である。

(注 2) 一関市の手数料単価は最終処分時には 200 kg ごとに 700 円となる。

(注 3) 久慈市、宮古市及び花巻市の手数料単価は、可燃ごみと不燃ごみの単価である。

(注 4) 久慈市では、この他発泡スチロールが 10 kg 当たり 100 円で資源ごみが無料である。

(注 5) 宮古市では、この他缶・びん類が 10 kg 当たり 30 円である。

(注 6) 花巻市の手数料単価は、100 kg までは 700 円である。また、粗大ごみが 1 kg 当たり 260 円である。

(注 7) 二戸市の手数料単価は、可燃ごみと不燃ごみの単価である。この他粗大ごみが 10 kg 当たり 100 円である。

(注 8) 滝沢村の処分原価には人件費が含まれていない。

(5) 平成 18 年度手数料額引き上げに関する方針の決定について

市では他都市の状況を参考にして目標値を設定し、事業者負担の急激な増加を避ける等の配慮をするための手数料額引き上げに関する方針を決定している。

すなわち、事業者には平成 14 年度から平成 16 年度の平均処分原価の 50%の負担を求めることとした場合の手数料単価は 10 kg 当たり 127.6 円となり 10 kg 当たり 78 円（改定率 156%）の大幅な引き上げとなる。また他都市の例を見ると、事業者負担率にばらつきがあるものの、10 kg 当たり 100 円の手数料単価を採用している都市が多い。これらのことから、平成 14 年度から平成 16 年度の平均処分原価の約 40%に相当する、10 kg までごとに 100 円としている。また、新手数料適用時期は平成 18 年 4 月 1 日とし、10 kg までごとに平成 18 年度は 66 円、平成 19 年度は 82 円そして平成 20 年度から 100 円とする経過措置を設けた。そして、事業者のごみ処分原価の最終的な負担率の目標を 50%程度としている。

2. 監査手続及び監査結果

(1) 処分原価の集計について

手数料算定時の資料を入手し、処分原価の範囲が手数料算定の基礎として妥当であるか検討した。また、廃棄物処理手数料の算定方法に関する一定のルールを確認し、事務処理の経済性・効率性を確認した。

監査の結果は、次のとおりである。

処分原価はその集計が一定のルールに基づいて行われており、減価償却費や市の正職員の人件費等の固定費に相当する部分を含むごみ処理事業の総原価を対象範囲としている（「1. 概要」「(3) 処分原価の対象範囲について」を参照。）。集計範囲として問題点等は認められなかった。また、その集計は一定のルールに基づいて行われており、事務処理に係る問題点は認められなかった。

(2) 事業系一般廃棄物の処分手数料の負担率のあり方について

事業系一般廃棄物の処分手数料の決定方法について関係書類を閲覧し、必要な質問を実施して、処分手数料の算定方法について検討した。

監査結果は、次のとおりである。

「(4) 平成 18 年度引き上げ方針決定時に入手した他都市の状況」に記載したとおり、他都市の例を見ると、事業者負担率にばらつきがあるが 10 kg 当たり 100 円の手数料単価を採用している都市が多いことから、市はそれまで 10kg までごとに 50 円だった事業系一般廃棄物の処理手数料を、平成 18 年度は 66 円、19 年度は 82 円、20 年度は 100 円としている。

しかしその後、事業者のごみ処理手数料を単位当たり処分原価の 40%とする現状のごみ手数料の水準の見直しを含む再検討は行われておらず、また、ごみ処理手数料の処分原価に対する負担率が平成 20 年度、21 年度と目標値 (40%) に至っていないが (38 ページ「<平成 17 年度以降の処分手数料、処分原価及び負担率の推移>を参照」)、手数料が適正な水準であるかといった検証を十分に実施していない。

事業者のごみ処理手数料を単位当たり処分原価の 40%とする現状の再検討をし、また、処分原価の変動に応じて定期的な手数料水準の検討が必要である。さらに、負担額を処分原価に対してどの程度の割合とするかの継続的な検討を行うべきである。

3. 監査結果に添える意見

事業系一般廃棄物の処分手数料の算定根拠について

「1. 概要」「(1) 業務の背景」に記載のとおり、事業系一般廃棄物は排出事業者処理責任があり、市町村等に委託して処理する場合は当該処理に係る経費を負担することが原則になっている。事業系一般廃棄物は、営利を目的とした事業者から排出されるものであり、事業に関連して排出されるごみの処分費用を負担するのは当然といえる。また、事業者 100%の負担を求めないのは、一般市民への負担転嫁を黙認していることになる。

事業者のごみ処分行為は事業活動に不可欠な行為であり、経済的合理性の観点からは負担率について処分原価を適正に算出した上で、その 100%に設定することが最も望ましいことと考えられる。しかし、処分原価は減価償却費や人件費等の固定費に相当する部分を含むごみ処理事業の総原価であるから、それを 100%負担させる処分手数料の設定は、事業者の経営圧迫や不法投棄の増加といった懸念が強くある。

こうした事情により事業者が処分原価の 100%を負担させない処分手数料水準とした場合には、一般市民の負担額 (処分手数料) についての算定根拠及び負担理由を説明する必要があると考える。

V. 家庭系ごみの有料化についての検討

1. 概要

(1) 背景

平成 17 年 5 月に廃棄物処理法に基づき定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正された。この改正により、市町村の役割について、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」との記載が追加され、国全体の施策の方針として、一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化されている。

これを受けて岩手県では平成 18 年 10 月に家庭ごみの有料化を中心とした一般廃棄物の減量化施策の研究を行うため、家庭ごみ有料化に関する研究会を設置し、市も当該研究会に参加した。

ごみ処理の有料化に関しては、平成 19 年度の検討時期において岩手県内で導入している自治体はなかったものの（注：現在は北上市が導入している。）、全国的には多くの都市で導入が進められていることから、国や他都市の動向や無料ごみの処理経費が平成 17 年度で約 16 億 6 千万円にのぼっていることなどの状況をふまえ、市はごみの排出抑制や再利用の一層の推進、費用負担の適正化、排出量に応じた負担のあり方の観点から、ごみの減量、分別推進によるリサイクルの向上の可能性と市民負担の公平というメリット及び不法廃棄物の増加の可能性と市民の追加負担の発生というデメリットを考慮したうえで、ごみの有料化の是非を検討する必要があると判断した。

(2) 検討内容

市では、ごみの有料化について他市等の導入状況や有料化に伴う問題点その他の情報を入手し、また市民に対するアンケート調査を実施し、その結果を加味して、ごみの有料化の必要性及び有料化の場合のごみ処理経費の適正な負担となる料金水準についての検討を行った。

このため、ごみの有料化に関する市民アンケート調査を平成 17 年度及び平成 19 年度に実施しており、また平成 18 年 10 月時点の他市等の導入状況や有料化に伴う問題点その他の情報を入手している。そして、これらを踏まえて、ごみ袋の有料化について平成 19 年度廃棄物対策審議会にて検討している。

①他市町村の状況

a. 有料化状況

検討時は全国の有料化の状況として市町村の5割強が実施している。

＜平成18年10月 全国市町村の有料化状況＞

区分	総数	有料化数	有料化率(%)
市	802	363	45.3
町	842	502	59.6
村	196	108	55.1
合計	1,840	973	52.9

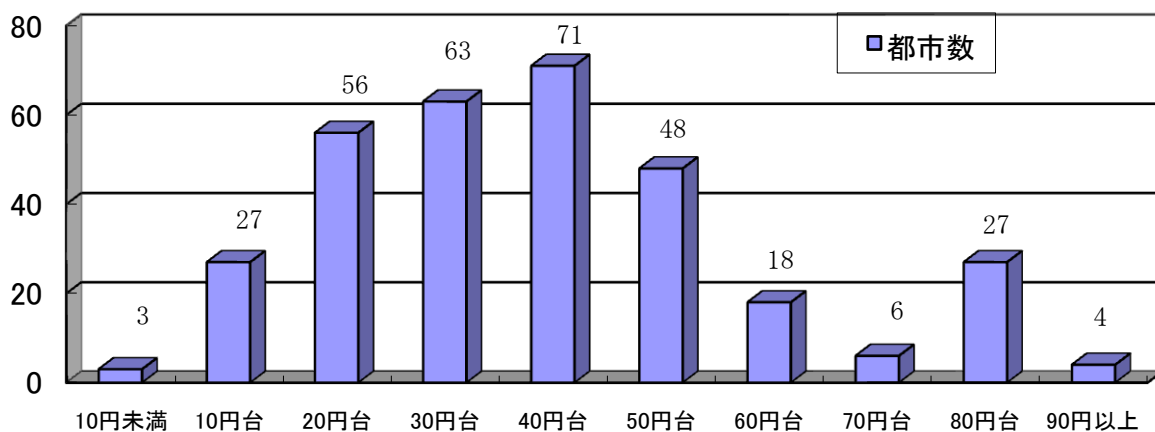
b. ごみの有料化の方法

ごみの有料化についてはごみ袋に手数料を上乗せする方法が一般的である。平成18年10月現在、料金の体系は単純重量制（1袋目から有料）を採用している都市が323市、超過量方式（一定量まで無料）及び二段方式（一定量まで低い手数料）を採用している都市は40市である。

c. 手数料額

単純従量制を採用する都市の手数料額（40～45%の大袋1枚当たりの価格）は、図1のとおりである。

＜図1 価格帯別都市数（単純従量制・大袋1枚当たり）＞



中心価格帯は20～50円台で全体の7割を占めている。しかし、北海道や東京都多摩地域では80円以上の高い水準の手数料を設定している都市が多く、大きなごみ減量効果を上げている。

このような例もあることから、近年有料化を導入する都市では60円以上の比較的

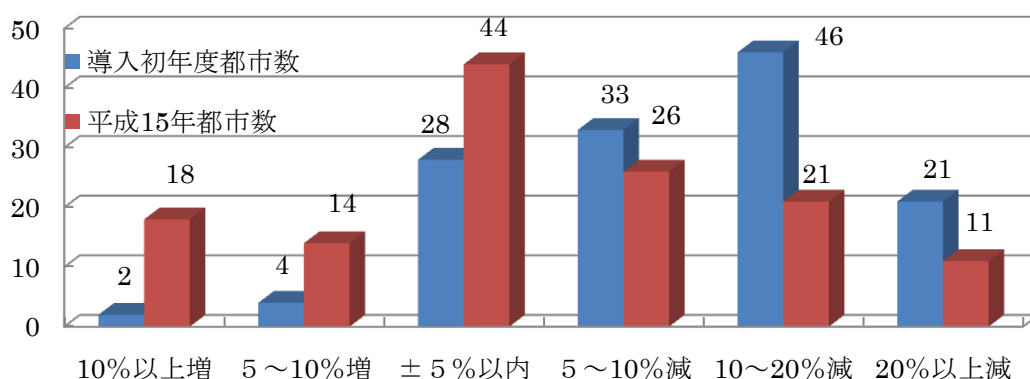
高い手数料の設定が目立っている。

d. 有料化によるごみ量の変化

1人1日当たりのごみ量の変化有料化を行う前の年度と、有料化の初年度及び平成15年度を比較した場合の1人1日当たりのごみ量の変化は図2のとおりである。

<図2 有料化による1人1日当たりごみ量の変化（有効回答134市）>

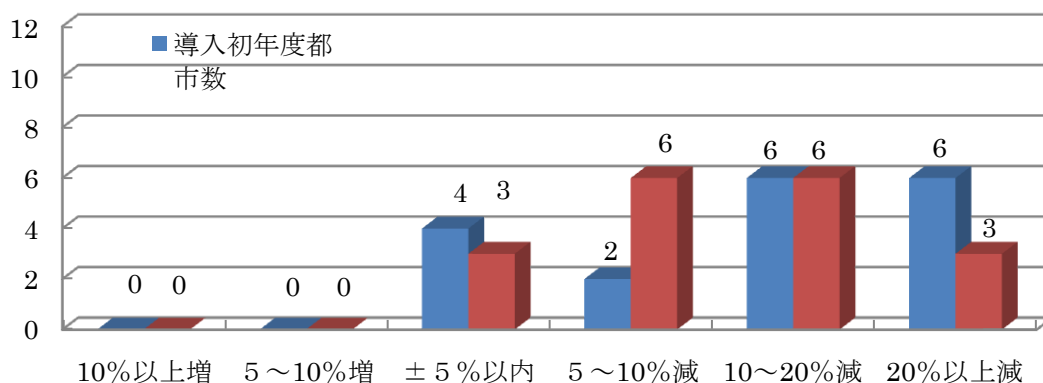
（5%以上のごみ減量効果が現れている都市は、導入当年度には全体の75%であるが、平成15年度には24%になっている。）



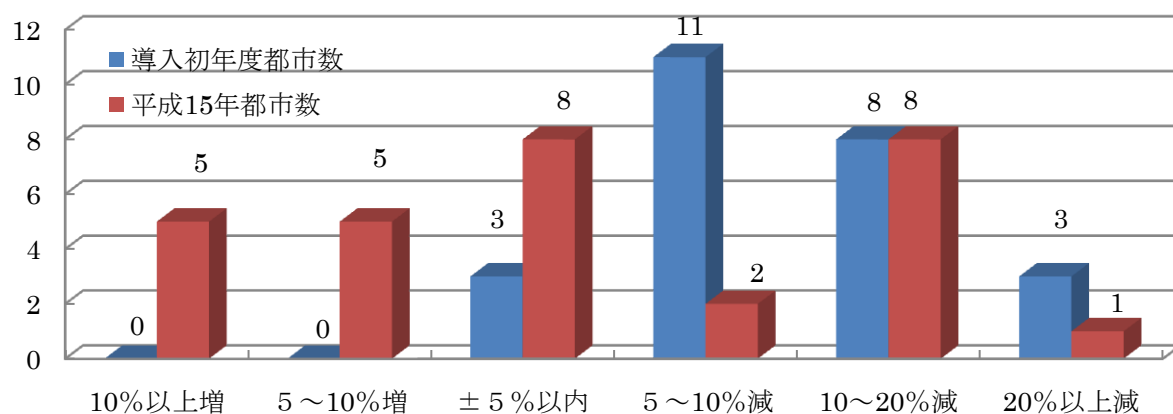
さらに、手数料を水準別に比較すると、手数料額が60円以上の都市では有料化の前年度を上回るようなリバウンドは生じていないが、40円台の都市では10市が増加に転じており、リバウンドや減量効果の薄れが現れている。

また、手数料額が60円以上の都市（18市）の状況を図3に、40円台の都市（25市）の状況を図4に示している。

<図3 有料化による1人1日当たりごみの量の変化（大袋60円以上の18市）>



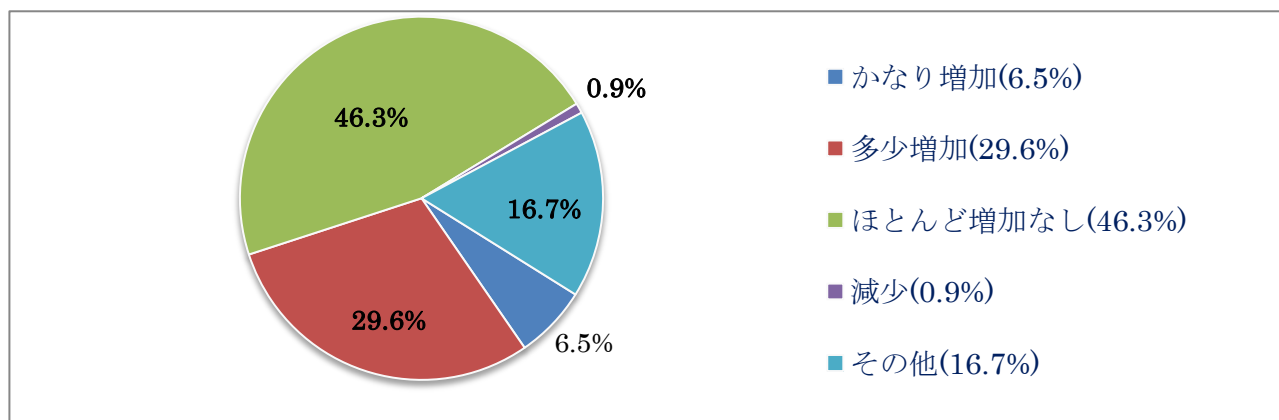
<図 4 有料化による 1 人 1 日当たりごみの量の変化（大袋 40 円台の 25 市）>



e. 有料化に伴う不法投棄の増加

有料化に伴う不法投棄の増加は図 5 のとおりである。

< 図 5 家庭系ごみ有料化による不法投棄の増加 >



この結果からは、有料化すると不法投棄が増加するとは一概に言えない。これは、導入都市では有料化と合わせて不法投棄・不適正排出対策に重点的に取り組んでいることが要因と考えられる。

②市民意識の調査結果

a. 調査の概要

対象者	満 20 歳以上の市民
対象者数	4,740 人
有効回収数	2,217 人（回収率 46.8%）
調査方法	住民票ファイルから等間隔無作為抽出し、郵送による調査

b. 調査結果

問 1 ごみの有料化についての意見（1つ選択）

回答内容	平成 17 年度	平成 19 年度
1 ごみの排出量を減らすためには負担もやむを得ない	14.8%	15.6%
2 納得できる額であれば負担してもいい	34.7%	34.3%
3 ごみの処理の経費は、行政が全額負担すべきである	36.4%	36.0%
4 その他	8.6%	8.1%
5 わからない	4.3%	4.3%
6 無回答	1.1%	1.7%

問 2 ごみの処理を有料とした場合、上乗せする手数料の金額は 45 円一袋当たりいくぐらいが妥当か（問 1 で「1 ごみの排出量を減らすためには負担もやむを得ない」または「2 納得できる額であれば負担してもいい」と回答した人を対象とする）

回答内容	平成 19 年度調査結果
1 30 円以下	50.8%
2 30 円超 50 円以下	31.6%
3 50 円超	4.2%
4 わからない	10.8%
5 無回答	2.6%

③経費の現状

市（盛岡地域）のごみ処理の経費は、施設整備費を除いても、平成 17 年度には総額約 22 億円となっている。事業系ごみ、粗大ごみ等は有料とし、一定の負担を求めているが、200kg 以上の多量の搬入ごみと粗大ごみを除く家庭系ごみについては、無料で処理しており、これら無料のごみ処理経費は約 16 億 6 千万円（総額の約 75%）にのぼっている。

（3）盛岡市一般廃棄物処理基本計画について

盛岡市一般廃棄物処理基本計画（以下、「処理基本計画」という。）は、廃棄物処理法及び同施行規則に定める一般廃棄物処理計画に係る規定の趣旨を受け、ごみ処理基本計画と生活

排水処理基本計画により構成されており、平成2年度の計画策定から3度の改訂を重ね、現行の処理基本計画は平成18年度に改訂されている。処理基本計画は、ごみ処理の現状と課題、ごみの発生予測及び一般廃棄物処理に係る基本理念、方針、重点目標等を定め、ごみの減量と資源化を図る廃棄物行政の計画を明らかにするものである。

①家庭ごみの有料化の位置づけ

平成19年3月に改定した処理基本計画では、「3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進により、循環型社会の形成を目指す」ことを基本理念とし、平成28年度までの計画期間で、

○ごみの発生抑制の促進

○リサイクルの促進

○ごみ処理事業の効率化

を重点目標として、施策の展開を図っていくこととしている。

処理基本計画におけるごみ処理費用の負担は、ごみの発生抑制の推進を図る施策のひとつとして位置づけられている。

②ごみの発生抑制の目標

市のごみの発生抑制の目標は、平成28年度に向けて家庭系ごみ及び事業系ごみを併せて1人1日当たりのごみの排出量を1,000グラム（下図参照）にすることである。平成17年度を基準年とし（廃棄物処理法の改正年度）同年度実績1,156グラムから13.5%の削減が目標となる。市は家庭系ごみについて、導入都市における排出抑制と分別排出の徹底による効果を分析し、市民や関係団体に情報提供を行い意向把握に努めながら検討することとし、事業系ごみについては排出者負担の水準を定期的に見直し、コスト意識の向上を図ることとしている。

<ごみの発生抑制の目標値>

区分		家庭系ごみ	事業系ごみ	ごみ総量
平成17年度 （基準年）	1人1日当たり排出量（g）	674	482	1,156
	年間排出量（t）	73,935	52,926	126,861
平成28年度 現状推移	1人1日当たり排出量（g）	639	452	1,091
	年間排出量（t）	68,814	48,765	117,579

平成 28 年度	1 人 1 日当たり排出量（g）	600	400	1,000
目標	年間排出量（t）	64,638	43,107	107,745

（４）平成 19 年度廃棄物対策審議会の判断

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進める現状（平成 19 年度）では、市民に家庭系ごみ処理費用の負担を求めることは最終手段とすべきで、今は新しいごみの発生抑制、分別リサイクル活動を推進すべきであると判断している。

（５）盛岡市の判断

処理基本計画では、1 人 1 日当たりのごみ総量が平成 17 年度の 1,156g から平成 28 年度には 1,091g へと、5.6%減少すると予測している。この予測から、最終的な計画目標 1,000g に確実に近づいていく。また、市はごみ減量のための施策にはまだやるべき施策があり、有料化には処理計画を補完する分別収集計画に基づく施策によるごみ減量の効果を分析する必要があると判断した。さらに、盛岡地域、都南地域及び玉山区の 3 ステーションすべての足並みを揃えた有料化が望まれるが、これには調整が必要であると判断している。

平成 19 年度における市の判断は、以上の事項を総合的に勘案したうえで、分別収集計画に基づくごみ減量効果を確認する前に、市民へのごみ処理負担を決定すべきではないと判断するとともに、平成 19 年度廃棄物対策審議会の判断を踏まえ、家庭系ごみの有料化は行わないというものである。ただし議論を続けることは必要との認識があり継続して情報を入手している。

2. 監査手続及び監査結果

家庭系ごみの有料化の判断にあたり、市が入手した資料を閲覧し、有料化を見送ると結論付けた判断について、処理基本計画との整合性観点から合理的な判断であったか検討した。なお、監査の対象は市の家庭系ごみの有料化に関する市の意思決定にあり、実施した監査手続は、市が入手した数値情報の正確性を担保するものではない。

監査の結果は、次のとおりである。

家庭ごみの無料化継続を決定した平成 19 年度の意思決定時は、処理基本計画を補完する分別

収集計画が策定され実行に移される段階であり、市はその計画に基づく施策の効果を確かめる前に、市民へのごみ処理負担を決定すべきではないと判断している。

また、処理基本計画では家庭系ごみの有料化はごみの発生抑制効果を期待する施策の一つとして位置付けられており、経費補填を意図したものではない。従って、処理基本計画で定めた平成28年度の目標値に削減できるようであれば、家庭系ごみの有料化は不要と考えられ、平成19年度からの処理基本計画での遂行状況の結果、ごみ減量の実績が目標に対して芳しくないとの結論が出るまでは、家庭ごみの有料化は行わないとした平成19年当時の市の判断は妥当であるとする。

以上から、家庭系ごみの有料化の判断にあたり、現状（平成19年度）はごみの有料化は行わないと結論した平成19年度での判断は、処理基本計画との整合性の観点から合理的であると判断する。問題点等は認められない。

3. 監査結果に添える意見

家庭系ごみの有料化の要否に係る今後の検討について

平成19年度に策定し現在に至るまで実行してきた分別収集計画に基づく分別収集の結果得られたごみの排出量は減少傾向にある（「第2 盛岡市の清掃事業の概要」「V. ごみ関係の統計」「1. ごみ排出量の年度別推移」を参照。）。これに加え、平成22年8月からプラスチック製・紙製容器包装の分別収集が実施されており、その収集データからごみの発生抑制効果の分析に資する新たな情報を今後入手できることになる。

平成19年度の家庭系ごみの有料化の要否の検討から既に3年が経過しているが、市は有料化に議論を続けることは必要との認識があり、継続してその動向等に関する情報を入手している。

今後行われる家庭系ごみの有料化の検討において、市全体としてそれが必要であるとの判断に至った場合には、清掃事業の全部を市が直接行っている盛岡地域だけではなく、一部事務組合が清掃事業を部分的に又はその全部を実施している都南地域及び玉山区の有料化も足並みを揃えて実施することが最も望ましい姿ではある。しかし、将来仮に市として有料化の必要が結論付けられた場合に、有料化の実行段階において何らかの制約要因により3地域区の有料化の同時実行が困難な状態にあるとしても、公平性に欠くという問題点はあるが、ごみの減量目標の達成及び清掃事業の経済合理性を追求すべき観点からは、実行可能な地域区だけでも先行して有料化をすることも、一つの方策として有料化の実施方法の選択肢から除外すべきではないと考える。

VI. 資源ごみの回収事業

1. 概要

国では、天然資源の消費抑制や環境負荷の軽減を図るとともに、製造者及び排出者の責任を明確にすべく、循環型社会形成推進基本法等の制定などを行い、持続可能な循環型社会の構築を目指している。

これらの廃棄物を取り巻く状況を踏まえ、処理基本計画では「3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進により、循環型社会の形成を目指す」ことを基本理念とし、平成 28 年度までの計画期間で①ごみの発生抑制の推進②リサイクルの推進③ごみ処理事業の効率化を重点目標として、施策の展開を図っていくこととしている。

その中で②リサイクルの推進に関連し、盛岡市では資源ごみの分別回収、リサイクル業者との引き取り金額の決定及び売却並びにより効率的な資源ごみのリサイクル活動の支援を実施している。

資源ごみの売却に係る具体的な業務内容は、次のとおりである。

（１）引取金額の決定及び売却

資源循環推進課で３ヶ月ごとに直近の実績平均を調査し、契約検査課に提出する。契約検査課では、日本経済新聞などと照らし合わせ予定価格を決定し、その予定価格を参考に、入札の方法により売却業者と売却価額を決定する。

（２）より効率的な資源ごみのリサイクル活動の支援

分別収集計画により、ごみ減量等の市民運動支援事業が計画され、資源集団回収が実施されている。

< 具体的な支援事業 >

a. 資源集団回収器具の貸付け

資源の集団回収を行う町内会、子ども会その他の市民団体に対し、集団回収用のリヤカーの貸付けを行う。

b. 資源集団回収事業報奨金の交付

資源集団回収を行う町内会、子ども会その他の市民団体に対し、その実績に応じ、報奨金を交付する。

c. 資源回収活動推進事業費の補助

資源集団回収により回収された資源物の、資源回収業者による安定的な引き取り体制を維持するため、協同組合盛岡リサイクルセンターが行う資源集団回収推進事業費の一部を補助する。

資源ごみの売払いにより収入が生じる場合もあるが、市が費用を負担してリサイクル業者に引き取り依頼を行うこともある。

<資源物売払実績の状況（単位：千円）>

区分	品目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
リサイクルセンターで選別した資源の売払収入	スチール	9,039	8,929	11,960	12,396	7,779
	アルミ	16,168	17	36,937	28,824	23,164
	ガラニューム	184	-	-	-	-
	生きびん	211	242	229	167	149
	ルリ色びん	91	90	76	45	41
	新聞	103	180	280	361	288
	雑誌等	74	205	347	653	566
	段ボール	138	266	371	626	456
	計	26,013	27,297	50,203	43,075	32,446
行政回収古紙の売払収入	新聞	3,527	4,076	9,824	12,535	8,861
	雑誌・その他の紙	1,298	1,584	4,285	6,714	4,125
	段ボール	1,181	1,459	2,194	3,148	2,217
	計	6,007	7,120	16,304	22,397	15,204
ペットボトルの売却収入		1,498	-	-	-	-
くず鉄等		2,231	7,111	30,730	38,528	-
合計（有償入札拠出金収入は除く）		35,751	41,529	97,238	104,001	47,650

このほか、行政回収するペットボトルの回収に伴う収入として、次のものがある。

＜行政回収するペットボトルの回収に伴う収入（単位：千円）＞

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
有償入札抛出金収入	－	9,290	28,066	18,826	－
再商品合理化抛出金収入	－	－	－	－	1,683

行政回収するペットボトルについては、財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託し、資源化している。平成 17 年度から平成 20 年度については、売却収入という形式ではなく、有償入札抛出金収入が財団法人日本容器包装リサイクル協会から支払われる形式で収入となっている。平成 21 年度は有償入札抛出金収入がなくなり、特定業者からの再商品合理化抛出金収入が発生している。

なお、平成 17 年度に有償入札抛出金収入が発生していないのは、行政回収するペットボトルの処分を財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託せず、試験的に別の委託事業者へ処分委託（売却）したためであり、売却額は前掲の表「＜資源物売却実績の状況（単位：千円）＞」の平成 17 年度の列「ペットボトルの売却収入」「1,498」千円であった。

2. 監査手続及び監査結果

（1）資源ごみの売却額について

リサイクルの推進に関連し、分別収集した資源ごみを適正価格で売却しているか、環境部資源循環推進課の担当者への質問及び関係書類を閲覧し、当該価額の経済的な合理性を検討した。監査の結果は次のとおりである。

契約検査課に提出する資料（3 ヶ月ごとの直近の実績平均を調査した価額）を閲覧したところ、業務に実際適用されていることを確認した。また、入札結果に関する資料を閲覧し、入札時に参考にした契約検査課の予定価額と落札価額の関係が適切であること（予定価額の近似値）であることを確かめた。

以上から、リサイクルの促進に関連し分別収集した資源ごみの売却価額が経済的に合理的であると判断する。

（2）集団資源回収の経済的合理性について

集団資源回収にかかる費用及び盛岡市が自ら分別収集した場合の損益状況に関する資料を入手し、集団資源回収に関する支援費用の支出の経済合理性に関して検討した。

なお、監査の目的は市の資源ごみ売却価格の決定過程の経済的合理性及び集団資源回収推費用の経済的合理性の検討にあり、実施した監査手続は、質問及び市より入手した数値情報の正確性を担保するものではない。監査の結果は次のとおりである。

市は、ごみ減量等の施策のため、市民による資源集団回収を奨励している。資源集団回収に対しては、市民の各団体に報奨金を交付しているため、資源回収コストを市が直接資源回収する場合の行政回収コストと市民に報奨金を交付して集団回収する場合の資源集団回収コストについて試算し、資源ごみの回収方法として資源集団回収を採用する現状の施策に経済合理性が認められるのか検討した。試算は、市から入手したデータを基に「古紙」と「びん、缶及びペットボトル」に分けて行った。

①古紙の回収に係るコストの試算

【行政回収コストの試算】

古紙を市が行政回収することとした場合の1t当たりの回収コストを試算した結果は、次のとおりである。

a. 収集運搬費用

$$\begin{aligned} & \text{可燃・古紙委託契約額} \times 1/5 \text{ (注1)} = 120,733 \text{ 千円} \times 1/5 = 24,146 \text{ 千円} \\ & \text{決算額} \times 90\% \text{ (注2)} \times \text{古紙収集量 } 1,667 \text{ t} / \text{可燃・古紙収集量 } 23,633 \text{ t} \\ & = 534,240 \text{ 千円} \times 0.9 \times (1,667 \text{ t} / 23,633 \text{ t}) = 33,915 \text{ 千円} \\ & \text{合計 } 24,146 \text{ 千円} + 33,915 \text{ 千円} = 58,061 \text{ 千円} \end{aligned}$$

(注1) 古紙の収集割合を可燃ごみ週4回、古紙週1回として試算している。

(注2) 直営経費のごみ収集運搬割合の90%が古紙・可燃ごみ、残り10%が粗大ごみと乾電池として見積り、試算している。

b. 古紙売却額 22,397 千円

c. 古紙収集量

$$\text{委託 } 1,871 \text{ t} + \text{直営 } 1,667 \text{ t} = 3,538 \text{ t}$$

d. 1 t 当たりの正味回収コスト

$$\begin{aligned} & (\text{収集運搬費用} - \text{古紙売却額}) \div \text{古紙収集量} \\ & = (58,061 \text{ 千円} - 22,397 \text{ 千円}) \div 3,538 \text{ t} = \underline{\underline{10,080 \text{ 円/t}}} \end{aligned}$$

【資源集団回収している現状のコストの試算】

古紙を資源集団回収する現状の1t当たりの回収コストを試算した結果は、次のとおり

である。

a. 報奨金交付額 37,801 千円

b. 補助金交付額 5,000 千円

c. 回収量 8,134 t

d. 1 t 当たりの市の支援支出

報奨金交付額＋補助金交付額

$$= (37,801 \text{ 千円} + 5,000 \text{ 千円}) \div 8,134 \text{ t} = \underline{\underline{5,261 \text{ 円/t}}}$$

【行政回収コストと資源集団回収コストの試算の結果の比較（結論）】

「行政回収コスト 10,080 円/t」 > 「資源集団回収コスト 5,261 円/t」という結果から、古紙の回収方法を報奨金を交付する集団資源回収としている現状の施策には経済的合理性が認められる。

②びん、缶及びペットボトルの回収コストの試算

【行政回収のコストの試算】

びん、缶及びペットボトルを市が行政回収することとした場合の1 t 当たりの回収コストを試算した結果は、次のとおりである。

a. 収集運搬費用、再商品化委託費及び仕分けのための追加の人件費

○収集運搬費用合計 45,654 千円（収集量の重さで按分）

びん（1,613 t）27,130 千円 1 t 当たり 16.8 千円

缶（484 t）8,151 千円 1 t 当たり 16.8 千円

ペットボトル（616 t）10,373 千円 1 t 当たり 16.8 千円

○再商品化委託料（収集重量で按分）

びん（1,613 t）1,662 千円 1 t 当たり 1.0 千円

○ごみの仕分けのための追加の人件費（合計 29,594 千円を 1/3 で按分）

びん（1,613 t）9,864 千円 1 t 当たり 6.1 千円

缶（484 t）9,864 千円 1 t 当たり 20.3 千円

ペットボトル（616 t）9,864 千円 1 t 当たり 16.0 千円

b. 売却額（重さは売却量ではなく収集量で計算する。売却時期は回収年度の翌年度になるが、この1期のズレは、試算上考慮しない。）

びん (1,613 t) 190 千円 1 t 当たり 0.1 千円

缶 (484 t) 30,943 千円 1 t 当たり 63.9 千円

ペットボトル (616 t) 0 円 1 t 当たり 0 円

c. 1 t 当たりの正味コスト (1 t 当たり収集運搬費用、再商品化委託費及び追加の
人件費－1 t 当たり売却額の減少額)

びん 16.8 千円 + 1.0 千円 + 6.1 千円 - 0.1 千円 = 23.8 千円

缶 16.8 千円 + 20.3 千円 - 63.9 千円 = △26.8 千円

ペットボトル 16.8 千円 + 16.0 千円 = 32.8 千円

合計 23.8 千円 + (－26.8 千円) + 32.8 千円 = 29.8 千円

【資源集団回収のコストの試算】

びん、缶及びペットボトルを資源集団回収する現状の1 t 当たりの回収コストを試算した結果は、次のとおりである。

資源集団回収事業交付金 1 k g 当たり 4.5 円交付

1 t 当たり 4.5 千円

(注) 3 回以上の活動で 1 回当たり 5,000 円を上限とする交付金を交付しているが、重量按分にそぐわないこと及び金額的重要性がないことから、試算上は考慮していない。

【行政回収コストと資源集団回収コストの試算の結果の比較 (結論)】

試算コストを、びん、缶、ペットボトルの個別の資源ごとに比較した結果は、次のとおりである。

(注) 再商品化合理化拠出基金収入については、拠出明細から品質基準や低減額貢献度という回収量とは別の基準に基づく収入のため、試算上は考慮していない。

イ. びん

「行政回収コスト 23.8 千円/t > 資源集団回収コスト 4.5 千円/t」

であり、回収方法を報奨金を交付する資源集団回収としている現状の施策には経済的合理性が認められる。

ロ. 缶

「行政回収のコスト △26.8 千円/t < 資源集団回収のコスト 4.5 千円/t」

であり、回収方法を報奨金を交付する資源集団回収としている現状の施策には経済

的合理性が認められない。

ハ．ペットボトル

「行政回収のコスト 32.8 千円/t > 資源集団回収の経費 4.5 千円/t」
であり、回収方法を報奨金を交付する資源集団回収としている現状の施策には経済的合理性が認められる。

一方、試算コストをびん、缶及びペットボトルを一体として、上のイ、ロ、ハを合計した金額で比較した結果は次のとおりである。

「行政回収の経費 29.8 千円/t > 資源集団回収の経費 4.5 千円/t」

したがってこの場合、びん、缶及びペットボトルの回収方法を資源集団回収としている現状の施策には経済的合理性が認められる。

このように、回収コストをびん、缶、ペットボトルについてそれぞれ別個に検討した場合には、缶については現状の施策である資源集団回収がコスト高であるとのひとつの試算結果が得られる一方、回収コストをびん、缶及びペットボトルを一体として検討すると、資源集団回収は行政回収よりもコストが割安であり経済合理性があるという試算結果となる。

缶はその種類により買取価格が異なり、あるいは相場変動といった試算上の変動要素はあるものの、現況の試算上の要素を織り込んだ上の試算結果からは、びんとペットボトルについては現状の資源集団回収の方法で経済合理性があるが、缶については今後も買取相場の高値が続くようであれば、行政回収とすることも視野に入れて、今後の措置を検討すべきである。

3. 監査結果に添える意見

資源ごみの回収コストに係る定期的な検討の必要性について

市民の資源集団回収に対する報奨金の交付等の支援費用の支出が経済的に合理性のある施策であるか検討するため、資源ごみの回収コストに関する資料を依頼したところ、当初担当課

には資源ごみの回収コストに関する取りまとめ資料が存在していなかった。

また、「清掃事業概要」によれば、資源集団回収においては、収集した市民団体（町内会、子供会等）が資源ごみの売却収入を得ているが、一方、リヤカーなどの器具を貸し出し、さらに報奨金を交付する現状の施策の理念について質問したところ、「報奨金制度が創設された当初は、ごみ減量のための施策として、また、資源集団回収活動によって地域コミュニケーションを高めるための施策としての主要な目的に加え、資源ごみの市場価格が急落し、活動が停滞してきたため、平成４年度に支援強化策として報奨金の交付を含む市民団体への助成を可能な限り行い資源ごみの回収を行う必要があるとの判断があった。その後、現状行われている資源集団回収に対する各施策を継続して現在に至る。」という旨の回答を得た。

資源ごみの収集コストや資源ごみの売却相場、更には市の財政状態といった諸状況は報奨金交付制度創設当時からかなり変化しているものと予想される。勿論、資源集団回収はごみ減量や地域コミュニケーションを高めるといった主要な目的はあるが、同時に資源ごみの回収に関する経済合理性の観点からのモニタリングや定期的な検討が必要である。しかし、市はこれまで収集コストの把握あるいは、報奨金の適正額やその要否に関する定期的な検討を十分に行ってこなかったと考えられる。今後は収集コストの把握、報奨金の適正額等に関する定期的な検討を行うべきである。

この検討には、資源ごみの種類ごとの回収コストの試算結果、または資源ごみ全体としての回収コストの試算結果を基準に検討する等様々な方式が考えられるが、行政回収のコストの範囲なども含め、予め検討方法を決めておくべきである。

VII. 盛岡市清掃事業における外注業務

1. 概要

(1) 家庭系ごみの収集・運搬について

盛岡地域は市直営と民間委託、都南地域は一部事務組合による民間委託、玉山区は民間委託の方式でそれぞれ行っている。

事業系ごみは、事業者自らが持ち込むほか、一般廃棄物処理業許可業者が収集・運搬を行っている。

家庭系ごみの収集形態は次のとおりである。

【盛岡地域】

収集・運搬業務は、市直営及び民間業者への委託により行っている。収集したごみは、盛岡市クリーンセンター及び盛岡市リサイクルセンターにおいて処理されている。

なお、引越し等に伴う一時多量ごみは、収集対象外としており、また、粗大ごみは、1回につき3点までの収集としている。

【都南地域】

収集・運搬業務は、一部事務組合である盛岡・紫波地区環境施設組合が民間業者に全面委託している。収集したごみは、同組合の構成町である紫波町及び矢巾町から収集したごみと合わせて、同組合において処理されている。

なお、引越し等に伴う一時多量ごみは、収集対象外としている。

【玉山区】

収集・運搬業務は、市が民間業者に全面委託している。収集したごみは、一事務組合である岩手・玉山環境組合において、同組合の構成町である岩手町から収集されたごみと合わせて処理されている。

なお、引越し等に伴う一時多量ごみは、収集対象外としている。

(2) 不燃系ごみの処理について（盛岡地域）

盛岡地域の不燃系ごみの処理は、盛岡市リサイクルセンターで行っている。盛岡市リサイクルセンターに搬入される不燃系ごみについて、「不燃ごみ」と「粗大ごみ」は粗大ご

み処理施設で、「資源ごみ（びん、缶、ペットボトル）」は資源ごみ分別施設で、「直接埋立ごみ」は廃棄物処分場でそれぞれ処理している。また、「乾電池」、「蛍光灯」及び「タイヤ（不法投棄回収分）」は、民間業者に委託し処理している。

（３）し尿及び浄化槽汚泥の処理について

盛岡地域のし尿の収集運搬は、委託により実施している一部地域（東部山間地域）を除き、許可業者が行っている。浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者が行っている。都南地域のし尿の収集運搬は、紫波、稗貫衛生処理組合が委託している業者が収集運搬を行っている。浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者が行っている。

玉山区のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、盛岡北部行政事務組合が委託した業者が行っている。

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、盛岡地域は盛岡地域衛生処理組合が、都南地域は、紫波、稗貫衛生処理組合が、玉山区は盛岡北部行政事務組合がそれぞれ行っている。

（４）清掃事業における外注費の概要

市の平成 21 年度の清掃事業における外注費について、契約金額 500 千円以上を環境部に依頼して抽出したところ、契約件数が合計 96 件、契約金額が 967,125 千円であった。

平成 21 年度の清掃費歳出当初予算額 3,762,886 千円に占める割合は、25.7%である。業務区分ごとに分類すると以下のようになる。

業務区分	工事	委託	備品購入	修繕	計
契約件数	9 件	70 件	7 件	10 件	96 件
契約金額（千円）	397,532	526,974	30,313	12,304	967,125
外注費に占める割合	41.1%	54.5%	3.1%	1.3%	100.0%

業務区分の主な内容は、次のとおりである。

工事： 旧清掃工場 2 箇所の煙突部分の解体工事及びクリーンセンターの既設機器延命整備である。

委託： 訴訟委任契約、測量及び登記等業務、入力集計業務委託、ごみ収集運搬業務委託、企画、製作等業務委託、警備業務委託、保守点検業務委託、保安全管理業務、検査業務委託、分析業務委託及び維持管理業務委託、並びに指定管理であ

る。

備品購入：自動車（４台）、回収ボックス及び消耗部品並びにエアラインマスクである。

修繕：リサイクルセンター５件、クリーンセンター４件及び玉山廃棄物処分場１件である。

２．外注契約の概要

契約の締結方法について、それぞれの概要は以下のとおりである。

（１）一般競争入札

公告によって不特定多数の者を誘引して入札による競争を行わせ、その入札者のうちから、市にもっとも有利な条件をもって入札した者を相手方として、契約する方法である。

（２）指名競争入札

指名競争入札とは、市が資力、信用その他について適切と認める複数の者を選択し、それらの者を入札の方法によって競争を行わせ、その入札者のうちから、市にもっとも有利な条件をもって入札したものを、相手方として選定し、その者との間に契約する方法をいう。

指名競争入札を採用できる条件は地方自治法施行令第167条において、次のとおり定めている。

第１号 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

第２号 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

第３号 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

市の指名競争入札手続の具体的内容は、盛岡市財務規則第102条から第117条に定められている。

なお、受注希望型指名競争入札とは、対象工事概要、参加資格者要件等を事前公表し、入札参加希望者から申請を受付け、その者の中から審査の上、指名する入札方式である。

この入札方式は、受注意欲の反映、入札参加機会の拡大、業者選定過程の透明性拡大な

ど、受発注者双方にとってメリットが多いといわれている。

(3) 随意契約

随意契約とは、市が競争入札の方法によらないで、任意に特定の相手を選択して、その者を相手方として契約を締結する方法である。

随意契約が認められる要件は次のとおりである。

- ① 予定価格が盛岡市財務規則で定める金額を超えない場合
- ② 契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合
- ③ 一定の目的を達成するために必要な場合
- ④ 緊急の必要により競争入札に付すことができない場合
- ⑤ 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがある場合
- ⑥ 競争入札での入札者又は再度入札での落札者がいない場合
- ⑦ 落札者が契約を締結しない場合

随意契約の方式は、複数見積による「見積合わせ」と単独見積による「一者随契」の2つの方法があるが、市では競争原理を十分に取り入れるため2者以上から見積書を徴取する「見積合わせ」を原則としている。（盛岡市財務規則第119条）

平成21年度の随意契約の落札率について、契約金額の多くを占めるクリーンセンターについてを抽出して算出した結果は、次のとおりである。

参加者数		1 者	2 者	3 者	4 者以上	その他	合計
契約件数		18 件	3 件	8 件	4 件	1 件	34 件
契約金額		434,031	4,069	21,357	33,888	70,770	564,117
落 札 率	平均	96.9%	98.7%	97.4%	90.1%	-	-
	最高	100.0%	98.9%	100.0%	99.9%	-	-
	最低	78.1%	98.5%	87.5%	70.1%	-	-

(注) 落札率は、単純平均であり、落札額合計÷予定価格計とは一致しない。

上の表から、参加者数が1者であるケースが契約金額を多く占めており、平均落札率、最低落札率とも中位にあるが、参加者数が2者以上の場合には、参加者数が多いほど平均落札率、最低落札率とも概ね低くなっていくということ大局的な傾向である。

したがって、随意契約の場合には盛岡市財務規則が原則として定めている2者以上から

見積書を徴取する「見積合わせ」を可能な限り行うことが費用軽減の観点から効果的であるといえる。

(4) せり売り

せり売りとは、不特定多数のものが参加し、各競争者が互いに他の者の申し出価格を知って競争する方法であり、一般的に動産の売買契約締結の相手先の決定に際して行われる。

平成21年度の盛岡市清掃事業における外注業務では、該当するものはなかった。

(5) 平成 21 年度における外注業者の選定方式について

平成 21 年度の外注先業者の選定における入札方式を分類した結果は、次のとおりである。

選定方式	受注希望型 指名競争入札	指名競争入札	随意契約	合計
契約件数	2 件	15 件	79 件	96 件
契約金額（千円）	90,025	101,753	775,925	967,125
割合	9.3%	10.5%	80.2%	100.0%

また、随意契約の参加者数ごとの内訳は次のとおりである。

参加者数	1 者	2 者	3 者	4 者以上	その他	合計
契約件数	45 件	5 件	10 件	16 件	2 件	79 件
契約金額（千円）	543,579	10,783	20,483	120,308	80,770	775,923
割合	70.1%	1.4%	2.6%	15.5%	10.4%	100.0%

(注) 訴訟委任契約における着手金及び指定管理者審査要領に基き選定し、議会の議決を受けた者は、上表の「1 者」から除いている。

3. 監査手続及び監査結果

(1) 発注の必要性及び業者選定理由の妥当性について

当該業務を実施することが必要であったか、外注する必要があったかどうか、また、業者選定理由が妥当であったかを、現場視察、及び実施伺及び決裁書等の閲覧、担当課に

対する質問により検討した。

監査結果は、次のとおりである。

- ① 明らかに不要と思われる契約は見受けられなかった。
- ② 検討の過程で塵芥収集車に備え置くべき備品整理票がないものがあった。これは、取得後所属部課が変更された為紛失したものと考えられる。盛岡市財務規則 第 206 条により備品整理票は、備え置くべきである。また、固定資産の管理として、年に 1 度程度は現物と備品整理票との一致を確かめるべきである。

(2) 業者選定方法の適法性について

盛岡市財務規則第 118 条によると 500 千円以上の委託契約は、競争入札によることになっている。そのため、ごみ収集運搬業務の委託契約が、競争入札によっているかを確かめるため、平成 21 年度の入札記録資料を閲覧した。

その結果、盛岡地域のごみ収集運搬業務は、平成 21 年 5 月までは見積合せによっていたが、これは、会計期間である年度毎に契約をしていたため、年度替りの 4 月に競争入札を実施するとその間業務が停止してしまい支障が生じるという理由による。この問題を解消するため、平成 21 年より契約期間を 6 月から年度を跨いだ 5 月までの 1 年間とし、指名競争入札を実施している。

それ以前も見積合せを実施しており、指名競争入札と同等の経済性を得られていたと考えられ、問題点等はない。

(3) 入札手続の合規性について

入札の手続が規則通り行われているかどうかについて、公告伺、実施伺、契約締結伺、決裁書、契約書及び支出命令書、並びに履行検査報告書等の閲覧、担当課に対する質問等によりサンプルベースで検討した。

その結果、特段の問題点等は認められなかった。

(4) 契約変更手続の合規性について

契約変更による契約額の増減についてその変更手続の合規性を伺及び変更契約書の閲覧並びに担当課に対する質問等によりサンプルベースで検討した。

その結果、特段の問題点等は認められなかった。

4. 監査結果に添える意見

(1) 盛岡市と外注業者の双方で行われている業務について

市及び外注業者の双方で行われている業務として、盛岡地域における可燃ごみと古紙（新聞、段ボール及び雑誌等）の収集運搬がある。

平成 20 年度における盛岡地域のごみ収集運搬の実績は、次のとおりである。

<盛岡地域のごみ収集運搬の実績（平成 20 年度）>

ごみ種別	収集運搬区分	年間収集量 (kg)	稼働日数 (日)	1 日当たり平 均収集量 (kg/日)	搬入回数 (回)	1 回当たり 平均搬入量 (kg/回)
可燃ごみ	市直営	21,966,100	205	107,152	13,358	1,644
	外注（5 業者）	23,730,530	205	115,759	10,594	2,240
	計	45,696,630	205	222,910	23,952	1,908
古紙、新聞、 段ボール、 雑誌等	市直営	1,667,400	50	33,348	1,297	1,286
	委託（5 業者）	1,871,960	50	37,439	1,426	1,313
	計	3,539,360	50	70,787	2,723	1,300

以上のように、年間収集量、稼働日数とも直営と委託でほぼ半々の割合となっている。一方、盛岡地域、都南地域及び玉山区のごみ 1 t 当たり収集運搬原価の推移は、次のとおりである。（なお、玉山区のごみ収集運搬は、全て外注業者に委託している。また、都南地域のごみ収集運搬は、盛岡・紫波地区環境施設組合が行っているが、具体的には、外注先である「盛岡・紫波地区環境施設組合委託の業者」が全て行っている。）

<盛岡地域のごみ収集運搬の実績>

（単位：円/t）

年度 地区	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
		前年度比		前年度比		前年度比
盛岡地域	15,528	△3.0%	14,776	△4.8%	14,444	△2.2%
都南地域	9,414	△1.6%	9,337	△0.8%	9,531	2.1%
玉山区	10,380	0.2%	12,891	24.2%	13,084	1.5%

（注）玉山区において、平成 19 年度に前年比 24.2%増と急増しているのは、原価計算の方

法の変更のためである。

盛岡地域の 1 t 当たり収集運搬原価は年々低減されてきてはいるが、これは三ツ割収集センター及び門収集センターにより直営で収集運搬されてきた収集業務を順次委託に切り替えてきたためである。

そして、1 t 当たり収集運搬経費は、平成 20 年度で都南地域の 1.5 倍にのぼっている。これは、市直営の場合、1 t 当たり約 20 千円も要していることが主要な原因と考えられる。この点、全量を委託している玉山区及び一部事務組合が収集している都南地域及びに比してまだまだ低減余地があると思われる。

（２）盛岡市一般廃棄物処理基本計画について

処理基本計画では、より経済的な収集業務を行うため、ごみ収集の民間委託の拡大とあるが、数値目標等が明確でないなど、具体性に欠けている。より具体的な計画の策定が望まれる。

（３）外注契約のあり方について

一般的に、入札においては、参加者数が少ないものほど競争原理が働かず割高になる傾向がある。ただし、現状、1 者随契のうち 6 割を超える業務は、既設機器延命整備、保守点検であり、当初工事を手掛けた業者に発注することは信頼性の面から、止むを得ない点もある。

しかし、業務区分或いは業者選定理由の見直しによって契約金額が低減する可能性があると思われるものが、次の水質検査業務に関する委託である。

廃棄物処分場の水質検査は同様の業務であるが、リサイクルセンター（廃棄物処分場）と玉山廃棄物処分場に於いてそれぞれ見積合せをした上で随意契約を業者と交わしている。これは、平成 18 年の旧玉山村との合併後も当該業務に係る担当課が盛岡地域と玉山区とでそれぞれ定められてきたため、同様の業務である水質検査に係る業務契約を別個に締結しているものである。担当課毎に別個に水質検査に係る契約を締結している現状は、経済性を損ねるおそれがある（3 件 3,647 千円）。

このような同様の業務は、リサイクルセンターと玉山廃棄物処分場の業務委託をまとめることにより業務費用が低減する可能性があるため、業務区分全体の見直しの要否について検討すべきである。

(4) 玉山区における一般廃棄物収集運搬業務委託について

玉山区の一般廃棄物収集運搬業務委託は随意契約となっており、過去3契約期間を同一業者が受注している。当該収集運搬業務委託の選定対象となる業者の条件として「・・・玉山区内に事業所を有し・・・」という条項があり、この条件を満たす業者は2社あるが、結果として同一業者が随意契約で継続して受注している状況が生じているものである。

このような現況は平成18年に旧玉山村との合併が行われた際の合併協定において、「住民の意思を反映した地域経営や、玉山区の特色を生かしたまちづくりを行うとともに、住民自治の充実や、住民と行政との連携による協働のまちづくりを推進することを目的に地域自治区を設置する。」とされ、また、ごみ・し尿処理事業については「ごみの処理施設、分別及び収集については、現行どおりとする。」とされたことにより生じているものである。

玉山区における地域経済への影響等を考慮した合併協定に則り一般廃棄物収集運搬業務は玉山区内に事業所を有する業者へ随意契約により委託している現状であるが、今後は地域経済に悪影響を及ぼさない方法で競争原理を導入する方策を可及的速やかに講じていくことが望まれる。

VIII. 保有車両

1. 概要

平成 22 年 4 月 1 日現在で保有する清掃関連車両は次のとおりである。

(単位：台)

配置 区分	三ツ割収集 センター	門 収 集 センター	ク リ ー ン センター	リサイクル センター	環 境 部 2 課	合 計
機械車（塵芥収集車）	11	12	－	－	－	23
ダンプ車	2	1	－	－	－	3
ブルドーザー	－	－	－	1	－	1
ホイールローダー	－	－	－	2	－	2
バックホー	－	－	－	1	－	1
ダンプトラック	－	－	－	3	－	3
クレーン付ダンプ車	－	－	－	1	－	1
フォークリフト	－	－	－	3	－	3
自動車整備管理車	－	－	－	－	1	1
連絡車	1	1	1	1	3	7
きれいなまち推進車	－	－	－	－	2	2
産業廃棄物指導車	－	－	－	－	1	1

(注) 平成 21 年 4 月 1 日時点と比較した保有車両の増減は次のとおりである。

清掃パトロール車（資源循環推進課） 減車 1 台

連絡車（資源循環推進課） 増車 1 台

2. 監査手続及び監査結果

(1) 車両の現物確認

三ツ割収集センター、門収集センター及びリサイクルセンターが所管する次の業務車両について、現物確認を行った。その結果、全ての車両を現物確認した。

また、各車両に自動車保険が付されているか、各センターでの稟議書（「伺い」）及び「自動車損害共済継続委託申込明細書（総合契約）」を閲覧し、各車両に損害保険が付されていることを確認した。車両管理は、適切に行われている。

所管施設（現物確認日）	車両種類（用途）	車両プレート No
三ツ割収集センター （平成 22 年 9 月 6 日）	塵芥収集機械車	岩手 800 さ 5739
	同上	岩手 800 さ 5740
	同上	岩手 800 さ 3891
	同上	岩手 800 さ 1871
	同上	岩手 800 さ 1868
	同上	岩手 800 さ 3745
	同上	岩手 800 さ 3746
	同上	岩手 800 さ 5743
	同上	岩手 800 さ 7072
	同上	岩手 800 す 3558
	同上	岩手 800 す 4847
	テールゲートリフター付ダンプ車 1 台	岩手 100 さ 5865
	ルーフダンプ車	岩手 46 て 2880
	連絡車	岩手 40 ふ 7838
門収集センター （平成 22 年 9 月 6 日）	塵芥収集機械車	岩手 800 さ 3892
	同上	岩手 800 さ 3889
	同上	岩手 800 さ 3890
	同上	岩手 800 さ 1874
	同上	岩手 800 さ 1875
	同上	岩手 800 さ 1876
	同上	岩手 800 さ 1869
	同上	岩手 800 さ 3744
	同上	岩手 800 す 2591
	同上	岩手 800 す 4714
	同上	岩手 800 す 4715
	テールゲートリフター付ダンプ車 1 台	岩手 100 さ 4123
	連絡車	岩手 50 か 5825
リサイクルセンター （平成 22 年 10 月 7 日）	ホイルローダー 2 台	—
	ブルドーザー 1 台	—
	バックホー 1 台	—
	トラック 3 台	—
	フォークリフト 3 台	—
	クレーン付ダンプ車 1 台	—
	連絡車	岩手 480 い 8370

(注 1) 平成 22 年 12 月に三ツ割収集センターの塵芥収集車 1 台 (車両プレート No 岩手 800 さ 1871。平成 11 年 8 月取得) を売却しているため、平成 23 年 1 月末時点での塵芥収集車は、10 台である。

(注 2) 門収集センターでは塵芥収集車 1 台 (車両プレート No 岩手 800 す 5741。平成 13 年 9 月取得) を公園みどり課に移管し、また、平成 22 年 12 月に塵芥収集車 1 台 (車両プレート No 岩手 800 さ 3892。平成 12 年 9 月取得) を売却しているため、平成 23 年 1 月末時点での塵芥収集車は 10 台である。

(2) 塵芥収集車両の買換えについて

平成 21 年度の業務車両の購入は次のとおりである。

所管施設・課	車両種類 (用途)	台数	取得価額 (円)	財源 (円)
三ツ割収集センター	塵芥収集機械車	1	6,877,500	補助金 980,000 市債 4,400,000 一般 1,497,500
門収集センター	塵芥収集機械車	2	13,954,000	全額交付金、補助金
資源循環推進課	連絡車 (軽自動車)	1	892,500	全額交付金
	きれいなまち推進車	1	2,920,000	全額交付金

(注 1) 塵芥収集車は 2 台を売却、1 台を廃車処理とした買換えである。

(注 2) 連絡車 (軽自動車) の購入はごみの不法投棄対策パトロール車両の廃車処理に伴い、連絡車として買換えしたものである。きれいなまち推進車の購入は更新に伴うものである。

車両の買換えは購入時からの経過年数や走行距離等の車両状態を所管施設・課において勘案して起案されているが、買換えの購入基準が明確ではない。確かに塵芥収集車は取得後 12 年ほど経過した車両の買換えであるが、売却車両は売却価額 290,000 円と 505,000 円であり、まだ使用可能な車両ではないかとも考えられる。

このような状況から上の表の列「財源」に記載したとおり、市の財政負担 (市債及び一般財源) は限られるものの、買換え基準を環境部の内規として明確に設定するとともに、起案される除却対象車両に売却価値が生ずるようであれば、買換えの是非について更に詳細な検討を加えるなど、車両の有効利用をより徹底させる措置を講ずるべきである。

また、塵芥収集業務は順次民間への委託を進めていることから、委託の状況を踏まえた適切な台数の塵芥収集車を保有すべく、新規購入の可否を判断すべきである。

IX. 盛岡市クリーンセンター（ごみ焼却施設）

以下の記載事項には、一部盛岡市リサイクルセンターに関する事項を含む。これは、盛岡市リサイクルセンターについては、「X I. 盛岡市リサイクルセンター（ごみ分別施設、粗大ごみ処理施設、廃棄物処分場）」に別に項を設けているが、監査項目上、盛岡市クリーンセンター（以下、「クリーンセンター」という。）と併記した方が解りやすいと判断した事項をここに記載するものである。

IX－１．施設管理運営について

１．概要

（１）ごみ焼却炉管理業務について

クリーンセンターは、盛岡市上田字小鳥沢で平成 6 年 8 月 11 日に着工、平成 10 年 3 月 15 日竣工の、1 日 135 t のごみ焼却能力の焼却炉 3 炉を備えた中間処理施設である。当施設の稼働については、ごみ焼却炉のメンテナンスを計画的に行うため、全 3 炉のうち 2 炉を通常運転とし、1 炉の保守点検を循環的に行っている。

< 年度別稼働状況 >

年度 区分		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
稼働日数（日）		360	360	361	360	360
焼却時間（h）		8,616	8,616	8,640	8,616	8,616
焼却処理量（t）		88,076	88,588	84,491	80,908	79,399
1 日当たり焼却量（t）		244.7	246.1	234.0	224.7	220.4
1 時間当たり焼却量（t）		10.2	10.3	9.8	9.4	9.2
焼却残灰	排出量（t）	12,314	12,126	11,265	10,877	10,511
	台数	3,447	4,132	4,213	3,267	3,169
残渣率（%）		14.0	13.7	13.3	13.4	13.3

（注） 1. 残渣率とは、焼却処理量に対する焼却残灰排出量の割合である。

2. 焼却処理量は、焼却炉への投入量である。

＜平成 21 年度稼働実績（月別）＞

区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
稼働日数(日)	30	31	30	31	31	30	26	30	31	31	28	31	360
焼却時間(h)	720	744	720	744	744	720	600	720	744	744	672	744	8,616
焼却処理量(t)	6,584	7,123	7,214	7,219	7,340	7,120	6,004	6,495	6,428	6,221	5,541	6,050	79,339
1 日当たり焼却量(t)	219.5	229.8	240.5	232.9	236.8	237.3	230.9	216.5	207.4	200.7	197.9	195.2	220.4
1 時間当たり焼却量(t)	9.1	9.6	10.0	9.7	9.9	9.9	9.6	9.0	8.6	8.4	8.2	8.1	9.2
焼却	排出量(t)	963	979	1,056	958	902	959	739	834	858	761	699	10,551
残灰	台数	284	294	318	287	272	290	222	253	261	228	208	3,169
残渣率(%)		14.6	13.7	14.6	13.3	12.3	13.5	12.3	12.8	13.3	12.2	12.6	13.3

（２）煙突出口排ガス中の大気汚染物質測定業務について

焼却炉から排出される排ガスには様々な大気汚染物質が含まれており、その中でも特に有害な物質につき法令等の規制を受けている。また、クリーンセンターの設置に伴い、地域の町内会等と公害防止協定を締結している。市ではこれらを遵守すべく煙突から排出されるガス中の物質濃度をシステムで常時測定監視している。

その結果は以下のとおりであり、規制値を上回る結果は検出されていない。

＜煙突出口排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果＞

（単位：ng-TEQ/N m³）

焼却炉 測定年月日	1 号炉	2 号炉	3 号炉
平成 21 年 5 月 19 日	0.000033	—	—
平成 21 年 9 月 8 日	—	0.016	—
平成 21 年 7 月 14 日	—	—	0.00071

（注）基準値は、クリーンセンターに係る公害防止協定値 0.1ng-TEQ/N m³である。

＜平成 21 年度煙突出口排ガス中のばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素の濃度測定結果＞

区分 月	ばいじん濃度排出基準 0.1g/N m ³			硫黄酸化物排出基準 10ppm			窒素酸化物排出基準 100ppm			酸化水素排出基準 10ppm		
	1 号炉	2 号炉	3 号炉	1 号炉	2 号炉	3 号炉	1 号炉	2 号炉	3 号炉	1 号炉	2 号炉	3 号炉
4	0.000	0.000	(0.000)	0.4	0.3	(0.1)	62.1	63.3	(64.6)	4.5	4.6	(4.3)
5	0.000	0.000	(0.000)	0.4	0.4	(0.5)	63.2	64.7	59.7	4.3	4.7	(3.2)
6	0.000	休炉	0.000	0.5	休炉	0.3	61.5	休炉	61.1	4.1	休炉	4.2
7	0.000	(0.000)	0.000	0.4	(0.6)	0.4	59.7	(50.7)	55.4	3.8	(2.6)	3.7
8	休炉	0.000	0.000	休炉	0.6	0.3	休炉	59.3	52.7	休炉	4.0	3.7
9	休炉	0.000	0.000	休炉	0.6	0.3	休炉	63.3	56.5	休炉	3.7	3.5
10	0.000	0.000	休炉	0.2	0.4	休炉	58.8	66.2	休炉	3.8	3.6	休炉
11	0.000	0.000	休炉	0.2	0.5	休炉	57.6	61.8	休炉	4.3	4.2	休炉
12	0.000	(0.000)	0.000	0.6	(0.5)	0.2	56.4	(60.7)	55.7	4.0	(3.9)	3.7
1	0.000	(0.000)	0.000	0.6	(1.1)	0.3	54.6	(53.5)	51.7	3.4	(3.5)	3.9
2	休炉	0.000	0.000	休炉	0.8	0.4	休炉	54.1	45.6	休炉	4.0	3.6
3	休炉	0.000	0.000	休炉	0.5	0.5	休炉	58.5	55.7	休炉	4.2	3.9

(注) 1. 各排出基準は、クリーンセンターに係る公害防止協定値である。

2. ()は、休炉の月において、数日稼働した日の平均値である。

(3) 備品管理について

平成 20 年度、市において不適切な経理による預けが発覚したことを契機に、平成 21 年度に各課等において保有する全ての備品の現品の確認を行っている。

「盛岡市財務規則（昭和 46 年 11 月 30 日規則第 33 号）第 2 節物品」によれば、備品は財務会計システムに登録し、備品データとして管理することとなっている。

(4) 貸与物品について

清掃事業の実施を安全に行うため、作業着等の貸与が行われている。

貸与物品に関しては、「盛岡市職員被服等貸与規程」（昭和 41 年 4 月 15 日訓令第 6 号）が存在し、同規程第 4 条によれば、「所属職員に被服等を貸与するときは、当該被服等に貸与年月日及び記号番号を付して交付しなければならない」としている。また、同規程第 6 条第 1 項によれば、「被貸与者は、貸与期間の満了したときは、速やかに当該貸与品を

返納しなければならない」としており、第2項では「被貸与者は、貸与期間が満了する前に退職し、又は貸与を必要としない理由が生じたときは、直ちに貸与品を返納しなければならない」としている。

(5) 過積載の状況調査について

クリーンセンターの廃棄物の搬入にあたって、過積載車両が多数見受けられることから、車両等の転落事故防止及び安全運転の対策として、搬入現場である盛岡市クリーンセンターから資源循環推進課及び廃棄物対策課に過積載調査状況を報告している。調査基礎データ（車輛登録ナンバー及び最大積載量）については、盛岡市一般廃棄物処理業者の許可、更新の申請書及び変更届け資料に基づいて作成している。

また、許可業者がクリーンセンターへ持ち込むごみの分別が適切に行われていることを確認するため、及び許可業者の不適切な分別を牽制するために搬入されたごみの中身を抜き打ちでチェックしている。不適切なごみについては差し戻し、適切な処理を指導しており、結果については廃棄物対策課に報告している。

2. 監査手続及び監査結果

(1) ごみ焼却炉管理業務について

ごみ焼却炉に関する資料を入手し、必要と考えられる監査手続を実施することにより、ごみ処理施設の経済的・効率的な運用の実施を検証した。

監査の結果は、次のとおりである。

焼却炉の稼働率については、ごみ焼却炉は3炉中、2炉の常時運転を前提に焼却炉の稼働率を算定すると80%を上回っており、当初の計画通り効率的な運用が行えていると考えられる。問題点等はない。ただし、分別やりサイクルの推進により、ごみ焼却量が減少傾向にあるため、将来において焼却施設の更新等を行う際は、焼却処理能力について適正水準の検討が必要になると思われる。

<ごみ焼却炉稼働率の年度別推移>

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1日焼却処理量(t)	244.7	246.1	234.0	224.7	220.4
1日焼却能力(t)	270.0	270.0	270.0	270.0	270.0
稼働率	90.6%	91.1%	86.7%	83.2%	81.6%

(2) 煙突出口排ガス中の大気汚染物質測定業務について

業務関連書類一式を入手し、現場視察、資料の閲覧、質問を実施することにより、当該事務手続きの合规性を確認した。

監査の結果、煙突出口排ガス中の大気汚染物質測定業務について、問題点がないことを確認した。

(3) 備品管理について

備品の現品確認に関する報告資料を閲覧し、現物と管理データの不一致内容から事務処理の合規制を検討した。確認した現品と備品データとの突合を実施した。

監査の結果は、次のとおりである。

管理データと現物とに複数の不一致が認められ、以下の報告を行っている。なお、平成21年度において現品と備品データとの不一致は是正されている。

①不一致内容が報告されていた事項

【返納すべき備品】

備品名	取得年月日	返納理由
公印 盛岡市清掃事業所クリーンセンター建設推進室長	平成5年3月31日	組織変更時に本来、返納すべき公印がクリーンセンターに現存していた。
柘公印 盛岡市環境部クリーンセンター建設推進室長	平成9年3月31日	組織変更時に本来、返納すべき柘公印がクリーンセンターに現存していた。

【備品データに計上されているが現物のないもの】

備品名	取得年月日	返納理由
オフィスチェア 6個	平成10年2月2日	汚損により廃棄済みであったが、会計課への連絡が漏れたことによる備品データの処理漏れ
折りたたみ椅子 4個	平成10年2月2日	汚損により廃棄済みであったが、会計課への連絡が漏れたことによる備品データの処理漏れ
石油ストーブ	平成10年3月5日	所在不明

ワープロ	平成 6 年 1 月 7 日	過去に廃棄したが、会計課への連絡が漏れたことによる備品データの処理漏れ
柘公印 盛岡市クリーンセンター 所長	平成 10 年 3 月 31 日	総務課へ返還済みであったが、会計課への連絡が漏れたことによる備品データ処理漏れ
無線機械 5 個	平成 17 年 9 月 30 日	更新購入により廃棄済みであるが、会計課への連絡が漏れたことによる備品データ処理漏れ
携帯無線機一式 1 個	平成 10 年 3 月 31 日	更新購入により廃棄済みであるが、会計課への連絡が漏れたことによる備品データ処理漏れ
電話台	平成 10 年 2 月 2 日	所在不明
図書ーごみ焼却施設の建設実務	平成 5 年 5 月 10 日	過去に廃棄したが、会計課への連絡が漏れたことによる備品データ処理漏れ

【備品データに登録されていない備品】

スポーツベンチ、スチール物置、ピッチングゲージ、ロッカー等多数あった。その発生原因次のとおりである。

ア. 施設建設時に設備として取得していたため、備品としての管理がなされていなかったもの

イ. 過去に備品整理した際、抹消手続きを誤ったと思われるもの

ウ. 所管換え・受贈の手続きを怠っていたもの

【備品台帳に計上されているが現物のないもの（リサイクルセンター）】

備品名	取得年月日等	返納理由
折りたたみ椅子	昭和 54 年 3 月 31 日 昭和 42 年 3 月 31 日 昭和 53 年 5 月 12 日	※
ロッカー	平成 4 年 12 月 16 日	※
石油ストーブ	昭和 52 年 10 月 26 日	※
開放式暖房機	平成 7 年 10 月 18 日	※

携帯用汚泥濃度計	昭和 61 年 7 月 16 日	委託業者による保守管理が行われているため、自ら測定することがない。
C O D 計測器具	昭和 63 年 6 月 17 日	※
デジタル P H メーター	昭和 57 年 2 月 27 日	※
デジタル溶存酸素計	昭和 57 年 2 月 27 日	※
動力噴霧機 一式	昭和 52 年 10 月 15 日	※
フォークリフト中古車	平成 20 年 9 月 30 日 に処分	車輛変更のため処分していたが、「返納処理票」を作成し会計課へ送付していなかった。
軽四輪自動車 2 B O X 型	平成 18 年 6 月 19 日	車輛変更のため処分していたが、「返納処理票」を作成し会計課へ送付していなかった。

(注) 表の「返納理由」欄の「※」印は、その記入がなかったことを示す。

以上のとおり、現品と備品データを平成 21 年度に一致させてはいるが、備品の取得年月はかなり古い時期であり、長期間にわたり備品管理が不徹底であったといえる。例えば、年 1 回程度の現物と備品データの照合等、定期的な管理が必要である。

また、表「【備品台帳に計上されているが現物のないもの（リサイクルセンター）】」の「返納理由」欄の「※」印部分は、その記入がなされていなかった。その内容を確認する必要がある。

②公印の管理について

公印の保有状況は総務課で管理しており、備品データは会計課で管理している。クリーンセンターに保管されている公印は、現在の施設の建設当時の主管課長である「建設推進室長」の印であった。建設が完了し、クリーンセンターが稼働するとともに名称変更となり、他の名称へと変更していたため、本来は担当課が自ら総務課へ返納し、さらに会計課へ備品データ処理の依頼をすべきところを怠っていた。特に今回の場合は、課長印を廃止した際に、総務課では課長印の返納依頼の通知を行っていた。

「盛岡市クリーンセンター所長」印に関しては、現物を総務課へ返納したにもかかわらず、会計課へ備品返納に関する処理を失念し、備品データには計上されたままとなっていた。今

後の返納や備品データへの登録処理が生じた際には、確実かつ正確に行う必要がある。

（４）貸与物品について

業務関連資料一式を入手し、資料の閲覧、質問を実施し、事務手続きの合规性について確認した。監査の結果は、次のとおりである。

クリーンセンターで作成している被服管理台帳は、被服等の種類、貸与時期及び数量に関する貸与実績を記載するものである。しかし、現物の被服等に貸与年月日及び記号番号を付して交付しておらず、また、返納されるべき使用済みの被服は汚れが激しく再使用は不可能との判断から、実際には返納を強制せず、各人で処分することが慣行となっている。リサイクルセンターでもクリーンセンターと同様の実態であった。こうした実態は「盛岡市職員被服等貸与規程」の規定に反するものである。

また、現在作成している被服管理台帳は払出の記録簿であり、返納や在庫の管理は行っていない。こうした管理台帳は同規程の定めに準拠したものといえない。

同規程の趣旨を踏まえ、各人からの返納処理を徹底し、再使用不能なものは処分の顛末を確認して記録するなど、管理を適切に実施する必要がある。

（５）過積載車及び分別事業者に対する対応について

クリーンセンターが収集する調査基礎データ（車輛登録ナンバー及び最大積載量）及び違反ごみ搬入阻止行動報告書を閲覧し、運搬車両の過積載が懸念される業者への対応を質問した。

監査の結果は、次のとおりである。

クリーンセンターでは違法と思われる過積載車や当該車両を運行する事業者を把握しており、資源循環推進課及び廃棄物対策課へ月に１度報告がなされていた。報告に基づき、市では過積載車を運行した職員や事業者に対し口頭で注意喚起を行っているとのことであり、その結果、直営や委託業者の過積載の状況は改善されている。ただし、許可業者に関しては改善の程度は芳しくはなく、特に危険と思われる 50%超の過積載車両については改善の状況が見られない。

過積載の状況調査により過積載を行うことが多くみられる業者を把握していることから、今後も過積載の改善が進まないような状況であるならば、道路交通法による過積載の

取締りを行う県警への通報を行うなど、過積載の撲滅に向けて一層強い姿勢で臨む必要がある。

3. 監査結果に添える意見

備品管理について

物品の処理については、盛岡市財務規則（昭和 46 年 11 月 30 日規則第 33 号）第 2 節物品に規程されている。そのなかで、備品の登録（第 206 条）、返納（第 210 条）、処分（第 214 条）に関する処理も規定されている。

これらの規程にのっとれば、現物と備品データは一致するはずであったが、現物のないもの又はデータにない現物が発見された。クリーンセンターとリサイクルセンターで発見された現物のないものは年数が相当程度経過したものが多かった。その要因として、規程上は廃棄物品が生じた場合、返納所管部署が会計課へ報告する必要があるが、現物の備品に備品整理票の貼り付けが漏れていたため備品と認識できず、結果として報告が漏れたと考えられる。備品管理の徹底と適時な備品棚卸の実施が望まれる。

また、公印に関しては、不正使用を防ぐ意味からも厳重な管理が求められる。公印は、備品としての管理と、公印としての管理を行っている。公印としての管理は、「盛岡市公印規則」（平成 15 年 12 月 25 日規則第 54 号）及び公印取扱規程（平成 15 年 12 月 26 日訓令第 22 号）に従って処理するものである。

返却未処理であった公印は、所管部署が自ら返納すべきものであり、総務課から返納通知がきた段階でも返納していなかった。また総務課でも返納されないことに対する管理を怠っていたため催促が行われなかった。このように適正に処理できる段階は 3 つあったが、全て無視されていることは、公印の重要性の意味を理解していないものと考えられる。

公印の重要性に鑑みて、公印の印面を変更したとき又は公印を廃止したときは、公印の登録変更又は抹消することだけでなく、変更又は廃止した公印の現物も複数名立会のもと適切な手続を踏まえて処分する必要がある。

IX－2. ごみ焼却業務関連契約について

1. 概要

平成 21 年度において執行された、焼却業務に関連する 2,500 千円以上の業務委託契約及び 2,500 千円以上の工事請負契約は以下のとおりである。

<平成 21 年度 2,500 千円以上の業務委託契約>

【盛岡市クリーンセンター】

(単位：千円)

件名	契約種別	業者	契約額
空気圧縮機保守点検業務	随意	A 社	6,205
大気・排ガス中塩化水素測定装置保守点検業務	随意	B 社	4,620
定点観測所大紀測定装置保守点検業務	随意	C 社	3,360
煙道排ガス測定装置保守点検業務	随意	D 社	3,045
定期点検整備業務	随意	E 社 ※	119,700
空気調和設備保守点検業務	随意	F 社	2,835
焼却残灰等運転業務	随意	G 社	14,280
環境モニタリング調査業務	指名	H 社	4,410
建物清掃業務	随意	I 社	4,410

※設計施工業者

【盛岡市リサイクルセンター】

(単位：千円)

件名	契約種別	業者	契約額
水処理施設等維持管理 (上期)	随意 (一者)	J 社	2,984
水処理施設等維持管理 (下期)	随意 (一者)	J 社	2,520
使用済乾電池処理	随意 (一者)	K 社	5,636

＜平成 21 年度 2,500 千円以上の工事請負契約＞

【盛岡市クリーンセンター】

(単位：千円)

件名	契約種別	業者	契約額
排ガス分析計改修工事	指名	L 社	14,490
ごみクレーン設備改修工事	随意	M 社	6,510
焼却炉耐火物改修工事	随意	E 社 ※	47,946
焼却設備改修工事	随意	E 社 ※	141,225
ボイラー及び脱臭器給水ポンプ改修工事	随意	N 社	6,825
計装制御機器改修工事	随意	O 社	23,835
制御システム改修工事	随意	E 社 ※	66,675

※設計施工業者

【盛岡市リサイクルセンター】

(単位：千円)

件名	契約種別	業者	契約額
缶プレス機改修工事	随意（一者）	P 社	4,724

2. 監査手続及び監査結果

ごみ焼却業務関連の随意契約における契約単価の検討について

焼却業務関連の契約資料を閲覧し、事務処理に係る経済的・効率的な運用の実施を検証した。監査手続の結果は、次のとおりである。

焼却プラントやシステムの保守点検及び改修工事に関し、市は焼却施設の構成機器ごとに施設設計施工業者以外への分割発注については適宜検討を行い、可能なものについては競争入札を行い、また、分割して発注する等の一定の工夫はしている。しかし、基幹的な部分の業務に関しては設計施工業者との随意契約となっており、随意契約の比率が非常に高い状況にあった。これは主に次の理由による。

○性能発注され、当該業者により設計製作されている。

○設備の詳細な構造を熟知しており、システム全体に精通している。

○当該業者が設計開発した特許や独特の技術を使用した特許部品や組立方法が用いられている。

○焼却炉の運転計画に支障がないように迅速に施工できる。

○設計施工業者に業務委託することで、安全かつ安定した焼却施設の稼働を担保できる。

こうしたことから、焼却関連業務委託契約の大部分が随意契約となる主な要因は、焼却施設が性能要件や必要処理能力等の特性に応じて個別受注生産される汎用性のないものであり、その施設の修繕・保守管理には特許権を有する設計施工業者が開発した特殊な部品が使用される結果、施工業者以外の業者では交換部品の手配から設置、保守に至るまで対応できない点にあるということが言える。

このような状況から、担当課では随意契約となる当該業務又は工事における単価等に関する情報が設計施工業者のものに限定され、複数業者の単価等の比較が困難な状況にある。

契約金額の積算は一定の方法で実施してはいるが、更なる適正化、低減化のために、他市の契約金額の情報収集による比較検討等の更に深い検討を要する。

3. 監査結果に添える意見

ごみ焼却炉管理業務に関連する随意契約について

クリーンセンターの設計施工においては公正取引委員会の調査結果により、平成6年8月10日に締結した工事請負契約に係る入札に際し談合が行われていたことが判明し、市の積算では損害額は17億9,487万円にのぼった。このため市は、当該積算損害額に契約代金支払い完了の翌日（平成10年5月7日）から平成19年3月30日納期限まで民法の規定による年利5分で計算した額の利息7億9,908万円を加えた25億9,396万円の支払を落札した設計施工業者に請求したものの支払を拒絶されたため、市は地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき平成19年6月の定例市議会の議決を経て、盛岡地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。平成21年6月26日の一審判決は市の損害額を9億6,820万円と認定し、これに年利5分の利子を加えた15億5,004万円の支払を命じた。市は仙台高等裁判所に控訴したが平成22年4月14日に控訴棄却となり、平成22年4月28日に上告を断念し判決が確定した。

他方、主な保守点検業務や改修工事の契約については、技術的な側面から設計施工業者以外の他の業者に委託することができないことから、当該損害賠償請求訴訟の相手方であった

設計施工業者に極度に依存せざるを得ない状況にあり、当該業者との随意契約による業務委託が行われている。

平成 21 年度の決算資料によれば、クリーンセンターの当該業者へ同年度中に直接支払った委託料の決算額は次のとおりである。

○焼却設備定期点検整備委託料	119,700 千円
○蒸気タービン非常停止装置作動試験委託料	1,050 千円
○焼却設備改修工事	141,225 千円
○制御システム改修工事	66,675 千円
○焼却炉耐火物改修工事	47,946 千円

このように、汎用性のない設備の設計施工は施工後の保守点検業務や改修工事の発注先業者が設計施工業者に特定されることが多いことから、次回の焼却施設の建設時には極めて慎重な検討が必要になる。

X. 盛岡市余熱利用健康増進センター「ゆぴあす」

X－1. 施設の概要及び指定管理者の選定について

1. 施設の概要

イ. 所在地 盛岡市上田字小鳥沢 148 番地 103

ロ. 施設規模

a. 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 二階建

b. 敷地面積 12,009 m²

c. 延床面積 5,015 m²

d. 建築面積 4,136 m²

ハ. 建設費 2,453,684,000 円

財源内訳 起債 2,128,500,000 円

一般財源 325,184,000 円

ニ. 開設年月日 平成 14 年 3 月 1 日

ホ. 主な施設内容

a. プールゾーン 競泳プール・流水プール・スラロームプール

幼児プール・採暖プール

b. 浴場ゾーン 和風浴室・洋風浴室・休憩室

c. その他 アリーナ・軽運動室・会議室

併設するクリーンセンターのごみ焼却により発生する熱を資源として有効活用し、市民の心身の健康増進を図るとともに、様々な運動を通じた交流の場を提供することを目的とする施設である。

2. 指定管理者の選定

市では、平成 18 年度から本格的に指定管理者制度を導入している。ゆぴあすにおいても、平成 14 年度から 17 年度の管理委託制度による運営を経て、平成 18 年度より指定管理者制度へと移行した。指定管理者は次のとおりである。なお、市では、「公の施設の指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」において、指定期間につき原則として新規指定は 3 年、再指定は 5 年と定めている。

イ．平成 18 年度～20 年度 株式会社クリタス

ロ．平成 21 年度～23 年度

- a．名称 特定非営利活動法人盛岡市水泳協会
(以下「NPO水泳協会」という。)
- b．代表者 理事長 小笠原努
- c．目的 盛岡市の水泳界を統轄し、代表する団体として、水泳および水泳競技の健全な普及、発展を図り、もって広く一般市民の心身の健全な発達と、明るく豊かな市民生活に寄与し、あわせて地域社会の活性化と雇用促進を図ることを目的とする。
- d．事業内容
- ・地域住民のための水泳教室の主宰
 - ・地域住民のための水泳競技大会の開催
 - ・水泳及び水泳競技に関する大会に選手、役員を派遣し運営
 - ・水泳及び水泳競技に関する講習会の開催
 - ・水泳及び水泳競技に関する技術の調査、研究。また、わが国古来の伝統的な泳法の研究、保存、紹介
 - ・水泳及び水泳競技の指導者の養成
 - ・障害者水泳競技大会の共催
 - ・水泳及び水泳競技に関するイベントその他の開催
 - ・水泳及び水泳競技に関する物品の販売
 - ・委託を受けた体育施設等の管理運営
 - ・その他本会の目的を達成するために必要な事業
 - ・飲食物等の販売
- e．事業実績
- ・盛岡市立勤労青少年プール管理指導
 - ・盛岡市市民プール（屋内プール）管理指導委託
 - ・盛岡市高松プール管理指導委託
 - ・盛岡市仙北プール管理指導委託
 - ・盛岡市都南中央公園プール管理指導委託

なお、市側における所管課はクリーンセンターであり、主として管理運営全般に関する業務を管理係にて、施設の維持管理に関する業務を施設係にて行う旨「事務分掌」に定められている。

①選定・審査に関する定め

市では、「公の施設の指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を策定し、選定についての基本的な考え方につき次のように示している。

第2 指定管理者の選定についての基本的な考え方

1 選定についての方針

(1) 公募の原則

原則として公募するものとする。（以下略。）

(2) (略)

2 公募方法

(1) 公募についての情報提供

公募にあたっては、応募要領、仕様書及び予定審査項目を提示するほか現在の運営状況を公表することとする。

(2) 公募の周知

市の広報及びホームページにて周知するほか、市の主な公の施設に応募要領等を備え付けるものとする。また、特に必要と認められる場合には、応募予定者を対象とした説明会を開催するものとする。

(3) 公募の期間

公募する場合は、申請の受付開始から締め切りまで特段の理由のない限り 30 日間以上設けることとする。

3 審査方法

公募により指定申請のあった法人その他の団体（以下「申請者」という）の中から指定管理者を選定するために、別に「指定管理者候補者選定要領」を定め、施設ごとに審査会を設置して審査を行う。審査会の審査結果について、外部有識者の意見を聴取することとする。

4 公表

選定結果は申請者全員に通知するとともに公表する。ただし、公にすることにより、申請者の権利、競走上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は、公表しないものとする。

5 応募資格（欠格条項等）

次のいずれかに該当するものは、応募することができないものとする。(以下略)

さらに、上記「3 審査方法」に記載されているように、「指定管理者候補者選定要領」にて、審査員、選定の基準、審査の方法、選定の方法、審査の公開、選定過程の確認等、選定するために必要な事項を具体的に定めている。

②選定・審査業務の実施内容

イ. ゆびあすにおける選定の実施

ゆびあすにおいては、現在までに平成 18 年度指定時と平成 21 年度指定時の 2 回、選定手続きが実施された。いずれも公募によるものである。

a. 平成 18 年度指定時

株式会社クリタスのほか 2 団体の計 3 団体が応募し、株式会社クリタスに決定。

b. 平成 21 年度指定時

NPO 水泳協会の 1 団体のみが応募し、NPO 水泳協会に決定。

ロ. 業務の内容

a. 公募方法

公募を実施するにあたっては、公募期間、募集要項等配布日、応募予定者説明会の実施等を市の広報及びホームページにて告知している。告知開始のほぼ 1 ヶ月後に応募予定者説明会を開催し、説明会后 30 日間を確保し公募期間としている。

b. 審査方法

審査員は、所管課であるクリーンセンター職員以外で市長が委嘱したもの 3 名（以下「外部審査員」という。）及びクリーンセンター所長 1 名の計 4 名で構成される。審査会の前に審査員打合会を実施し、審査評価表に対する外部審査員の意見を聴取している。

審査会は、公募期間終了後 10 日間ほどおいて開催され、事前に審査員に対し応募者より提出された指定申請書その他添付書類の写しを送付する形で予備審査を実施する。審査会は、書類審査及び聴き取り審査により実施され、聴き取り審査は公開されるものである。各審査員が審査評価表にて評価点を付しこれを合計する。合計点の最も多い申請者が指定管理者候補者となる。ただし、最低でも満点の 100

分の 50 は必要とされている。

c. 選定結果の公表

指定管理者候補者は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項に定める市議会の議決を経て正式に指定管理者として指定される。指定後、盛岡市余熱利用健康増進センタ一条令第 15 条の規定により告示がなされる。

審査の点数や講評等の詳細についてはホームページで公表されるが、指定管理者に選定された団体以外の申請者名は公表されないこととなっている。

3. 監査手続及び監査結果

選定・審査の過程で実施された稟議に関する文書を閲覧したうえで、必要に応じ質問を行い関連資料を入手し検討した。具体的には、審査員の委嘱に関わる手続、募集要項、仕様書及び審査評価表などの必要書類の作成手続、審査の実施手続、審査結果の通知及び公表の手続等の一連の手続が、市の定めに則して実施されているかを確認、その内容に重要かつ不合理な点がないかを検討した。

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 選定・審査手続きの合規性について

「1. 概要 2. 指定管理者の選定 ②選定・審査業務の実施内容 ロ. 業務の内容」に記載の手続が実施されており、選定・審査に関する定めどおりに実施されていない手続は特には認められず、合規性につき重要な問題はないと判断する。

(2) 平成 21 年度指定時に、応募者が 1 団体のみであった点について

平成 21 年度指定時、平成 18 年度の制度導入時からの指定管理者であった株式会社クリタスが応募せず、結果として 1 団体のみ応募となった。この理由、特に株式会社クリタスが応募しなかった点についての要因分析、事業運営上の主な障害となった事項の把握、及びそれを受けて複数団体が応募してくるような指定管理者制度の運用上の条件整備の必要性等の検討が十分に行われていないと考えられる。

そもそも指定管理者制度導入の目的は、民間事業者の経営ノウハウを活用してより効率的な施設の管理運営を可能にし行政サービスの向上を図ることにあるが、そのためには民間事業者が指定管理事業を継続するにたるインセンティブが必要である。そしてまた、そのインセンティブが継続されてはじめて、新たに参入しようとする民間事業者が出現し

うる条件が確保され、競争により更なる上質のサービスを利用者に提供できる仕組みが整うこととなる。指定管理者制度を運用する自治体はこの仕組みを維持する責務を負うのであるが、その責務を遂行するためには、まず現況を把握し理解せねばならない。

このような観点から、従前の指定管理者が応募しなかった平成 21 年度指定時のケースは重要な意味をもつであろう。それまで指定管理者として施設の管理運営にあたっていた事業者が応募をとりやめた理由が、仮にゆびあすに関する指定管理者制度の運用に起因するものであったのであれば、市としてはその運用の改善につき対応を検討し、複数の事業者が応募する環境整備を行うことが求められる。

特に今回の場合、ゆびあすとしても、また市として本格的に制度を導入してからも初めての指定管理者であったという点や、株式会社という最たる営利団体であった点をも考慮すると、把握した同社の応募を取りやめた情報（理由）が複数の事業者が応募する環境整備に十分に生かされていないと考えられる。全国的にみると、公募団体が出てこない施設や、指定を自主的に返上するケースも散見されるところである。得られた情報につき、例えば「連絡会議（市の全所管課とすべての指定管理者の代表が一同に会する年 2 回の会議）」で複数の事業者が応募する環境整備について協議し、市全体としての指定管理者制度の運用改善に活かす取り組みも必要であろう。

X－2．利用料金の取扱いについて

1．概要

利用料金の取扱いについて、仕様書に次のように定めている。

利用料金は、原則として精算しないものとします。ただし、単年度の利用料金収入の決算額が、当該年度の収支予算書における利用料金の見積額を大幅に上回る場合、見積額と決算額の差額のうち一定程度を施設利用者のサービス向上に振り向ける方策について、市から指定管理者へ協議を申し入れるものとします。

協議を申し入れる際の基準等については、市と指定管理者が協議し、協定において定めるものとします。

これを受けて、基本協定書および年度協定書において、協議を申し入れる際の基準につき、次のように定めている。

【基本協定書 第7条第3項及び第4項】

- 3 甲（市）は、毎年度の利用料金の決算額が別途年度協定で定める基準を超過した場合、超過した額の一部を施設利用者に対するサービスの向上のための取組に充てるよう、乙（指定管理者）に協議を申し入れることができる。
- 4 前項の規定は、利用料金の決算見込額が別途年度協定書で定める基準を超過すると甲が認める場合について準用する。

【年度協定書 第5条】

基本協定書第7条第3項に規定する基準は、25パーセントとする。

2. 監査手続及び監査結果

利用料金の取扱いに係る基本協定書、年度協定書及び仕様書を閲覧し、内容について合規性の観点から、不備な内容がないか確認した。

監査の結果、基本協定書、年度協定書及び仕様書の内容に、合規性の観点から問題となる事項は認められなかった。問題点等はない。

3. 監査結果に添える意見

ゆびあすの指定管理者制度においては、施設利用者からの利用料金収入を指定管理者自身の収入とすることができる利用料金制が採用されている。これは、指定管理者に収益拡大のインセンティブを与えることをその目的とするものである。収入が経費を下回った場合のリスクは指定管理者が負うものの、経営努力により収入が経費を上回った場合の利潤が指定管理者に帰属することとなり、更なる収益獲得への努力が促されることになる。

このような利用料金制の趣旨に鑑みて、上記のように指定管理者が得た利用料金に対し一定の制限を設けることについては再検討の余地があるのではないかとと思われる。一部とはいえ収入の使途に制限があることは、指定管理者のインセンティブを損なうことにつながりかねない。

また、上記仕様書および協定書によれば、基準超過額は施設利用者に対するサービスの向上のための取組に充てることとなっており、この点は公共施設としての性格上合目的的なものといえる。しかし、そもそも指定管理者は施設利用者に対するサービス向上の努力により収益を得るものであり、さらにそのサービス向上のために民間事業者としての経営ノウハウを活かすことが期待されているものである。経営努力により得た利潤をさらなるサービス向上にどのように役立てるかは指定管理者の経営判断に委ね、その妥当性については適切なモニタリングを行うことにより評価し改善していくといった態勢整備を強化していく方が指定管理者制度導

入の趣旨からいってもより実効的であろう。

X-3. ゆびあすにおけるモニタリング業務について

1. 概要

モニタリングは、指定管理者の業務が仕様書や協定書、事業計画書どおりに履行されているかや良質なサービスが提供されているかについて自治体のみならず指定管理者自身や第三者がチェックし評価する仕組みであり、不適切な運営があれば適時改善に結びつけるといった点からも極めて重要な手続である。

(1) モニタリングに関する定め

地方自治法において、毎年度終了後の事業報告書の提出が義務付けられており、不適切な業務内容であった場合はその業務を停止することができる旨定められている。ゆびあすについても、「盛岡市余熱利用健康増進センター条例」（以下「条例」という。）に同様の定めを置き、さらに「基本的な考え方」において、月報等の提出や定期的な巡回点検等により運営状況の把握に努めるとともに、利用者の意見の反映に努める旨定められている。そのうえで、仕様書と基本協定書においてそれぞれ次のように具体的な定めがおかれている。

【仕様書】

15 運営状況の監視と公表

市は、指定期間中、次の取り組みを基本としながら、指定管理者に対して施設の特性に応じて月報、四半期総括書等の提出を求めます。また施設ごとに定期的な巡回点検や確認を行い、運営状況の把握に努めるとともに、運営協議会の設置や一年度に一回以上、利用者の意見を直接聴く場を設けるなど、利用者の意見を幅広く聴き、その反映に努めます。

- ① 指定管理者が毎年度終了後に提出する事業報告書（地方自治法第 244 条の 2 第 7 項）を検証し、公表する。行政評価システムにおいて、施設の管理運営に関する事務事業評価を実施し、その結果を公表する。

【基本協定書】

（事業計画書等の提出）

第 15 条 乙（指定管理者。以下同じ。）は、毎年度、甲（市。以下同じ。）の定める日までに、センターの管理運営に係る事業計画及び収支計画に関する書類を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、センターの管理運営に係る事業計画を変更しようとするときは、変更後の計画及び収支計画に関する書類を、あらかじめ、甲に提出しなければならない。

(報告書の提出等)

第16条 乙は、毎月、センターの管理運営に関する報告書を作成し、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書の書式及び記載内容は、甲乙協議の上定める。

- 3 乙は、条例第19条に規定する事業報告書を甲に提出しなければならない。この場合において、甲が業務報告に基づき必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

(立入検査)

第17条 乙は、法第 244条の2 第10項の規定に基づき実地調査を受ける場合は、誠実に対応しなければならない。この場合において、甲が調査に基づき必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。

(管理運営の評価)

第18条 乙は、センターの管理運営の効率化及びサービスの向上の観点から、指定管理者としての管理運営について自己又は第三者による評価を実施し、その結果を甲に報告するとともに、広く市民に公表するよう努めなければならない。

- 2 甲は、必要に応じ、乙の指定管理者としての管理運営について甲又は第三者による評価を実施し、その結果を広く市民に公表するものとする。

(要望等の処理)

第19条 乙は、市民又は利用者から要望、意見及び苦情等（以下、「要望等」という。）を受け付けたときは、その内容及び対応状況について、すみやかに、甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、前項により乙が受け付けた要望等及び甲が直接受け付けた要望等の内容及び対応状況について、必要に応じて広く市民に公表するものとする。

(2) モニタリング業務の実施内容

①事業計画

基本協定書第 15 条第 1 項に定められたとおり、年度初に、指定管理者より市長を宛名とし所管課であるクリーンセンターに事業計画書が提出され、管理運営や自主事業に関する実施計画、管理運営に関する収支計画、利用料金等の収入計画に関して報告がなされる。

②月次報告

基本協定書第 16 条第 1 項に定められたとおり、「管理運営月次報告書」が指定管理者により毎月作成され、翌月 10 日までに市長を宛名としクリーンセンターに提出される。定例で報告される事項は次のとおりである。

- 無料開放及びイベントの実施概要
- 月次及び四半期毎の収支状況（決算書科目レベル）
- 月次及び日次の利用者数（プール・浴場・その他ごとに、一般や高校生などの利用者層別に分けて報告）
- 利用料金減免状況
- 物品等の異動状況（品名、数量、設置場所、金額、業者名等）
- 修繕の実施状況（修繕箇所、規格、メーカー、金額、業者名等）
- 意見箱に寄せられた「お客様の声」の写しと、その内容及び対応状況をまとめた『「お客様の声」受付カード』
- 施設及び設備の保守管理状況（委託先業者の報告書の写し添付）

なお、報告書の提出に合わせて、クリーンセンターの担当者によるヒアリングを実施するとともに意見や情報を交換している。

③年次報告

基本協定書第 16 条第 3 項に定められたとおり、条例第 19 条に規定する年次の事業報告書が指定管理者により作成され、市長を宛名としクリーンセンターに提出される。主な報告事項は次のとおりである。

- 業務の実施状況（管理及び運營業務の実施内容、自主事業決算及び実施内容、イベント実施内容、修繕内容等）
- 利用者の数（月次報告内容の年次総括）
- 決算書（「収支報告書」。予算実績比較ベース）
- 利用料金の収入実績（月次報告内容の年次総括）
- 管理経費支出状況（月次報告内容の年次総括）

④事務事業評価

仕様書 15②に定められたとおり、行政評価システムにおける施設の管理運営に関する事務事業評価を実施しその結果を公表している。なお、当評価は3年毎に実施されることとなっており、ゆびあすの評価は平成20年度（対象は平成19年度）に実施された。

⑤第三者評価

a. 「ゆびあす運営協議会（以下「運営協議会」という。）」

「市民及び利用者の要望等を吸い上げ、第三者の評価を通じて、指定管理者として『期待されるサービスを提供し、市民及び利用者の満足度の向上に努める。』ことを目的とし、」（「運営協議会運営方針」より抜粋）平成21年度より設立、運営されている。委員は任期を3年とし、利用者代表・地域住民代表・子ども会代表・老人クラブ代表・健康又は運動に関する有識者・盛岡市職員・指定管理者から成る。平成21年度は、6月、10月及び1月の計3回開催された。

b. 「『お客様の声』受付カード」による利用者の意見、要望の把握と対応

利用者から指定管理者に要望等が伝えられた場合、受付カードにその内容と対応状況を記載し、要望等を運営へ反映するとともに当該利用者に対し適切に対処するよう管理するものである。利用者からの要望等は、口頭や電話などのほか主に意見箱の設置により把握される。用紙は利用者の承諾を前提とした記名式で、要望等は白紙に自由に記入する形式をとっている。

さらに、受付カード及び意見箱に寄せられた利用者記入の用紙は、その写しが月次報告書の一部を構成し市に報告される。

c. 評価機関による評価

市の制度として、指定管理者制度を導入している施設に対し評価機関による評価を実施している。ゆびあすは平成 19 年度に評価を受けた。前管理者の管理運営時であったが、「概ね良好な管理運営状況にあると認められる。」との評価を受けている。

2. 監査手続及び監査結果

主に平成 21 年度に係る年次の事業報告書及び月次報告書を閲覧したうえで、必要に応じ質問を行い関連資料を入手し検討した。具体的には、報告手続が定めに即して実施されているかを確認、その内容に重要かつ不合理な点がないかを検討した。また、何らかの対応が必要な事項があればその対応状況を確認した。さらに、ゆびあすを視察し、備品の管理状況、現金の管理状況及び再委託業務に関する契約事務の状況につき確認した。

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 市によるモニタリングの合规性について

「3. 業務の概要 (1) モニタリングに関する定め」に記載のとおり、仕様書において、年次の事業報告書は検証後に公表される旨定められているが、この公表がなされていない。検証結果とともに、市のホームページ（ウェブもりおか）等に掲載する必要がある。

その他においては、「1. 業務の概要 (2) モニタリング業務の実施内容」に記載の手続が実施されており、モニタリングに関する定めどおりに実施されていない手続は特には認められず、合规性につき重要な問題はないと判断する。

(2) 指定管理者自体の経営状態の確認について

公共の施設の管理運営においては、質の高いサービスが安定的、継続的に提供されることが重要である。このためには、指定管理事業の収支の悪化を防ぐことはもちろんのこと、事業を実施する指定管理者自体の経営状態が安定的なものであることが必要である。したがって、モニタリングにおいて、指定管理事業にかかる収支状況のみならず、指定管理者それ自体の経営状況についても実態を把握することが求められることとなる。

ゆびあすにおいては、指定管理事業にかかる収支状況については月次報告書や年

次の事業報告書に記載され報告されるものの、指定管理者自体の経営状況については特に報告の対象とはされていない。指定管理者自体の決算後、速やかに財務書類等の提出を求め、その経営状況が、指定管理者として安定的・継続的にサービスを提供できる状態にあるかどうかを確認する手続きを実施すべきである。

(3) 備品の管理について

備品については仕様書に次のように定められている。

12 物品等の帰属

- (1) 指定管理者が、指定期間中に市から支払われた指定管理料により購入した物品については、市に帰属するものとします。ただし、利用料金制を採用する場合であって、利用料金収入により予算の積算に含まれていない物品を購入した場合には、指定管理者に帰属します。この場合、事前に市と協議が必要になります。
- (2) 指定管理者は、市が所有する物品については、「盛岡市財務規則」に基づいて、善良なる管理者の注意をもって使用し、また、常に良好な状態で、使用ができるように保管しなければなりません。

指定管理者が備品を取得した場合、月次報告書に「ゆびあす物品等の移動状況」として記載され報告されることとなっている。報告を受けたクリーンセンターはこれを会計課へ報告し、会計課が管理する市の備品台帳への更新登録がなされる。なお、各備品にはそれぞれ管理シールが貼付されており、備品名や個別に付された管理番号が明らかにされる仕組みである。

今回の監査において、備品リストと備品現物の突合を実施した。備品は多数にわたるため一部をサンプルとして抽出する方法によったが、この結果、以下のような点が検出された。

- 現物が存在するものの、台帳に記載されていない備品がある。
- シールが貼付されていない備品がある。
- 現物とは異なるシールが貼付された備品がある。

このような不備は直接的には事務的なミスにより発生したものといえ、とり急ぎ現物と台帳及びシールとの一致を図る必要があることは言うまでもないが、一方で

なぜこのようなミスが発生したかの原因を把握し再度起こりえないような仕組みづくりを行うことも重要である。この点、具体的には以下の事項に留意すべきであろう。

- 現行、市の会計課で作成する「備品リスト」と、指定管理者で作成する「備品管理簿」の2種類の台帳が存在し、管理番号もそれぞれの台帳ごとに付されている。さらに2つの台帳の間で記載内容に齟齬が見られる。これでは非効率であるばかりか効果的な備品管理は期待しにくい。市に帰属する備品については会計課作成の台帳に一本化して指定管理者もこれを使用し、指定管理者に帰属する備品については、市に帰属する備品とは明確に区分するかたちで指定管理者において台帳を整備すべきである。
- 現行、備品管理に関する具体的な方針が定められておらず、現物と台帳の定期的な突合なども実施されていない。指定管理者自身が備品の現存状況の把握とその記録の保存につき体制を整備することはもちろんであるが、市においても、年に一度は現物と台帳の突合に立ち会うなど、モニタリングの一環としての関与を検討すべきである。

(4) 業務の再委託に係る契約事務について

業務の再委託については仕様書に次のように定められている。

13 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認められません。個別の業務の再委託については、事前に市との協議が必要です。

さらにこれを受けて、基本協定書において次のように定められている。

(再委託の制限)

第8条 乙は、センターの管理運営に係る業務（以下「管理業務」という。）

の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、あらかじめ甲の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

3 乙は、前項の規定により、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該第三者の責めに帰すべき事由をすべて乙の責め

に帰すべき事由として責任を負わなければならない。

個別の業務の再委託については、個別の業務ごとに業務委託仕様書に業務内容等が具体的に定められており、これに基づき基本協定書第8条第2項の市の承認が年度毎になされているところである。

平成21年度分の再委託業務につき関連する資料を閲覧したが、包括的な再委託は行われていない。個別業務については、次の業務につき市が承認し委託されている。

- イ. 建物清掃業務
- ロ. 環境衛生管理業務
- ハ. 警備業務
- ニ. 植栽等維持管理業務
- ホ. 消防設備保守点検及び防火対象物定期点検業務
- ヘ. 館内監視カメラ装置等保守点検業務
- ト. 入退場管理装置等保守点検業務
- チ. 中央監視装置保守点検業務
- リ. スラロームスライダー設備保守点検業務
- ヌ. エレベーター設備保守点検業務
- ル. プールろ過装置保守点検業務
- ヲ. 浴場ろ過装置類保守点検業務
- ワ. 空調設備機器保守点検業務
- カ. 自動ドア設備保守点検業務
- ヨ. マンホールポンプ保守点検業務
- タ. 自家用電気工作物保安管理業務
- レ. プール設備保守点検業務
- ソ. 除排雪業務
- ツ. 月次会計事務処理
- ネ. マット・モップ賃借
- ナ. 浴場サウナ・マット賃借
- ラ. 自主事業の一部

上記のように機器設備類の保守業務が主であるが、これらは専門的であるとともに施設の安全な運営に直結する業務であり、指定管理者が自ら実施することは適切ではなく再委託とすることは妥当といえる。その他の業務についても、専門性及び効率性の観点から再委託とすることに問題はないといえよう。なお、ニ．の植栽等維持管理業務や、ソ．の除排雪業務については、必要となった都度見積もりをとり委託する形態をとっている。

また、今回の監査においては、それぞれの再委託業務の契約書を閲覧したが、年度を通じて継続する業務について、次の２業務につき契約書が交わされていなかった。

ト．入退場管理装置等保守点検業務

ナ．浴場サウナ・マット賃借

両業務とも年間を通じて継続する業務であり、委託先業者との不測のトラブルを回避する必要からも、委託業務の内容・範囲や報告に関する事項、リスク分担等を明確にしたうえで契約書として交わす必要がある。

X I．盛岡市リサイクルセンター（資源ごみ分別施設、粗大ごみ処理施設、廃棄物処分場）

1．概要

（1）中間処理及び最終処分の内容

盛岡市リサイクルセンター（以下、「リサイクルセンター」という。）では盛岡地域の不燃系ごみの中間処理及び埋立処分を行っている。搬入されるごみの性質・種類ごとのリサイクルセンターにおける中間処理の内容及び最終処分の内容は次のとおりである。

ごみ区分	ごみの性質	中間処理	ごみの種類	処理方法（ごみの顛末）
焼却残灰	—	—	—	埋立処理
粗大ごみ	可燃ごみ	破碎処理後、クリーンセンターで焼却		埋立処理
	不燃ごみ	破碎処理と分別処理	非資源化ごみ	埋立処理
			磁性物、金属類	資源化
資源ごみ	—	分別処理	びん、缶、ペットボトル	（資源回収業者へ売却）
乾電池 蛍光灯	—	保管	乾電池、蛍光灯、 不法投棄されたタイヤ	資源化 （処理業者へ処理委託）

（2）廃棄物処分場の概要

現在稼働している埋立処分場は埋立容量 1,017,050 m³である。昭和 52 年 11 月から埋立てが開始され、都南地域及び玉山区を除く盛岡地域のごみを埋立対象とする。当処分場は設置から 26 年が経過しており、平成 12 年度に埋立残余容量について調査を行った結果、10 数年の残余年数の見込となった。よって、平成 16 年度から平成 20 年度にわたる埋立処分場の再整備事業を実施し、新埋立地として 384,000 m³を確保し平成 35 年度末までの延命化を図った。

また、浸出水処理施設は昭和 53 年稼働である。平成 21 年度に実施した放流水の水質検査の結果、ダイオキシン類の濃度測定値は 0pg-TEQ/ℓであり、設備上の問題点はないと考えられる。

（3）人員の状況

平成 21 年度及び 22 年度の人員構成は次のとおりである。具体的な作業内容のヒ

アリングを行い作業状況を視察したところ、持込み受付、破碎作業、運搬（運転）作業、分別作業の要員に関して、大きな過不足はないものとする。

区分	平成 21 年度		平成 22 年度	
	担当業務	担当者数	担当業務	担当者数
職員	事務	4 人	事務	4 人
	破碎業務	6	破碎業務	6
非常勤職員	受付・計量	1	受付・計量	1
	運転作業	3	運転作業	3
	—	—	雑務、土曜日・祝日の資源ごみ収集	2
	分別作業	1	分別作業	1
臨時職員	分別作業	17	分別作業	17
人員 計		32 人		34 人

（注 1）平成 22 年度から不燃ごみ及び資源ごみ祝日にも回収することとしたことに伴い、資源ごみの収集担当者として、平成 22 年度は非常勤職員を 2 名増員している。

（注 2）作業は 8 時 30 分から 16 時半までの 7 時間稼働であるが、非常勤職員は 6 時間勤務であり、臨時職員は 7 時間勤務である。なお、職員は 8 時 30 分から 17 時 15 分までである。

（注 3）任用期間は非常勤職員が最長 5 年、臨時職員は最長 1 年である。

（４）使用済み乾電池の処理について

乾電池には一次電池と二次電池の区別があり、二次電池は充電可能であるものといい、一次電池はそれ以外の電池をいう。二次電池の場合、希少金属の再利用のために資源有効利用促進法で回収・再資源化がメーカーに義務付けられ、販売店等が回収し電池工業会を中心に処理を行っている。市では一次電池のうち、アルカリ乾電池及びマンガン乾電池を回収している。なお、平成 21 年度における使用済み乾電池処理事業に係る決算額は 7,429 千円であった。

市は「社団法人 全国都市清掃会議」（以下「全都清」という。）の会員となっていることから、使用済み乾電池等の処理処分を全都清の指定する野村興産株式会社と随意契約により再資源化処理を委託している。同社は社団法人全国都市清掃会

議・廃棄物処理技術開発センターから、日本で唯一の使用済み乾電池「処理センター」の指定を受け、現在では全国からの使用済み乾電池及び蛍光管の再資源化処理を行っている。市では北海道にある「処理センター」への輸送コストを含め、21年度に次のような支出を行っている。

(単位：千円)

件名／区分	契約種別	契約業者	契約額
使用済み乾電池処理	随意(一者)	野村興産(株)	5,636
運搬料	同上	日本通運(株)	791
運搬料	同上	日本貨物(株)	855

(5) ペットボトルの処理について

ペットボトルはリサイクルセンターに集積され、再資源化できるものとそれ以外のものに手作業で分別し、圧縮成型を行い、財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡している。その後、当該財団が一般競争入札で委託する再商品化事業者がペットボトルの処理を行っている。委託単価は容器包装を利用する企業や容器メーカー等の「特定事業者」が負担するよう算出している。近年、ペットボトルは再商品化後の市場価値が高いため、有償で再商品化事業者へ譲渡している。有償譲渡金を受け取った日本容器包装リサイクル協会は、ペットボトルの持込量や分別の品質度合いに応じて各市町村に分配している。リサイクルセンターの収集・保管するペットボトルの譲渡先を直近の容器包装リサイクル協会が一般競争入札で落札した金額は次のとおりである。

区分	落札量 (t)	落札価格 (円/t)	落札総額 (千円)	実際委託数 (t)	有償入札抛金収入 (千円)
H19 度	675	△43,210	△29,166	771	△30,261
H20 度	813	△38,200	△31,056	767	△18,826
H21 度	800	9,980	7,984	727	0
H22 度	800	△8,390	△6,712		

- (注) 1. 当該データは、日本容器包装リサイクル協会のホームページより抜粋した。
 2. 委託料は、日本容器包装リサイクル協会に対するものである。
 3. 「△」は収入を表す。

2. 監査手続及び監査結果

(1) 人事管理について

人事管理が適正に行われているか確かめるため、リサイクルセンターの管理事務所において人員名簿、1日の業務内容の時間割を閲覧し、センター所長及び事務担当者へのヒアリングを行った。また、任意に抽出した出勤簿を閲覧し、職員等の勤務状況の管理が適切に行われているか確かめた。さらに、作業状況を視察した。

監査の結果は、次のとおりである。

- ① 当センターにおける1日の業務のスケジュールは無理のないものと考えられ、問題点等は認められない。
- ② 閲覧した職員出勤簿には出勤確認の押印が適切に行われており、問題点等は認められない。

(2) つり銭の管理について

盛岡地域の市民が、家庭から出たごみを持ち込む場合、計量200Kg以上であれば、廃棄物処理手数料を徴収する。また、盛岡地域の事業所から出るごみについても事業者及び許可業者が搬入する場合廃棄物処理手数料を徴収する。この廃棄物処理手数料受領時に要するつり銭として、3万円を受付場所に設置してあるレジ内に常時用意してある。手数料を受領した場合、搬入の受付担当者が「計量伝票」を発行し、業務終了後のレジ締め時に、他の事務担当者が入金額と「計量明細（即納）」に記載されている「手数料合計額」を照合するとともに「納付書」を作成し、当日「納付書」と「手数料（現金）」を三ツ割収集センター事務所に預け、三ツ割収集センター担当者が銀行に入金する。そして、当該つり銭の月末残高は、翌月の業務初日付けの「つり銭保管高報告書」に記載され環境部資源循環推進課に報告する、という事務フローになっている。

このつり銭3万円につき現物管理及び帳簿管理が適切に行われているか、平成22年10月7日午後3時時点の現金を実査するとともに、現金の入出金に係る関連帳票を確かめた。

監査の結果は次のとおりである。

- ① 現金残高は3万円であった。平成22年10月1日付けの「つり銭保管高報告書」の「翌月繰越高」欄の金額と合致した。

② サンプルとして粗大ごみの搬入があった平成 21 年 4 月 1 日の「納付済通知書」（控）の検印を査閲したところ、発議者印、係員印、及び所長印が全て押印されていることを確認した。また、処理手数料の集計簿である「廃棄物手数料集計表（一般分）」の「納付額」欄記載の金額と合致していることを確認した。粗大ごみの搬入に係る手数料納付額は受付担当者以外の者が確認し、所長の承認を得ている。

③ 平成 21 年度の各月の「つり銭保管高報告書」の検印を査閲したところ、発議者印、係員印、及び所長印がすべてあることを確認した。つり銭の月末残高は受付担当者以外の者が確認し、所長の承認を得ている。

④ 以上、①、②及び③の結果から、粗大ごみの搬入に係る手数料納付額及び月末のつり銭の現物管理については適切な管理手続が行われ、有効な牽制機能が働いていると判断できた。一方、日々の現金（つり銭）管理については、ごみの搬入手数料の受入れがあった日以外はつり銭残高 3 万円の現物確認を行っておらず、また、現金出納簿を設けての記帳もしていない。

現金の現物確認は搬入手数料の受入れの事実の有無にかかわらず毎日、受付業務終了後、受付担当者以外の事務担当者が行うべきであり、また、同時に現金出納簿への記帳も行うべきである。

（３）浸出水処理関連の薬品の管理について

浸出水処理施設においては、浸出水処理に用いる薬品の受け払いがあれば日付、用途を記載する薬品の管理台帳に記帳して現物管理している。

サンプルで薬品 1 品目を抽出しの現物をテストカウントしカウント数と管理台帳記帳数が合致していることを確認した。浸出水処理関連の薬品は、適切に管理されている。

（４）所管車両の現物確認

リサイクルセンターで所管車両の現物確認を行った。

監査の結果は、前掲「Ⅷ．保有車両」「２．監査手続及び監査結果」「（１）車両の現物確認」に記載したとおりである。

(5) 使用済み乾電池の処理について

使用済み乾電池の処理に係る事務の執行が経済性・効率性及び有効性を考慮して実施しているかを検討するために、使用済み乾電池の業務委託に関連する書類を閲覧した。

監査の結果は次のとおりである。

市が全都清の会員となった 1986 年以来、継続して野村興産株式会社と随意契約を行っているが、その理由として、乾電池処理を行える設備を整えているのが近隣になく、北海道にある同社の処理センターが全都清の指定業者であるからとのことであり、過去から継続的に委託を行っており乾電池の処理方法の見直しは行なわれていない。

同業者に関する情報を収集し乾電池処理に係る総費用の見積りを比較する等、委託業者の見直しに係る検討を定期的に行うべきである。

(6) ペットボトルの処理について

業務関連資料一式を入手し、資料の閲覧、質問を実施し、事務手続きの合規性を検証した。

監査の結果は、次のとおりである。

ペットボトルの財団法人日本容器包装リサイクル協会への引渡しについて、落札価格に対する委託料の比は以下になる。

区分	落札価格（円/t）①	委託単価（円/t）②	差額③（①-②）	減少割合（③/①）
H19 度	△43,210	△39,249	△3,960	9.2%
H20 度	△38,200	△24,544	△13,656	64.3%
H21 度	9,980	0	9,980	—

この結果から、平成 19 年度及び平成 20 年度はペットボトルの資源化について引渡し先を適時に検討すれば得られる収入があったことがわかる。一方で、平成 21 年度にはペットボトルの処理が有償となっているにもかかわらず、財団法人日本容器包装リサイクル協会への委託料は発生していない。このようにペットボトルのリ

サイクル処理に係る収入又は委託料の価額変動は激しく、引渡し先によって市の損益に与える影響が大きいと、十分な検討が必要と思われる。

3. 監査結果に添える意見

(1) 使用済み乾電池の処理方法について

1990年以前の乾電池には微量の水銀が含まれていたことから、環境への影響を考慮し、使用済み乾電池の再資源化が行われていた。しかし、環境への影響が心配されていた水銀は、国内では、マンガン乾電池には1991年から、アルカリ乾電池には1992年から含まれていない。それゆえ、現時点での乾電池に含まれていた水銀による環境への影響は1990年代と比較して小さくなっており、乾電池の再資源化によって得られる環境保護上の利点と比較し、再資源化によって発生する環境に対する有害な影響の方が大きい可能性も考慮した検討が必要である。また、再資源化ではなく埋立により乾電池を処理している自治体もあることから、乾電池の処理方法については慎重に検討する必要があると思われる。

(2) ペットボトルの財団法人日本容器包装リサイクル協会への引渡しについて

廃棄物の再資源化を行うに当たって、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、容器包装リサイクル法とする。)に基づいて処理され、主にガラスびん、紙、プラスチック及びペットボトルが分別収集されリサイクルされている。ペットボトルについては、リサイクルし易く再生処理された樹脂が高額で取引されたため、使用済みペットボトルが有価で取引されるようになってきた。このような状況から、日本容器包装リサイクル協会にペットボトルを引き渡さず、直接再商品化事業者へ売却する等の独自処理を行っている市町村の割合が増加している。自治体ごとの経済性の観点からはより高く売却できる先に譲渡することは当然のことである。

一方、リサイクル活動のインフラを維持する観点からは、容器包装リサイクル法により組織された容器包装リサイクル協会及びその指定法人を保護すべく、安定的にリサイクル品を提供する必要があると、全国的にみれば一定量の供給は止むをえないとの声もある。しかし、再商品化事業者は営利目的の事業者であることから、指定法人と他の法人を区別して保護する必要性は乏しいと考える。確かに、リサイクルは環境保全に適正に処理することが必要であることから、事業者の適格性を審査

する指定法人制度を採用する考え方もある。そのため、リサイクルについて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室からの平成 19 年 10 月 11 日の事務連絡によれば、「使用済みペットボトル等を指定法人に以外の事業者引き渡す場合にあつては、その事業者に対し（財）日本容器包装リサイクル協会が再生処理事業者の登録申請の際に提出を求めている書類に準じた書類の提出を求め、その事業者の適格性を厳密に審査することが必要です。加えて、当該事業者が適正に再商品化等の処理を行っていることについて、現場確認その他の適切なによる確認が必要です。」とされ、リサイクルに係るインフラの保護を図っている。

しかし、再生処理事業者としての適切性を監視する必要があるのは、プラスチックのように処理が容易に行えず処理費用が多くかかる資源と考えられる。つまり、多くの収入が見込まれる一方で、不法投棄により実際に処理を行わないことが考えられる。これに対して価値のある資源ごみは不法投棄の対象にはならない。このようなことから、ペットボトルに関してはリサイクルの仕組みが成熟しており保護の必要性に乏しいように思える。

以上のことを考慮したうえで、再商品化事業者と直接取引を行うことの検討が必要と考える。また、現在高止まりしているプラスチックの再処理についても、将来はペットボトルと同様に再処理が容易で高額で取引が行われることがあれば、同様の検討が必要になる。

X II．盛岡市玉山廃棄物処分場

1．概要

(1) 現行業務について

盛岡市玉山廃棄物処分場は盛岡市との合併前の旧玉山村の可燃・不燃ごみ残渣の埋立処分施設であったが、岩手町及び盛岡市が構成市となっている一部事務組合である岩手・玉山環境組合と平成15年4月1日に締結した「岩手・玉山環境組合で処理する可燃・不燃ごみ残渣の最終処分に関する覚書」（以下、覚書と称す）により、玉山区で収集されたごみは岩手・玉山環境組合による中間処理後排出される焼却灰、灰固化、不燃残渣を同組合が岩手町へ運搬し、岩手町の最終処分場で埋立処分されている。

玉山廃棄物処分場では平成15年度の覚書締結後の平成17年度まで埋立処分が行われていたが、盛岡市と旧玉山村が合併した平成18年度以降現在に至るまで埋立処分は行われていない。当埋立処分場の現行業務は外注業者5社による浸出水処理管理と設備の点検・維持管理のみである。

(2) 覚書の概要及び岩手町への搬入量の状況

覚書の内容は、岩手町の一般廃棄物最終処分場の建設期間中であつた平成9年度から平成14年度にわたり旧玉山村が岩手町から焼却灰、灰固化、不燃残渣のを受け入れていたため、その見返りとして平成14年度までに岩手町が持ち込んだ残渣4,216tに相当する残渣を、平成15年4月1日から平成25年3月31日までの10年間に岩手町の一般廃棄物最終処分場で埋立処理する、というものである。

平成21年度までに岩手町に持ち込んだ残渣量の累計は2,396tであり、平成22年度から平成24年度終了まで残り1,820tの枠がある。

(3) 休止埋立処分場と浸水処理施設の概要

当処分場は埋立容量37,100m³である。平成5年3月から埋立てが開始され、平成17年度までの埋立率は約45%とのことである。したがって、残り2万m³ほどの埋立能力を有している。これは平成25年度から埋立を再開とした場合、玉山区の十数年分の埋立処分を可能にする量である。

また、浸出水処理施設は埋立が開始された平成5年稼働である。平成21年度に実施した放流水の水質検査の結果、ダイオキシン類の濃度測定値0.00048pg-TEQ/ℓ

であり、設備上の問題点はないと考えられる。

(4) 業務の外注の状況

当処分場の業務は全て外注によっている。外注業務の概要は次のとおりである。

- 処分場及び浸出水処理施設の全般の管理 1 社
- 水質検査（ダイオキシン） 1 社
- 水質検査（ダイオキシン以外） 1 社
- 浸水処理施設の設備管理 1 社
- 浸水処理施設の定期点検 1 社

2. 監査手続及び監査結果

(1) 浸出水処理関連の薬品の管理について

浸水処理施設においては、浸出水処理に用いる薬品の受け払いがあれば、日付、用途を記載する薬品の管理台帳に記帳して現物管理している。

数品目の薬品について現物をテストカウントしたところ、カウント数と管理台帳の記帳数が異なっている品目があった。受払の記録を適切にしていなかったことが原因であり、定期的な現物確認がおろそかになっていると考えられる。

取り扱う浸出水処理関連の薬品には、劇薬等の薬事法で厳格な管理が定められるようなものはないとのことであるから、紛失等で危険事故が発生するような事態は起こらないであろうが、それらは市の資産であるから受払記録の徹底と最低でも月 1 回程度の定期的な現物確認による薬品管理の徹底を要する。

(2) 業務管理について

当処分場の業務は全て外注によっていることから、業務の管理状態のモニタリングは玉山区の清掃業務を管轄する玉山総合事務所の税務住民課の清掃業務担当者が行っている。この業務のモニタリングが適切に行われているか間接的にはあるが確認するため、管理日誌、水質検査の報告書類、及び設備点検簿を任意に抽出して閲覧した。

監査手続の結果は次のとおりであり、玉山総合事務所の税務住民課のモニタリング業務に問題点等はなかった。

- ① 平成21年4月1日の管理日誌には不良点等の記載はなく、税務住民課長の確認印

が押印されていた。

② 平成21年4月6日付けの薬注設備等点検簿には大きな異状点等を示す記載はなく、税務住民課長及び清掃業務担当者の確認印が押印されていた。

③ 平成21年7月29日付けの計量証明書（ダイオキシン類以外）には基準値及び協定値を超えるデータの記載はなく、税務住民課長及び清掃業務担当者の確認印が押印されていた。

④ 平成21年10月26日付けの計量証明書（ダイオキシン類）には基準値及び協定値を超えるデータの記載はなく、税務住民課長及び清掃業務担当者の確認印が押印されていた。

3. 監査結果に添える意見

平成25年度以降の当処分場のあり方について

覚書により、岩手・玉山環境組合による中間処理後発生する玉山区の焼却灰、灰固化物、不燃残渣は平成24年度終了日まで岩手町の最終処分場で埋立処分されるが、平成25年度以降は当処分場での埋立が構想されている。しかし、現在未稼働の埋立処分施設を再稼働させるには埋立業務要員の確保や埋立業務車両の調達といった追加コストが必要であるため、残り十余年の埋立能力しか有しない当処分場の再稼働には今一度検討を要すると思われる。

すなわち、岩手・玉山環境組合での中間処理後の焼却灰等玉山区の埋立を今後半世紀ほどの埋立能力を有していると推計できるリサイクルセンター埋立処分場で最終処理することも、平成25年度以降の玉山区のごみの埋立の方策のひとつとして考えられる。したがって、当処分場を再稼働とした場合の追加コストとリサイクルセンターへ運搬することとした場合の追加コスト（市が直接運搬するのか、岩手・玉山環境組合に委託するのか、といった運搬形態を含む運搬コスト）を今一度比較検討したうえで、今後の方針を確認すべきである。

XⅢ．収集センター（三ツ割収集センター、門収集センター）

1．概要

旧三ツ割清掃工場及び旧門清掃工場は現在稼働しているごみ焼却施設盛岡市クリーンセンターが平成10年度から稼働したことで平成9年度をもって休止し、以後これら施設は塵芥収集車両の保管施設及び塵芥収集業務担当要員の事務所、待機所として用途が変更され、旧三ツ割清掃工場が三ツ割収集センター、旧門清掃工場が門収集センターにそれぞれ姿を変え、現在まで活用されてきている。

なお、これらの施設についてはすでに市議会による財産処分の承認がなされている。

（1）施設の概要

区分	旧三ツ割清掃工場	旧門清掃工場
所在地	盛岡市三ツ割五丁目17-18	盛岡市門二丁目28-2
公用開始日	昭和51年10月9日	昭和44年9月1日
稼働停止日	平成10年3月31日	平成10年3月31日
主な施設内容	①管理棟及び車庫棟 ②ごみ焼却施設 ③焼却灰搬出プラットフォーム	①管理棟 ②車庫 ③倉庫 ④ごみ焼却施設 ⑤し尿処理施設 ⑥汚水処理施設 その他、最終沈殿槽等
施設の使用状況	管理棟、車庫及び待機所として、 建屋1棟を使用中（上記①）	管理棟（上記①）と車庫及び 待機所（上記②）を使用中
施設規模	敷地面積13,467㎡ 建築面積 1,288㎡ 延床面積 1,914㎡	敷地面積11,849㎡ 建築面積 787㎡ 延床面積 1,009㎡
財産処分承認日 （財産処分申請日）	平成13年10月15日 （平成10年5月26日）	平成14年2月26日 （平成10年5月26日）

(2) 人員及び塵芥収集車の保有状況

平成22年4月1日時点における両センターの人員及び塵芥収集車の保有状況は次のとおりである。

区分			三ツ割収集センター	門収集センター
人員	運転技士	職員	8人	6人
		再任用職員	1	2
		臨時職員	1	2
	環境衛生員	職員	17	15
		再任用職員	1	1
		臨時職員	2	4
	事務担当	職員	3	2
		再任用職員	－	1
	人員合計		33人	33人
収集班体制（3人/班）			10班	10班
塵芥収集車			11台	12台

(注1) 人員の「再任用」は退職した職員を一定期間を設け再雇用するものである。

(注2) 収集は運転技士1人、環境衛生員2人の3人1組の体制で稼働する。勤務時間は、職員が午前8時15分から午後5時までである。

(注3) 塵芥収集車は平成22年12月末時点で三ツ割収集センター、門収集センターともに10台である。それ以前はこれらの10台のほかに、予備車として三ツ割収集センターが1台、門収集センターが2台保有していた。車両の詳細は前掲「Ⅷ. 保有車両」に記載のとおりである。

(3) 収集業務の内容

市のごみ収集の範囲は、盛岡・紫波地区環境施設組合が収集する都南地域及び岩手・玉山環境組合が収集する玉山区を除く盛岡地域全域である。このうち、三ツ割収集センターと門収集センターは、盛岡地域全域の粗大ごみと民間委託地区を除いた可燃ごみ及び古紙の収集を行っている。びん、缶、ペットボトル（平成22年8月からは、容器包装類を含む。）の資源ごみ、不燃ごみは全面的に民間業者へ委託している。また、市が直接回収している地区を除く古紙の回収も民間業者へ委託して

いる。

三ツ割収集センターの収集範囲は雫石川と北上川に挟まれた市北西側から滝沢村境まで、及びJR山田線の北側から玉山区境までである。また、門収集センターの収集範囲は雫石川西側とJR山田線の南側から都南地域境までである。

2. 監査手続及び監査結果

(1) 人事管理について

人事管理が適正に行われているか確かめるため、両センターの管理事務所において人員名簿、当年度の収集業務のスケジュール表（曜日、収集対象、収集地区）及び1日の業務内容の時間割を閲覧し、センター所長及び事務担当者へのヒアリングを行った。また、任意に抽出した出勤簿を閲覧し、職員等の勤務状況の管理が適切に行われているか確かめた。さらに、収集センター内での作業状況を視察した。監査の結果は、次のとおりである。

- ① 両収集センターの当年度の収集業務スケジュールは職員等の休日を反映した無理のないものと考えられ、問題点等はない。
- ② 両収集センターにおける1日の収集業務のスケジュールは無理のないものと考えられ、問題点等はない。
- ③ 任意に抽出して閲覧した出勤簿の中に、監査当日（平成22年9月6日）の始業前に押印すべき当日出勤していた職員の押印欄が空白であるものがあった（両収集センターで各1件）。

この点に関して、収集担当者の出勤の有無を管理上適切に把握できないという危険性があるのではないかとこの疑問を管理担当職員に質問したところ、押印が始業前になされず収集後の手の空いた時に行われることもあるが、3人1組の班体制であり、また、職員等の出勤は班長が確認しているため、押印が始業前になされなくとも出勤確認は可能であるとの回答を得た。しかし、出勤時の出勤簿への押印は盛岡市職員服務規程で定められていることから、各収集センターの所長は各職員等に対し、出勤簿への押印を始業前に行うというルール of 順守を徹底させるべきである。

(2) 粗大ごみの料金収集業務について

平成18年度から盛岡地域において家庭系粗大ごみの収集手数料の有料化が行われている。これは粗大ゴミを排出しようとする市民が、盛岡市区域内にある取扱

店（スーパーマーケットやコンビニエンスストア）で処理券を購入することをもって手数料の納付とし、市が収集する際にこの処理券が粗大ごみに貼付されていることをもって手数料の納付を確認し収集する、というものである。そして、取扱店は市に対して毎月報告する処理券販売実績に基づき納付書を送付して処理券販売金額を納付し、市は取扱店に対して手数料を支払う。なお、手数料率は盛岡地域とは異なるが、一部事務組合が収集を担う都南地区の粗大ごみについては有料化されている（玉山区の粗大ごみの手数料は無料である。）。

この粗大ごみ手数料収納業務について、取扱店との業務委託契約が適切に締結されていることを検証するため、取扱店リストを入手してリストに載っている取扱店を任意に抽出しその取扱店との「粗大ごみ収集手数料収納事務取扱契約書」が存在するか確かめた。また、当該処理券の取扱店へ交付する前の保管状況について、任意に抽出した取扱店別に受払管理帳簿と交付前処理券の枚数との突合を行った。なお、これらの業務は盛岡市庁舎内の盛岡市環境部で実施した。

監査の結果は次のとおりである。

- ① 抽出した取扱店全てについて締結した「粗大ごみ収集手数料収納事務取扱契約書」があることを確かめた。取扱店との業務委託契約が適切に締結されているものと判断する。
- ② 市環境部内に保管されている処理券の現物の枚数は受払管理帳簿に記載されている枚数と合致した。処理券の枚数管理は適切に行われていると判断する。しかし、金券に準ずるともいえる処理券の保管場所が鍵のかからない書類棚である点、鍵のかかる場所で保管するように改善すべきである。

（３）旧清掃工場施設の解体の必要性について

両センター内に残る旧清掃工場施設（以下、旧施設と称する）を視察した。旧施設は稼働を休止してから十余年が経っている。旧施設のうち焼却炉の煙突は、両センターとも平成21年度に解体済みである。解体のための事業費は旧三ツ割清掃工場分が41,536千円、旧門清掃工場分が48,489千円であり、財源は国の平成21年度補正予算として交付された地域活性化・経済対策臨時交付金で充当した。

視察及び旧施設の状況等についてのヒアリングの結果、確認した事項は次のとおりである。

- ① 両センター内にある旧施設は竣工後40～50年経過しておりいずれの旧施設も老朽化が見てとれるが、特に旧三ツ割清掃工場の焼却灰搬出プラットホームの建屋の壁が剥れ落ちており焼却施設の基礎にもひびが入っている。地震等に

起因する建物崩壊といった危険性があると考える。解体事業が早期にできない状況にあるとしても、倒壊等の危険性を除去するため、補修工事の可否を調査・検討すべきである。

② 平日の日中は問題ないであろうが、休日や平日夜間の防犯上の問題が生じる環境である。防犯の障害になる事項を回避する措置を講ずべきことを検討すべきである。

③ 両センターの所在地は、畑、住宅地、商業施設といった市民の日常生活の活動範囲に隣接している。旧施設を現状のまま放置することは、地震等に起因する建物崩壊によって市民に被害を及ぼす危険性を残すと考える。具体的な内容を含む総合的な計画の策定を開始すべきである。

(4) 所管車両の現物確認について

両センターで所管車両の現物確認を行った。

監査の結果は、前掲「Ⅷ. 保有車両」「2. 監査手続及び監査結果」「(1) 車両の現物確認」に記載したとおりである。

3. 監査結果に添える意見

(1) 旧施設の解体について

前掲「2. 監査手続及び監査結果」「(3) 旧清掃工場施設の解体の必要性について」で記載したとおり、旧施設の現状での放置には問題があると考えられる。こうした旧施設の状態から判断して、市環境部としても旧施設を解体すべきことは認識しているようであるが、解体事業費が多額になることが予想されることから、具体的な解体計画の策定には至っていない。なお、解体事業費の見積りは平成17年に解体業者1社から取り寄せたのを最後に、以後現在まで見積りを再度取り寄せることはしていない。取り寄せた平成17年時点の見積額は、旧三ツ割清掃工場焼却施設に係るもの388,500千円、旧門清掃工場の煙突を除く全処理施設に係るもの383,250千円であり、合計8億円近くに達する。解体事業の具体的な計画の策定を開始するため、まず解体工事費用の見積額の最新データを入手すべく再度見積りを取り寄せるべきである。また、法的な調査義務や事業化の義務はないが、解体時には土壤汚染の状況を任意で調査することも検討すべきである。

市の財政状況が厳しいことは言うに及ばないであろうが、それでもなお、解体事業の開始時期、財源の計画、解体後跡地の有効活用といった具体的な内容を含む総合的な計画を策定し早期解体を促進すべきである。

(2) 収集事業の今後のあり方について

収集事業について市としては民間委託を拡大する方向にあり、現在の委託の比率は約50%にのぼっているとのことである。収集コストの市の試算によれば、民間委託した場合の方が市直営による場合に比べ安価であるという結果とのことである。これは市職員の給与水準と民間業者の給与水準の比較や収集要員数の比較（例えば、市の収集班は3人構成であるのに対し、民間委託業者の収集班の構成は2人が標準的な型である点等）でも明らかであると思われる。

この点に関連し、人材の更なる有効利用のために、現状の3人1班体制を仮に3人から2人とした場合の人件費減少額を算出することは、現状の収集業務にかけている人件費を今後の新たな清掃サービスの提供や市の他の業務に充当することを検討する際に、有用なデータを提供するものとする。

この人件費減少額（概算）を、平成21年度の収集要員（運転技士、環境衛生員）に係る人件費データをもとにひとつの例として試算すると、次のような結果になる。

＜試算の前提－三ツ割収集センターの収集要員に係る平成21年度人件費データ＞

（単位：千円）

区分	人員数	給料	手当	共済費	計
職員・再任用職員	25	97,590	44,334	31,059	172,984
臨時職員	5	8,619	－	1,261	9,881
計	30	106,210	44,334	32,321	182,865

＜試算の前提－門収集センターの収集要員に係る平成21年度人件費データ＞

（単位：千円）

区分	人員数	給料	手当	共済費	計
職員・再任用職員	30	113,200	51,753	36,182	201,136
臨時職員	6	11,447	－	1,630	13,077
計	36	124,647	51,753	37,812	214,213

仮に市の収集班を2人構成とする場合の三ツ割収集センター及び門収集センターの人件費減少額の概算額を、上の収集業務人員に係る人件費総額に「(3人-2人=)1人/3人」を乗じて試算する結果は、次のとおり約1億32百万円となる。

(単位：千円)

区分	3人体制の収集人員の年間人件費	2人体制とした場合の収集人員の年間人件費	差引人件費減少概算額
三ツ割収集センター(10班)	182,865	121,910	60,955
門収集センター(12班)	214,213	142,808	71,405
合計	397,078	264,718	132,360

さらに、収集センターの業務終了時間は17時であるが両センター内での作業状況の視察の結果、収集担当者の業務は洗車を含め15時頃には終了しているとの所感がある。これが常態であるならば、15時以降業務終了時間17時まで2時間ほどの職員等の労働力の有効利用を検討すべきではないかと思われる。

この点についても人材の更なる有効利用のために、未稼働時間に見合う利用可能な人件費を算出することは、現状の収集業務にかけている人件費を今後の新たな清掃サービスの提供や市の他の業務に充当することを検討する際の有用なデータを提供するものとする。

入手した前掲の平成21年度の人件費データをもとに、収集業務要員の勤務時間15時以降業務終了時間17時までの2時間を有効利用する場合の人件費の価値の概算額は、次のとおり約1億13百万円と試算される。

(単位：千円)

区分	年間人件費	人件費価値概算額	試算の方法
三ツ割収集センター	182,865	52,247	年間人件費に「2時間/7時間」を乗じて算定した。
門収集センター	214,213	61,203	
合計	397,078	113,450	

最後に、「(1) 旧施設の解体について」で記載しているとおり、両収集センターの敷地内にある旧設備の解体後の再利用計画の内容により、両収集センターの移転を要する事象が生じたり、あるいは、業務規模を縮小せざるを得ない事象が生じたりすることも、可能性のある将来事象として想定できる。

以上の諸点を勘案すると、市のごみ収集業務の民間委託は望ましい方向であると考えられ、民間委託を加速すべきであることを意見する。

ただし、天災時等における市の緊急活動の必要が生ずることなどを考慮すると、全面的な民間委託の可否の判断に当たっては、極めて慎重な検討を要するものとする。

XIV. おわりに

市は、ごみの発生の抑制、ごみの資源化、再生利用の促進等による廃棄物の減量を推進し、ごみの適正な収集、運搬、分別、保管、再生、処分等の処理をするための清掃事業を行い、市民生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っている。これらの清掃事業に係る市の広範な施策のうち、主要な項目について監査を行ったが、実施した監査の主要な視点及び監査結果を次のとおり総括する。

1. 清掃行政が廃棄物対策及びごみ対策に係る事務の執行等が、関連する法令及び条例・規則等に従い行われているか（合规性について）

監査の結果、合规性について重大な問題点は認められず、総じて、業務執行は関連する法令及び条例・規則等に従い処理されていると判断した。ただし、規則への準拠が徹底していない次の個別事項については改善を要するものと判断する。

（１）「Ⅶ. 盛岡市清掃事業における外注業務」について

- ① 備品整理票の塵芥収集車への常備徹底及び備品現物と備品整理票と照合すべきこと

（２）「Ⅸ. 盛岡市クリーンセンター（ごみ焼却施設）」について

- ① 現物と備品データの照合等の定期的な管理を徹底すべきこと
- ② 公印の管理を徹底すべきこと
- ③ 貸与被服の管理を徹底すべきこと

（３）「Ⅹ. 盛岡市余熱利用健康増進センター「ゆぴあす」」について

- ① 年次の事業報告書及び検証結果の公表すべきこと
- ② 備品の管理を徹底すべきこと
- ③ 業務の再委託に係る契約書の取交しを徹底すべきこと

（４）「ⅩⅡ. 盛岡市玉山廃棄物処分場」について

- ① 浸出水処理関連薬品の管理を徹底すべきこと

（５）「ⅩⅢ. 収集センター（三ツ割収集センター、門収集センター）」について

- ① 始業前の出勤簿への押印を徹底すべきこと

2. 廃棄物対策及びごみ対策に係る事務の執行等が、経済性・効率性及び有効性を考慮して実施されているか（経済性・効率性及び有効性について）

市の清掃事業に関する決算額は、平成19年度42億56百万円から平成21年度36億87百万円と近年減少傾向にある。これは、市民及び事業者のごみ減量に対する意識の啓発事業やごみ収集業務の外注の促進等の諸施策の効果と思われる。しかし、平成22年度の当初予算額は約37億55百万円に上っており、盛岡市財政上の負担は小さくない。

このため、清掃総務、塵芥処理、ごみ処理施設管理、余熱利用の各事業の事務執行全般について、清掃予算を更に低減化すべき施策として十分なものであるか、という視点から監査を実施した。具体的には、ごみ及び資源の排出量等に関する現状分析やその対策が効果的・効率的になされているか、ごみ収集業務及び焼却処理業務等における民間委託の業務内容や委託比率等を把握して財政負担の軽減策が適切に施されているか、及び旧三ツ割清掃工場、旧門清掃工場の解体計画の進行状況や跡地の再利用計画について、市有財産の有効利用と財政負担の軽減化の観点からどのような展望で計画が策定され進行中であるのか、といった諸点を主眼として監査を実施した。

監査の結果、経済性・効率性及び有効性について、改善の必要があると考えられる事項を次のとおり指摘する。

(1) 「Ⅱ. 盛岡市ごみ減量推進基金」について

- ① 取崩（運用）内容の明確化及び設定目的に合致した積立目標額を検討すべきこと

(2) 「Ⅳ. 事業系一般廃棄物の処分手数料」について

- ① ごみ処理手数料水準の再検討及び手数料水準の継続的な検討をすべきこと

(3) 「Ⅵ. 資源ごみの回収事業」について

- ① 缶の回収事業について、行政回収も視野に入れて検討すべきこと

(4) 「Ⅷ. 保有車両」について

- ① 塵芥収集車両の買換基準を内規として明確に設定し、また、車両の有効利用をより徹底させる措置を講ずべきこと。

(5) 「Ⅸ. 盛岡市クリーンセンター（ごみ焼却施設）」について

- ① 焼却プラントの基幹的な部分の業務委託契約（随意契約）における契約単価について、他市の情報を収集するなどして十分に吟味・検討すべきこと

(6)「X I. 盛岡市リサイクルセンター（資源ごみ分別施設、粗大ごみ処理施設、廃棄物処分場）」について

- ① 使用済み乾電池の処理委託業者の見直しに係る定期的な検討をすべきこと
- ② ペットボトルの引渡し先に係る価格情報について、十分に検討すべきこと

3. 事務の執行が、合理的と考えられる方法によって、適切に行われているか（適切性）

清掃業務の執行について、適切性の観点から検証した結果、業務執行が適切でない、あるいは、不十分であり、改善の必要があると考えられる事項を次のとおり指摘する。

(1)「IX. 盛岡市クリーンセンター（ごみ焼却施設）」について

- ① 搬入車両の過積載撲滅に向けて、強い姿勢で臨むべきこと

(2)「X. 盛岡市余熱利用健康増進センター「ゆぴあす」」について

- ① 指定管理者の入札に、複数の事業者が応募する環境整備を行うべきこと
- ② 施設の安定的な業務運営のため、指定管理者自体の経営状態を確認すべきこと

(3)「X I. 盛岡市リサイクルセンター（資源ごみ分別施設、粗大ごみ処理施設、廃棄物処分場）」について

- ① 粗大ごみの搬入手数料に係るつり銭の管理を毎日すべきこと

(4)「X III. 収集センター（三ツ割収集センター、門収集センター）」について

- ① 金券に準ずる粗大ごみ処理券を、鍵のかかる場所で保管すべきこと
- ② 両センター内にある旧施設の補修工事の可否を調査・検討すべきこと。
- ③ 両センター内にある旧施設の防犯に資する措置を講ずべきこと
- ④ 両センターの今後のあり方について、具体的な内容を含む総合的な計画の策定を開始すべきこと

また、上記の監査結果に添える意見を当報告書に記載したが、これらの意見についても検討いただき、清掃行政サービスの更なる向上の足がかりになれば幸甚である。

最後に、監査結果及び監査結果に添えて提出する意見のうち、特に重要で改善のための措置が強く望まれる優先順位が高いと思われる事項について、あらためて次のとおり概説する。

1. 盛岡市ごみ減量推進基金の積立額について（監査結果）

積立目標額が3億円とされ、平成21年度末現在高は243,732千円ある同基金は、その積立目標額の明確な根拠がなく、また、具体的な取崩事由についての規定や指針がないことから取崩しが行われずに、多額の積立金が残ったまま当年度まで十数年にわたり繰越されてきたと考えられる。盛岡市ごみ減量推進基金条例の改正、もしくは指針の作成等により、具体的な取崩（運用）内容を予め基金の設定目的に合致した積立目標額を検討し、積み立てを行うべきである。

2. 容器包装リサイクル事業から玉山区が対象外になっていることについて（意見）

平成22年8月から開始されたプラスチック製・紙製容器包装の分別収集の施策の対象から玉山区だけが除かれている。この施策が盛岡市全体としてごみ減量とリサイクルの徹底を図る点にあることに鑑みれば、盛岡市全域を施策の対象とすべきである。

玉山区を施策の対象とすることに当たっては様々な課題があると想定されるが、それらを克服して同じ盛岡市である玉山区を施策の対象とすることが、市全体としての重要施策であることを盛岡市民全体に認知してもらえることにつながり、ごみ減量とリサイクルの促進を加速させ、長期的に有効な施策になるものとする。

3. 事業系一般廃棄物の処分手数料の負担率のあり方について（監査結果）

市はそれまで10kgまでごとに50円だった事業系一般廃棄物の処理手数料を、平成18年度は66円、19年度は82円、20年度は100円としている。しかしその後、事業者のごみ処理手数料を単位当たり処分原価の40%とする現状のごみ手数料の水準の見直しを含む再検討は行われておらず、また、ごみ処理手数料の処分原価に対する負担率が平成20年度、21年度と目標値（40%）に至っていないが、手数料が適正な水準であるかといった検証を十分に実施していない。事業者のごみ処理手数料を単位当たり処分原価の40%とする現状の再検討をし、また、処分原価の変動に応じて定期的な手数料水準の検討が必要である。さらに、負担額を処分原価に対してどの程度の割合とするかの継続的な検討を行うべきである。

4. 事業系一般廃棄物の処分手数料の算定根拠について（意見）

事業系一般廃棄物は排出事業者処理責任があり、事業者の排出する廃棄物を処理する場合は当該処理に係る経費を負担することが原則になっている。負担率について処

分原価を適正に算出した上で、その 100%に設定することが最も望ましい。しかし、排出事業者に処分原価の 100%負担させる処分手数料の設定は、事業者の経営圧迫や不法投棄の増加といった懸念が強くあるといった事情により事業者に処分原価の 100%を負担させない処分手数料水準とした場合には、一般市民の負担額(処分手数料)についての算定根拠及び負担理由を説明する必要があると考える。

5. 旧清掃工場施設の解体の必要性について（監査結果）

三ツ割収集センター及び門収集センターの各敷地内に残る旧清掃工場施設稼働を休止してから十余年が経っているが、処理施設等が老朽化したまま残っている（煙突だけは解体している。）。

このことに関しては次の措置を講ずるべきである。

- ① 地震等に起因する建物崩壊といった危険性がある。解体事業が早期にできない状況にあるとしても、倒壊等の危険性を除去するため、補修工事の可否を調査・検討すべきである。
- ② 防犯の障害になる事項を回避する措置を講ずべきことを検討すべきである。
- ③ 両センターの所在地は、畑、住宅地、商業施設といった市民の日常生活の活動範囲に隣接している。旧施設を現状のまま放置することは、地震等に起因する建物崩壊によって市民に被害を及ぼす危険性を残すと考える。具体的な内容を含む総合的な計画の策定を開始すべきである。

6. 旧施設の解体について（意見）

旧清掃工場施設の現状での放置は危険性があるなど問題である。解体工事費用の見積額の最新データの入手、また、法的な調査義務や事業化の義務はないが、解体時には土壌汚染の状況を任意で調査することも検討すべきである。

市の財政状況が厳しいことは言うに及ばないであろうが、それでもなお、解体事業の開始時期、財源の計画、解体後跡地の有効活用といった具体的な内容を含む総合的な計画を策定し、早期解体を促進すべきである。

7. 収集事業の今後のあり方について（意見）

人材の更なる有効利用のために、現状の 3 人 1 班体制を仮に民間収集委託業者が行っている 3 人から 2 人とした場合の人件費減少額及び 15 時以降業務終了時間 17 時まで 2 時間ほどの人件費価値額は、概算ではあるが前者が約 1 億 32 百万円、後者が約 1 億 13 百万円と試算される。これらの人件費は、現状の収集業務にかけている人件費を今後の新たな清掃サービスの提供や市の他の業務に充当することを検討する際の有用なデータを提

供するものとする。

収集事業の委託の比率は約50%にのぼっているとのことである。収集コストの市の試算によれば、民間委託した場合の方が市直営による場合に比べ安価であるという結果とのことである。また、両収集センターの敷地内にある旧設備の解体後の再利用計画の内容により、両収集センターの移転を要する事象が生じたり、あるいは、業務規模を縮小せざるを得ない事象が生じたりすることも、可能性のある将来事象として想定できる。

以上の諸点を勘案すると、市のごみ収集業務の民間委託は望ましい方向であると考えられ、民間委託を加速すべきであることを意見する。ただし、天災時等における市の緊急活動の必要が生ずることなどを考慮すると、全面的な民間委託の可否の判断に当たっては、極めて慎重な検討を要するものとする。

以 上